

第1節 計画の目的と内容

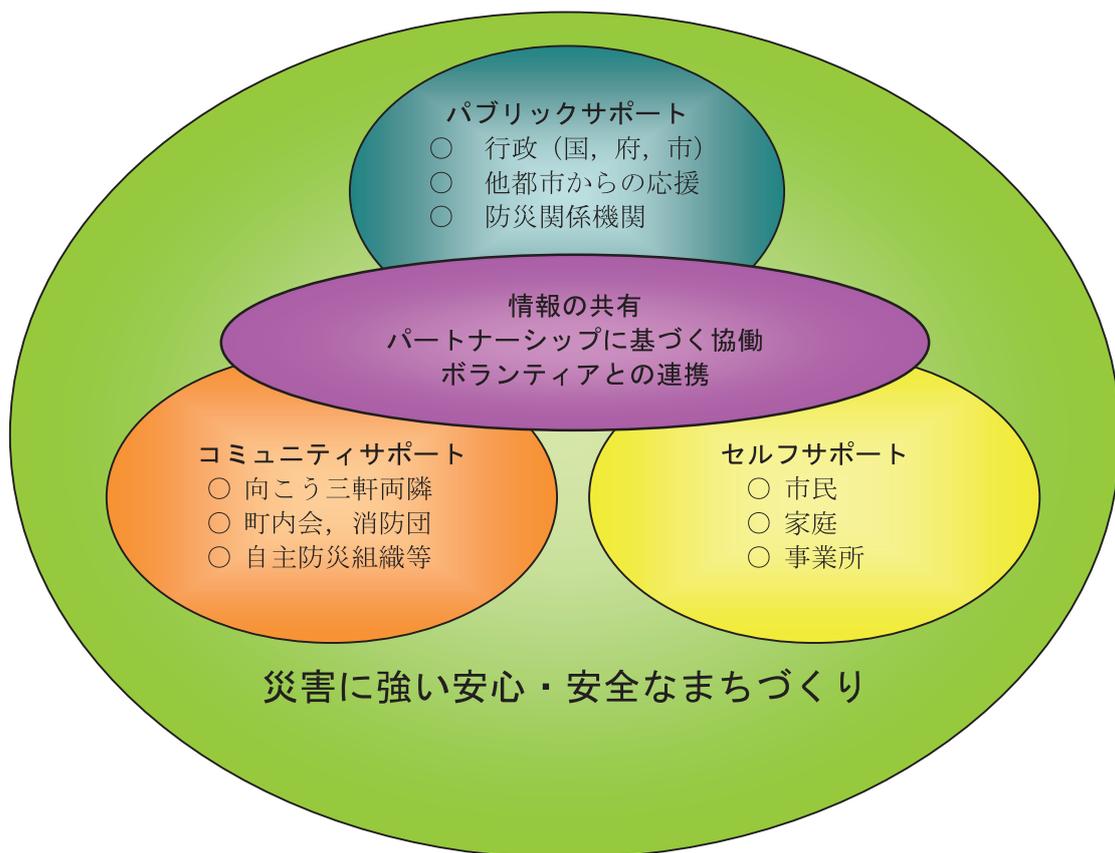
1 計画の目的

(1) 計画の目的

世界文化自由都市の理念及び「暮らしに安らぎ，まちに華やぎ，21世紀の京都」を実現するために，地震，台風等の各種の災害から市民の生命，財産と暮らしを守る総合的な防災対策を推進し，「災害に強い安心・安全なまちづくり」を図ることを目的に，京都市地域防災計画は，災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき，京都市防災会議が作成する計画として，本市の地域における地震災害をはじめとする各種の災害予防，災害応急対策及び災害復旧計画等に関する事項を定めるものである。

(2) 計画の理念

「自らの身の安全は自らが守る」，「自らのまちは自らが守る」を基本に，市民，事業所，地域，行政機関がそれぞれの役割を自助（セルフサポート），共助（コミュニティサポート），公助（パブリックサポート）として明らかにし，情報の共有とボランティアとの連携も図りながら，相互の信頼関係に基づく協働により，災害への備えの充実や災害発生時の被害の軽減，早期復旧のための災害活動体制等の整備など，災害に強い安心・安全なまちづくりを推進する。



2 計画の内容

(1) 計画の構成

ア 京都市地域防災計画の基本構成

京都市地域防災計画は、地震による災害や警戒宣言が発令された場合の防災対策の基本を示す「震災対策編」と、風水害、土砂災害及び大規模火災が発生した場合の防災対策の基本を示す「一般災害対策編」並びに多数の者の被災を伴う航空事故その他の大規模な事故が発生した場合の防災対策の基本を示す「事故対策編」で構成する。また、各編に必要な資料を「資料編」として編集する。

イ 京都市地域防災計画「事故対策編」の基本構成

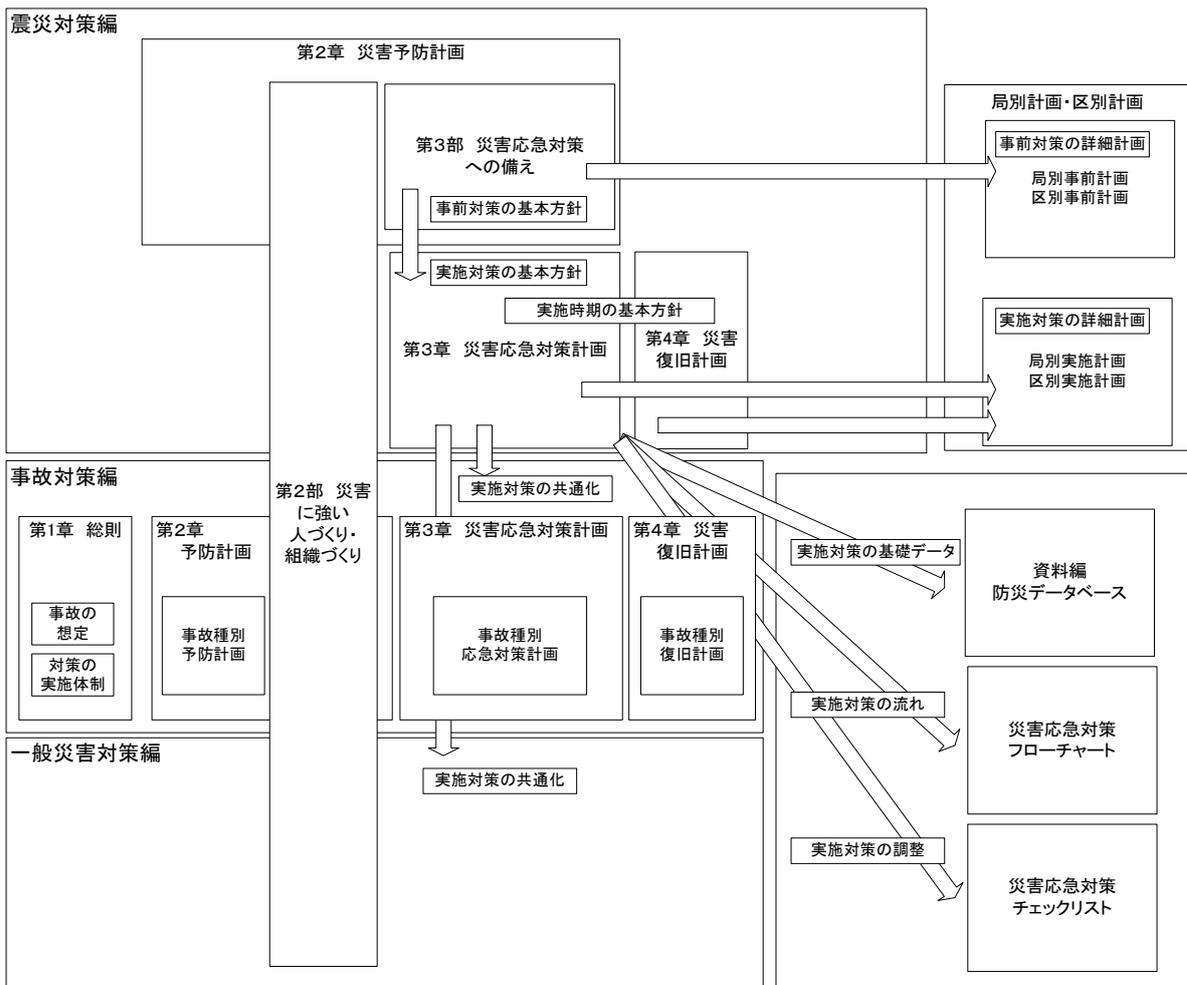
京都市地域防災計画「事故対策編」(以下「本計画」という。)は、事故対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき事故対策を「予防」、「応急」、「復旧」の時系列に配し、各局、区及び関係機関の防災計画の策定、防災活動の実施等に係る基本方針を示すものである。

ウ 「震災対策編」、「一般災害対策編」及び「事故対策編」との共通事項

「震災対策編」第2章「災害予防計画」第2部「災害に強い人づくり・組織づくり」について定める各計画は、震災対策のみならず、すべての災害対策に共通する対策であるため、本計画第2章「予防計画」の共通事項とする。

また、「震災対策編」第2章「災害予防計画」第3部「災害応急対策への備え(事前対策)」, 同第3章「災害応急対策計画」及び同第4章「災害復旧計画」について定める各計画についても、災害の状況、規模によっては、「事故対策編」と共通の対策が必要となるため、各計画との共通化を図るものとする。

(京都市地域防災計画 事故対策編の構成)



エ 実施計画

各局は、本計画に定める分掌事務の実施に関し、「局別計画」をあらかじめ定めるものとする。また、区は、区本部の応急対策について、区の実状や地域性を踏まえたうえで「区別計画」をあらかじめ定めるものとする。

なお、関係機関においては、防災計画の策定に当たって、本計画の基本方針との整合を図るものとする。

(2) 「事故対策編」の目標

本計画は、本市域に起こり得る各種の事故（航空、鉄道、道路、その他の事故(事故の原因が意図的なものを含む。)をいう。)に対処するための基本的な計画であって、最悪の事態を想定して各種対策を樹立しておくことを目標とする。

(3) 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、各局、区は、「局別計画」、「区別計画」に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

(4) 計画の周知徹底

本計画は、本市の職員及び防災関係機関等の職員に周知徹底するとともに、市民に対しても周知徹底を図るものとする。

(5) 京都府地域防災計画等との関係

本計画は、災害対策基本法第42条に基づき、京都府地域防災計画「事故対策計画編」との整合性を図るとともに、指定行政機関の防災業務計画との整合性を図るものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき大綱

本市及び指定地方行政機関等が、防災に関して処理する事務及び業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 京都市

京 都 市	<ol style="list-style-type: none"> (1) 京都市防災会議及び京都市災害対策本部に関する事務 (2) 地震防災に関する施設、組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他市民の災害対策の促進 (4) 防災思想の普及及び防災訓練の実施 (5) 災害等に関する情報の収集及び伝達 (6) 災害等による被害の調査報告と災害広報 (7) 避難の勧告又は指示 (8) 災害の防除と拡大の防止 (9) 救助、防疫等被災者対策 (10) 災害応急対策及び復旧資材等の確保 (11) 消防、水防、その他の応急措置 (12) 被災市管理施設の応急対策 (13) 被災企業等に対する融資等の対策 (14) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保 (15) 災害時における保健衛生及び文教対策 (16) 災害時における文化財の保護 (17) 災害対策要員等の動員 (18) 災害時における交通、輸送の確保 (19) 被災施設の復旧対策 (20) 関係機関、関係団体が実施する災害応急対策等の連絡調整
-------	---

2 指定地方行政機関

近 畿 総 合 通 信 局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 電波の統制管理 (2) 災害時における電気通信の確保及び非常無線通信の運用管理 (3) 非常通信協議会の育成指導
近畿財務局京都財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> (1) 被災公共土木施設等の査定の立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 国有財産の無償貸付等 (4) 災害時における金融機関の緊急措置の指示
京 都 労 働 局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 産業災害予防対策
近 畿 農 政 局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成 (2) 土地改良機械の緊急貸付 (3) 農業関係被害情報の収集報告 (4) 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除対策の指導 (5) 被災農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成 (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の供給あっせん (7) 災害時における主要食料の応急配給
近 畿 地 方 整 備 局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国管理の公共土木施設の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧資材の整備及び備蓄に関すること (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること (4) 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること (6) 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること (7) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
近畿運輸局京都運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請 (2) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整 (3) 災害時における不通区間における迂回輸送等の指導

京 都 地 方 気 象 台	(1) 気象，地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象，地象及び水象の予報及び警報 (3) 気象，地象及び水象の資料に関する情報の収集及び発表
---------------	---

3 自衛隊

自 衛 隊 (第 7 普 通 科 連 隊)	1 災害に対する準備措置 (1) 情報の収集・連絡 (2) 関係機関との連絡調整 (3) 災害派遣計画の作成 (4) 防災に関する教育訓練 (5) 防災関係資器材等の整備・点検 (6) 隊員の態勢 2 災害時における措置 (1) 災害派遣初動の準備 (2) 災害に係る第一次情報等の収集 (3) 通信の確保 (4) 予報及び警報の伝達に対する協力 (5) 非常災害対策本部等に対する輸送協力 (6) 災害派遣の実施 (7) 災害派遣時に実施する救援活動 ア 被害状況の把握 イ 避難の援助 ウ 遭難者等の捜索救助 エ 水防活動 オ 道路又は水路の啓開 カ 応急医療，救護及び防疫 キ 人員及び物資の緊急輸送 ク 炊飯及び給水 ケ 物資の無償貸与又は譲与 コ 危険物の保安及び除去 サ その他 (8) 応急復旧（瓦礫撤去）
----------------------------	--

4 京都府

京 都 府	(1) 市町村，その他の防災関係機関等の連絡調整，指示，斡旋 (2) 京都府防災会議及び災害対策本部に関する事務 (3) 災害救助法の適用 (4) 防災に関する施設，組織の整備
-------	---

5 京都府警察本部

京 都 府 警 察 本 部 (警 備 部 警 備 第 一 課)	(1) 災害に関する情報収集及び広報 (2) 被災者の救出救助及び避難措置 (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙 (4) 被災地及びその周辺の交通規制 (5) 危険物の保安措置 (6) 災害警備用装備資機材の整備充実
--------------------------------------	---

6 指定公共機関等

郵政事業株式会社 郵便局株式会社	(1) 災害時における郵便物の配送計画 (2) 被災者に対する郵便はがきの無償交付
日本赤十字社京都府支部	(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施 (2) 災害時における被災者の救助保護 (3) 義援金品の募集, 受領, 救援物資の受領配分 (4) 防災ボランティアの組織整備, 指導普及及び連絡調整
日本放送協会京都放送局(NHK)	(1) 気象予警報及び被害状況等の報道 (2) 京都市域等の災害対策状況等の報道
西日本高速道路株式会社 関西支社茨木管理事務所	(1) 高速道路の保全 (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社 京都支社	(1) 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設の保全 (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送協力
西日本電信電話株式会社 京都支店	(1) 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全 (2) 災害非常通信の調整及び気象予警報の伝達協力
大阪ガス株式会社 導管事業部京滋導管部	(1) ガス施設等の安全保安対策
日本通運株式会社京都支店	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
関西電力株式会社京都支店	(1) 電力施設等の安全保安対策
澁川右岸水防事務組合	(1) 組合の属する区域の水防活動
桂川・小畑川水防事務組合	(1) 組合の属する区域の水防活動
株式会社京都放送(KBS京都)	(1) 気象予警報及び被害状況等の報道 (2) 京都市域等の災害対策状況等の報道
社団法人京都府医師会	(1) 災害時における医療救護の実施
株式会社エフエム京都	(1) 気象予警報及び被害状況等の報道 (2) 京都市域等の災害対策状況等の報道
社団法人京都府トラック協会	(1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力
阪神高速道路株式会社 京都管理所	(1) 高速道路の保全 (2) 高速道路の応急対策及び災害復旧

第3節 京都市の防災組織及び推進体制

災害の予防、応急対策及び復旧対策等防災諸活動に即応するため、府、市その他の関係諸機関相互の有機的連携を図るとともに、地域住民の協力を得て、総合的かつ一体的な防災体制を確立するものとする。

1 京都市防災会議

災害対策基本法第16条の規定に基づき本市の附属機関として設置し、本市域に係る防災に関する基本方針の作成並びに本市の業務を中心に本市域内の公共的団体その他関係機関の業務を包括する総合的な地域防災計画の作成及びその実施の推進を図るとともに、災害が発生し、又はそのおそれのあるときには、情報の収集及び関係機関の実施する災害応急対策の連絡調整等を行い、防災活動の円滑な推進と有機的な運営を図る。

- ※ 資料1-3-1 京都市防災会議条例
- 資料1-3-2 京都市防災会議運営要綱
- 資料1-3-3 京都市防災会議委員名簿
- 資料1-3-4 京都市防災会議専門委員名簿
- 資料1-3-5 京都市防災会議幹事名簿

2 地震洪水等対策委員会

(1) 地震や洪水等に対する対策の審議

地震や洪水等に対する対策の前提となる被害想定、応急対策、都市安全対策等について審議を行う。

(2) 地震洪水等対策委員会の運営

地震洪水等対策委員会の運営は、次によるものとする。

ア 地震洪水等対策委員会は、地震洪水等対策委員会要綱に基づいて運営する。

イ 地震洪水等対策委員会は、京都市防災会議会長が指名する同会議の委員及び専門委員並びに京都市防災会議会長が必要と認める者で構成する。

- ※ 資料1-3-6 京都市防災会議地震洪水等対策委員会要綱
- 資料1-3-7 京都市防災会議地震洪水等対策委員会委員名簿
- 資料1-3-8 地震洪水等対策専門委員会運営要領

3 区防災会議

(1) 趣旨

区の地域に係る災害対策の円滑な推進と有機的な運営を図るため、区における本市及び本市以外の防災関係機関による区防災会議を設置する。

(2) 所掌事務

区防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- ア 防災知識の普及に関すること。
- イ 災害危険箇所の調査等災害予防に関すること。
- ウ 災害発生時における災害情報の収集、伝達（連絡）等応急対策に関すること。
- エ 防災訓練の実施に関すること。
- オ 自主防災組織の設置育成に関すること。
- カ その他区における災害対策の実施に関すること。

(3) 組織及び運営

区防災会議の組織及び運営は、区長が定める。

4 京都市防災対策推進会議

本市における防災対策の円滑かつ総合的な推進を図るとともに、他都市等で災害が生じた場合における支援対策の実施について協議を行うため、本市庁内の連絡調整組織として京都市防災対策推進会議を設置する。

- ※ 資料1-3-10 京都市防災対策推進会議要綱

5 京都市災害対策本部

本市域又は周辺において地震、洪水等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災活動を実施する必要があると認めるとき、市長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき京都市災害対策

本部を設置する。災害対策本部の組織及び運営等については、本編「第3章 災害応急対策計画 第1節 災害対策活動体制の整備計画」の災害対策本部に関する計画に基づくものとする。

- ※ 資料1-3-11 京都市災害対策本部条例
- 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

6 京都市事故対策本部

本市域において航空事故、鉄道事故、道路事故等の大規模事故が発生した場合、危機管理監は京都市事故対策本部を設置し、関係機関と密接に連携して、住民に対する適切な広報、捜索、救助、消火、避難誘導及び医療活動その他の応急救助を実施する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

7 京都市災害警戒本部

本市域に災害が起こるおそれがある場合に、京都市災害対策本部の設置に至らない段階の体制として、情報収集及び連絡体制を確保するため、消防局長が設置する。

8 雪害対策本部

積雪が30センチメートル以上となり、なお降雪が続くか又は大雪のおそれが予想され、道路交通に支障が生じたときは、雪害対策に万全を期するため、それぞれの区を単位として区役所、土木事務所、教育委員会等の関係機関で構成する「〇〇区雪害対策本部」を設置し、道路除雪のほか、災害の未然防止に必要な対策を実施する。ただし、著しい豪雪のため、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、「京都市災害対策本部」を設置し、必要な対策を実施する。

9 市民及び事業所等

阪神・淡路大震災の教訓として、大規模災害時には、市民一人一人、家庭、事業所、自主防災組織等それぞれの活動や協働が救出、初期消火、更には日常生活の維持、復興等に大きな役割を果たすことが明らかとなった。また、災害時におけるボランティア活動についてはその重要性が広く認識された。

(1) 市民

市民は、地震や洪水等の災害が発生した場合、あわてず冷静な行動がとれるように、普段から家族と話し合い、各々の役割を決めておくなど防災意識の向上を図る。また、普段から建物の耐震、防火、家具の転倒防止に努め、最低3日分程度の食料や水を備え、地域で行われる防災訓練や行事への積極的な参加に努める。

(2) 自主防災組織

地域住民は連帯協同して、地震その他の災害による被害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域の実情に応じて、自主防災組織を自主的に設置し運営する。特に、地域での助け合いの仕組みをつくり、高齢者や障害のある方などを地域ぐるみで災害から守るように努める。

(3) 事業所

市内の事業所では、その社会的な責任に基づき、従業員や利用者の安全確保や経済活動の維持、地域への貢献などのため、普段から防災体制の整備や防災訓練の実施など、積極的に地域と連携した防災対策の推進を図る。

(4) その他（公共的団体）

産業経済団体、厚生社会事業団体、文化教育事業団体等は、普段から防災関係機関や地域との協力体制を整え、防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時には防災関係機関等の実施する災害応急活動に組織的に協力する。

(5) ボランティア

市民、自主防災組織、事業所及びその他公共的団体による防災活動の取組は、それぞれの関係する地域が被災していないときには、他の被災した地域あるいは他都市においてボランティアとして活動することが可能であるため、ボランティアの支援を受ける側と支援する側とは、防災活動の取組では常に表裏一体なものとしてあることを理解し、災害時にはボランティア活動を志すよう努める。

第4節 既往事故

1 航空事故

事故名	発生年月日	場所	人的被害	事故概要
日本航空「もく星」号墜落事故	1952(昭和27)年 4月9日	東京都伊豆大島	運航乗務員2名, 客室乗務員1名, 職員1名, 乗客33名全員死亡	高度6000ftで飛行すべきところを2000ftで飛行し, 三原山御神火茶屋付近で山に接触した。
全日空伊豆沖墜落事故	1958(昭和33)年 8月12日	伊豆半島下田沖	乗員3名, 乗客30名, 計33名全員死亡	羽田発下田行き全日空DC-3が飛行中, 墜落
米軍機F-100墜落事故	1959(昭和34)年 6月30日	沖縄	死者21名	沖縄の小学校に墜落
全日空猿投墜落事故	1962(昭和37)年 11月19日	愛知県豊田市猿投(さなげ)		訓練中に墜落
日東航空つばめ号墜落事故	1963(昭和38)年 5月1日	兵庫県南淡町(淡路島)の諭鶴羽山(標高603m)中腹	運航乗務員2名, 乗客9名, 計11名のうち, 乗客9名全員死亡	大阪発徳島行, 諭鶴羽山の中腹に墜落し大破炎上した。
藤田航空八丈富士墜落事故	1963(昭和38)年 8月17日	東京都八丈島	乗員乗客19名全員死亡	八丈島を離陸後, 同島北部の八丈富士の北西斜面に墜落
日本航空壱岐空港墜落事故	1965(昭和40)年 2月27日	長崎県石田町壱岐空港	乗員6名のうち2名重傷	建設中の空港でローパス訓練中に訓練中の機長が目測を誤り, 高度を下げすぎたために滑走路の末端に主脚を接触して墜落, 大破炎上した。
全日空羽田沖墜落事故	1966(昭和41)年 2月4日	羽田空港	運航乗務員4名, 客室乗務員3名, 乗客126名, 計133名全員死亡	羽田空港に着陸進入中, 同空港の東南東約15Kmの東京湾に墜落
カナダ太平洋航空機墜落事故	1966(昭和41)年 3月4日	羽田空港	運航乗務員3名, 客室乗務員7名, 乗客62名, 計72名のうち, 運航乗務員3名, 客室乗務員7名, 乗客54名, 計64名死亡	羽田空港に最終進入中, 着陸直前に管制官の指示よりも高度が下がり始め, 滑走路端から約850m地点の進入灯に右主脚を接触させた後, 羽田空港護岸とC滑走路に激突し, 激しく炎上した。
BOAC機空中分解事故	1966(昭和41)年 3月5日	富士山麓の太郎坊付近の森林	乗員11名, 乗客113名, 計124名全員死亡	羽田空港を離陸して約15分後, 富士山上空高度15000ftを飛行中乱気流により空中分解し, 同山麓の太郎坊付近の森林に墜落
日本航空羽田空港墜落事故	1966(昭和41)年 8月26日	羽田空港	乗員と運輸省航空局の職員5名全員死亡	羽田空港で訓練(限定変更試験)中, 離陸直後墜落炎上した。
全日空松山沖事故	1966(昭和41)年 11月13日	松山空港	運航乗務員2名, 客室乗務員3名, 乗客45名の計50名全員死亡	松山空港で着陸復行中に空港の沖合約1Kmの伊予灘に墜落
東亜国内航空ばんだい号墜落事故	1971(昭和46)年 7月3日	函館空港	運航乗務員2名, 客室乗務員2名, 乗客64名, 計68名全員死亡	空港周辺の風雨が強く, 着陸進入中, 同空港北西約15kmの横津岳に墜落
全日空雫石事故	1971(昭和46)年 7月30日	岩手県雫石町	全日空機の運航乗務員3名, 客室乗務員4名, 乗客155名, 計162名全員死亡	千歳発羽田行き全日空機と訓練飛行中の航空自衛隊F-86F戦闘機が上空28000ftで空中衝突し, 両機とも墜落

日本航空羽田沖墜落事故	1982(昭和57)年 2月9日	羽田空港	乗員8名,乗客166名,計174名のうち,乗客24名死亡,乗員8名と乗客87名が重傷,乗客54名が軽傷,乗客1名は怪我もなく無事	福岡発羽田行き日航機が着陸の最終進入中に,機長の故意による操縦操作により突然失速して羽田空港C滑走路(33R)沖510mの東京湾に墜落
日本近距離航空中標津墜落事故	1983(昭和58)年 3月11日	北海道中標津町中標津空港	乗員乗客52名が負傷	日本近距離航空機が中標津空港に着陸進入中,空港手前の雑木林に墜落
大韓航空機撃墜事件	1983(昭和58)年 9月1日	モネロン島付近	乗員29名,乗客240名全員が死亡	サハリン沖上空でソ連の戦闘機のミサイル攻撃を受け墜落
日本航空ジャンボ機墜落事故	1985(昭和60)年 8月12日	群馬県多野郡上野村御巢鷹山の尾根	運航乗務員3名,客室乗務員12名,乗客509名,計524名のうち,女性4名を除く520名死亡	羽田空港離陸後,相模湾上空で機体後部に異常をきたし,操縦不能に陥ったのち,32分にも及ぶ迷走飛行の末に墜落。後部圧力隔壁の修理に重大なミスがあった。
中華航空機墜落事故	1994(平成6)年 4月26日	名古屋空港	乗員15名,乗客256名,計271名のうち乗員15名,乗客249名,計264名死亡,乗客7名重傷	名古屋空港への最終進入中に失速し,誘導路E-1付近の滑走路脇に墜落炎上した。
ガルーダ・インドネシア航空炎上事故	1996(平成8)年 6月13日	福岡空港	乗員・乗客のうち死者3人,負傷者170人	福岡空港で離陸に失敗しオーバーラン,炎上。3人死亡
ヘリコプターと軽飛行機衝突・墜落事故	2001(平成13)年 5月19日	三重県桑名市播磨大山田川左岸堤民家	ヘリコプター乗員2名,セスナ乗員4名の計6名が死亡した。重症1名	三重県桑名市播磨の上空で中日本航空のセスナ機とヘリコプターが衝突,両機とも墜落したもの。セスナ機は播磨524へ,ヘリコプターは播磨2430へ墜落した。墜落により播磨2430の民家2棟が全焼した。
静岡県警察航空隊墜落事故	2005(平成17)年 5月3日	静岡県静岡市清水区草薙3丁目30番地付近	搭乗者5名全員死亡	静浜基地を離陸し飛行中静岡市清水区付近で墜落炎上し,集合住宅の屋根の一部を損壊した。

2 鉄道事故

事故名	発生年月日	人的被害	事故概要
桜木町事故	1951(昭和26)年 4月24日	死者106名,重傷者92名	国電京浜東北線桜木町駅構内で,碍子交換工事中に誤って切断され垂れ下がっていた架線に接触し,電流の地絡により炎上
参宮線六軒駅列車衝突事故	1956(昭和31)年 10月15日	死者42名,負傷者94名	国鉄参宮線六軒駅(三重県)で脱線転覆した下り快速列車に上り快速列車が乗り上げ,折り重なって脱線,被害者の大部分が伊勢参りの修学旅行生徒
三河島事故	1962(昭和37)年 5月3日	死者160名,重軽傷者296名	国鉄常磐線三河島駅で下り貨物列車が信号を誤認,車止めを突き破って機関車が脱線,下り線路内に傾いたところへ下り電車が衝突脱線,乗客は線路上を歩き始めたところ,南千住駅を出た上野行き電車が突っ込み,脱線車両に衝突
南武線二重衝突事故	1962(昭和37)年 8月7日	死者2名,重軽傷者197名	国鉄南武線津田山・久地間の無人踏切で下り電車と小型自動車が衝突,1両が脱線,上り線に転覆したところへ上り電車が突っ込み,前部2両が脱線。

営団日比谷線神谷町駅車両火災事故	1968(昭和43)年 1月27日	なし	主制御器故障で回送中の東武鉄道の車両が、電気ブレーキ作動状態で走行したため、主抵抗器が過熱発火して火災を発生。(耐火基準を強化)
北陸線北陸トンネル列車火災事故	1972(昭和47)年 11月6日	30名死亡	北陸トンネル内を走行中、食堂車床下から火災が発生、長大トンネル内で立ち往生したため列車が全焼(列車連結部の扉の防火基準を改善)
山陰線余部鉄橋列車転落事故	1986(昭和61)年 12月28日	工場の5名、車掌1名が死亡	余部鉄橋を横断中、日本海からの突風にあおられて鉄橋より転落し、真下にあった食品工場を直撃(運行規制基準を見直し)
信楽高原鉄道事故	1991(平成3)年 5月14日	死者42名、負傷者478名	信楽高原鉄道の滋賀県信楽町紫香楽宮跡駅付近で、信楽高原鉄道列車とJR臨時快速列車が正面衝突
営団地下鉄日比谷線脱線衝突事故	2000(平成12)年 3月8日	死者5名、負傷者63名	車両が中目黒駅に進入する直前に、車両の重量の不均衡など、複数の要因で乗り上がり脱線。脱線した状態のまま駅に進入、線路からはみ出した状態で対向線の電車と側面衝突
京福電気鉄道越前本線列車衝突事故(松岡町)	2000(平成12)年 12月17日	運転士1名死亡、両列車の乗客ら24名が重軽傷	上り列車(1両編成)がブレーキ故障により分岐駅である東古市駅(現在の永平寺口駅)に停車せず、本線に進入、下り本線列車と正面衝突
JR九州鹿児島線海老津駅～教育大前駅間列車衝突事故	2002(平成14)年 2月22日	合計134名が重軽傷	下り普通列車が鹿児島本線海老津駅～教育大前駅間で停止中、無閉塞運転で進行してきた後続の下り快速列車が追突
長崎本線特急かもめ脱線転覆事故	2003(平成15)年 7月18日	乗員乗客36名が負傷	長崎県諫早市高天町のJR九州長崎線の肥前長田～小江間で特急かもめ46号が線路上の石に衝突し脱線、転覆
土佐くろしお鉄道宿毛駅列車突入事故	2005(平成17)年 3月2日	運転士が死亡。女性車掌と乗客9名が重軽傷	高知県宿毛市の第三セクター土佐くろしお鉄道宿毛線宿毛駅構内で岡山発宿毛行の特急「南風17号」(2000系気動車3両編成)が停止せずに車止めを乗り越えエレベーターを壊し、駅舎に激突
JR福知山線脱線転覆事故	2005(平成17)年 4月25日	死者107名、負傷者549名	兵庫県尼崎市の福知山線(JR宝塚線)・塚口駅～尼崎駅間の曲線で、宝塚発同志社前行きの上り快速列車(207系)7両編成のうち、前部5両が脱線、うち先頭2両は近くのマンションに激突
JR羽越線特急脱線転覆事故	2005(平成17)年 12月25日	死者5名、負傷者32名	山形県庄内町のJR羽越本線北余目駅～砂越駅間の第2最上川橋梁で、秋田発新潟行きの上り特急「いなほ14号」(485系6両編成)が、橋梁通過直後に全車両が脱線、うち3両が転覆し、先頭車両が沿線にある小屋に激突し大破した。

3 道路事故

事故名	発生日月	場所	人的被害	事故概要
飛騨川バス転落事故	1968(昭和43)年 8月18日	岐阜県の国道	乗客104名が死亡	集中豪雨のため土砂崩れが起こり、観光バス2台が飛騨川に転落
東名日本坂トンネル事故	1979(昭和54)年 7月11日	静岡県焼津市	死者7名、負傷者3名	東名高速下り線・日本坂トンネルで6台の車が次々と追突、焼失車両173台
豊浜トンネル岩盤崩落	1996(平成8)年 2月10日	北海道国道229号豊浜トンネル	乗客など20名が死亡、負傷者1名	岩盤が崩落、乗用車と路線バスが下敷き
国道158号線多数負傷者の発生事故	2002(平成14)年 8月4日	長野県東筑摩郡波田町17区上赤松3181-1	重症5名、中等症1名、軽症34名	普通乗用車と大型観光バスの正面衝突事故

東名阪自動車道における車両火災	2002(平成14)年 8月10日	東名阪自動車道下り70.0KP (三重県鈴鹿市長沢町中蓮1773)	死者5名(焼死) 負傷者7名(重傷1名, 軽傷6名)	東名阪自動車道下り線で, 渋滞中の車両に大型トレーラーが追突, 大型トレーラーを含む大型トラック2台, 軽トラック1台, 軽ワゴン車1台, 普通自動車2台の計7台が玉突き衝突したもののうち4台が炎上
京葉道路における車両火災	2002(平成14)年 9月16日	京葉道路上り線34.4kp(千葉市中央区生実町875-1)	1名が死亡, 15名(中等症3名, 軽症12名)が負傷	京葉道路上り線で, 大型貨物車が, 渋滞で停止していた乗用車に追突, 弾みで前方の車が次々と追突し, 9台(大型貨物車1台, 普通貨物車1台, 乗用車5台, ワゴン車2台)が絡む多重玉突き事故となった。このうち5台(大型貨物車1, 普通貨物車1, 普通乗用車2, ワゴン車1)が炎上
北海道森町におけるバス転落事故	2002(平成14)年 11月23日	北海道茅部郡森町字石倉町国道5号線 JR函館本線跨線橋上	死者1名, 負傷者47名	大型バスと乗用車が衝突, 大型バスが跨線橋(高さ約8.5m)よりJR函館本線跨線橋上へ転落
熱海市熱海「相の原入口交差点」バス横転事故	2003(平成15)年 1月29日	静岡県熱海市熱海1808-87先相の原入り口交差点付近	重傷2名, 中等症8名, 軽症31名	県道熱海線で熱海市街へ下り進行途中の45人乗客, 運転手1人, 添乗員1人の観光バスが横転事故
道央自動車道多重交通事故	2003(平成15)年 2月12日	北海道道央自動車道下り, 深川西JC滝川より1キロ付近(N92.4KP)	死者3名, 重症2名, 中等症・軽症66名	道央自動車道下り深川西JC滝川より(N92.4KP)付近において観光バス2台(乗客33名と48名), 大型トラック2台, 4tトラック1台他乗用車37台, 合計42台による多重追突事故

4 危険物等事故

事故名	発生日	場所	人的被害	事故概要
「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故	1995(平成7)年 12月8日	福井県高速増殖原型炉もんじゅ	人的被害なし	2次系主冷却系からのナトリウムの漏えい事故
ウラン加工施設放射線被ばく事故	1999(平成11)年 9月30日	茨城県東海村	2名死亡, 現場作業員ら49名が被曝	手順違反が原因の臨界事故
RDF貯蔵槽火災	2003(平成15)年 8月14日	三重県桑名郡多度町力尾9-2 三重県企業庁三重ごみ固形燃料発電所	2名死亡, 1名中等症, 4名軽傷	ごみ固形化燃料(RDF)約1,700立方メートルを貯蔵する貯蔵槽において, 火災が発生したもので, 消火活動中の消防職員等が死傷し, さらに消火活動が45日間の長期となった。
エクソンモービル(有)名古屋油槽所火災	2003(平成15)年 8月29日	愛知県名古屋市中港区のエクソンモービル(有)名古屋油槽所	作業中の工事関係者6名死亡, 1名負傷	改造工事中のガソリンタンク付近から出火。
ブリヂストン栃木工場火災	2003(平成15)年 9月8日	栃木県黒磯市上中野10ブリヂストン栃木工場	避難指示対象地区(最大:7地区1,708世帯5,032名)	バンバリー工場(生ゴム, 硫黄, カーボン, 発泡剤を混合し, タイヤの部材となるゴムの平板を製造する工場)内に8機ある精錬機の第3号機付近から出火した模様。バンバリー工場1棟全焼。工場北側におかれていたタイヤ製品約10万本が焼損

出光興産(株)北海道製油所火災	2003(平成15)年 9月28日	北海道苫小牧市真砂町25番地1出光興産(株)北海道製油所(レイアウト事業所)	人的被害なし	直径42.7m高さ24.39mの浮屋根式円筒型特定屋外タンク貯蔵所の全面火災が発生 (内容物:第4類第1石油類ナフサ許可容量:32,779kl 残量約26,000kl) 平成15年9月26日発生の十勝沖地震により発生した同製油所火災(特定屋外タンク貯蔵所のリング火災)とは別
関西電力美浜原発蒸気漏れ事故	2004(平成16)年 8月9日	福井県三方郡美浜町丹生関西電力(3号機タービン建屋内)	作業中の工事関係者5名死亡,6名重軽傷	3号機二次冷却系の復水配管から蒸気が漏れ,タービン室内に定期点検の準備中の11名の作業員が被災し,うち5人が死亡,6人が重軽傷を負った。

5 林野火災

発生日	場所	事故概要
2002(平成14)年 4月5日	岐阜県岐阜市芥見4丁目地内 同各務原市須衛町1丁目地内	1 平成14年4月6日16時00分鎮火 2 火災の状況:(岐阜市)焼損面積約250ha,(各務原市)焼損面積約260ha 3 人的被害:消防団員1名軽傷 4 物的被害:なし 5 避難の状況:避難勧告 (岐阜市) 87世帯256名 (各務原市) 976世帯3,000名
2002(平成14)年 8月20日	香川県丸亀市本島町大浦地区東側山林,生ノ浜地区南側・カブラサキ鼻東側山林	1 平成14年9月13日10時00分鎮火 2 火災の状況:焼損面積約160ha(島面積約675ha) 3 人的被害:消防吏員,団員12名軽傷 4 物的被害:なし 5 避難の状況 (1) 避難勧告(15世帯22名) (2) 自主避難(生ノ浜地区住民約10名,泊地区住民3名)
2004(平成16)年 1月13日	香川県直島町宮之浦港住宅地北側山林(風戸山南斜面付近)	1 平成16年1月19日9時30分鎮火 2 火災の状況:焼損面積約122ha 3 人的被害:なし 4 物的被害:全焼4棟,部分焼2棟計6棟 5 避難の状況 (1) 避難勧告(283世帯650人) (2) 自主避難(大阪地区5名)
2004(平成16)年 2月14日	広島県豊田郡瀬戸町林地区	1 平成16年2月23日(月)10時00分鎮火 2 火災の状況:焼損面積約390ha 3 人的被害:消防団員2名軽傷 4 物的被害:なし 5 避難の状況 (1) 避難勧告(17世帯40人) (2) 自主避難(8世帯13人)

6 広域停電事故

発生日	場所	事故概要
1997(平成9)年 2月4日	東京都世田谷区約11万5千世帯	高圧送電ケーブルの近くで発生した火事が原因。約11万世帯が1分間,5,000世帯が20分間,停電。
1998(平成10)年 8月12日	静岡県南伊豆町,下田町約1万世帯	下田市大沢地区の6万ボルトの送電線が国の基準値を上回る塩化水素により腐食し,断線。約4,000世帯はおよそ5時間の停電。約6,000世帯は翌13日まで,27時間停電。約240件,約5,600万円を補償。

1999(平成11)年 10月27日	京都市, 京都府北部・兵庫県北部約40万世帯	関西電力の西京都変電所(京都市西京区)で変圧器保護装置の交換後の検査中, テスト用遮断信号により保護装置が作動して電流が遮断され, 京都市内が停電したことにより同変電所に送電している高浜原発は送電先を失い, 高浜1・3・4号炉が自動停止した(2号炉は10月7日から定期検査中)。これにより高浜原発から新綾部変電所を経て給電されている京都府北部・兵庫県北部も停電した。
1999(平成11)年 11月22日	埼玉県狭山市及び東京都約80万世帯	航空自衛隊訓練機が送電線を切断。約80万世帯・事務所が停電。約70万世帯はおよそ30分間, 残りは約2~4時間停電。
2002(平成14)年 10月1日	茨城県潮来市1都8県計60万8,000世帯	午後9時半ごろ, 台風21号のため茨城県潮来市延方の東京電力の送電線の鉄塔6基のうち5基(いずれも高さ約60メートル)が折れて倒れ, 1基が傾いた。このほか, 強風で樹木が電線に触れてショートするなどにより, 1都8県で計60万8,000世帯が停電。
2005(平成17)年 12月22日	新潟県下越地方を中心に県内全域65万世帯	午前8時10分ごろ塩分を含む氷雪が電線や碍子に付着し絶縁できないことや, 送電線の動揺(電線どうしの接触などによるショート)などの事象が, 広範囲かつ断続的に発生したことにより最長31時間停電。
2005(平成17)年 12月22日	大阪府, 京都府, 奈良県, 滋賀県の一部 計69万7200世帯	午前8時52分頃福井県おおい町内の関西電力の送電線が, 着氷雪と強風による動揺(ギャロッピング現象により, 電力線同士の接触などによるショート)などの事象が断続的に発生したことにより, 2府2県で最長39分間停電。
2006(平成18)年 7月14日	東京都心部, 神奈川県横浜市北部, 川崎市西部, 千葉県市川市, 浦安市の一部計139万1,000世帯	午前7時38分ごろ東京都江戸川区南葛西と千葉県浦安市の間を流れ旧江戸川を横断する特別高圧送電線「江東線」にクレーン船が接触し, そのうちの2本を損傷したことにより東京都心部が約3時間停電した。

第5節 大規模事故想定

この計画に基づいて京都市事故対策本部を設置する大規模事故とは、次の1から6に示すものをいい、京都市は関係機関と密接に連携して、住民に対する適切な広報、捜索、救助、消火、避難誘導及び医療活動その他の応急救助を実施する。

1 航空事故

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を行うため、本市等関係防災機関、関係団体等が、協働で直ちに対策を講じる必要があるものとする。

2 鉄道事故

列車の衝突、脱線、火災による大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を行うため、鉄道事業者及び本市等関係防災機関、関係団体等が、協働で直ちに対策を講じる必要があるものとする。

3 道路事故

道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を行うため、本市及び関係防災機関、関係団体並びに事故原因者等が、協働で直ちに対策を講じる必要があるものとする。

4 危険物等事故

危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力施設以外における放射性物質による放射線障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、救助・救急活動、医療活動、消火活動等を実施するため、本市等関係防災機関、関係団体等が、協働で直ちに対策を講じる必要があるものとする。

5 林野火災

森林、原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれがある場合に、消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動及び避難対策等を実施するため、本市等関係防災機関並びに森林管理者が、協働で直ちに対策を講じる必要があるものとする。

6 広域停電事故

広域的に発生した停電事故により、多数の市民の生活に支障を来す状況が発生し、又は発生するおそれがある場合に、発生の原因となった施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動を実施するため、本市等関係防災機関並びに関西電力株式会社が、協働で直ちに対策を講じる必要があるものとする。

第1節 航空事故応急体制の整備

■ 計画の目的

本市域において航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市は、航空運送事業者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等の応急対策を実施する必要がある。

本計画は、本市域における航空機事故に対処するため、防災関係機関のとるべき予防対策について定めるものである。

■ 基本方針

本市及び防災関係機関は、平常時から各機関との連絡を密にし、大規模航空事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期すものとする。

1 航空事故に関する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、本編「第1章 第2節 防災関係機関の処理すべき大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

京都市	ア 事故状況の実態の把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示 キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請
京都府警察	ア 防災関係機関との連携の強化 イ 事故情報の収集及び被害実態の把握 ウ 遭難航空機の捜索 エ 被災者の救出救助 オ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 カ 事故現場及びその周辺の警戒警備 キ 遺体の検視及び身元の確認 ク その他事故災害に必要な警察活動
大阪航空局 (大阪空港事務所)	ア 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報 イ 空港及び航空機の保安 ウ 遭難航空機の捜索及び救助
その他防災関係機関 (指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)	ア 応急対策の実施 イ 本市との協力・連携

2 航空運送事業者の責務

航空運送事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

航空運送事業者	ア 大阪航空局、消防、警察等防災関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び本市との連絡、協議 イ 現地における事故対策本部の設置 ウ 防災関係機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣 エ 遭難航空機の捜索、乗客等の捜索・救助活動 オ 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置 カ 死傷病者の身元確認及び家族への通知 キ 見無人、遺族の受入れ及び整理並びに問合せへの対応
---------	--

	ク 防災関係機関に対する土地建物等の施設その他必要な資器材の貸与又は提供等 ケ 被害者の損害に対する補償対応
--	---

3 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

本市は、航空事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 情報通信手段の整備

本市は、航空事故発生時の情報通信手段の確保に努める。

(3) 情報の分析・整理

大阪航空局は、収集した情報を的確に分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析、整理する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第3節 情報収集・伝達体制の整備

4 防災活動体制の整備

(1) 職員の体制

本市は、航空事故発生時には、災害の規模、態様等により必要な職員の非常召集を行うので、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制の整備を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第2節 配備及び動員体制の整備

(2) 防災関係機関相互の連携体制

本市は、航空事故発生時において防災関係機関相互の連携を図るため、平常時から相互の連携強化に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第1節 災害応急体制の整備

(3) 捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動体制の整備

ア 捜索、救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

イ 医療救護活動

本市は、航空事故発生により負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

ウ 消火活動

本市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第8節 火災予防・消防活動体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第9節 応急医療体制の整備

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 道路交通管理体制の整備

建設局等道路管理者は、京都府警察と連携して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 防災関係機関相互の連携強化

本市は、平常時から京都府警察及び近畿地方整備局等、防災関係機関相互の連携の強化を図る。

ウ 緊急通行車両の事前届出の徹底

本市は、事故発生後に交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の事前届出の徹底を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第10節 緊急輸送体制の整備

(5) 避難計画の整備

ア 避難計画の作成

本市は、航空事故に伴う火災の発生等から市民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、避難計画を作成する。

イ 要配慮者への対応計画

本市は、上記の避難時において、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画を作成する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第7節 避難所運営体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第22節 要配慮者への対応体制の整備

5 大阪航空局（大阪空港事務所）の措置

大阪航空局は、航空事故の発生を防止するため、次の措置を講じる。

- (1) 航空交通の安全のための情報提供
- (2) 航空運送事業者等への安全指導
- (3) 航空機の安全性の確保
- (4) 防災訓練の充実
- (5) 航空交通環境の整備
- (6) 再発防止対策の推進
- (7) その他

ア 既設路線の変更及び航路の新設時には、防災関係機関への連絡に努める。

イ 本市上空を民間航空機が有視界飛行時には、人家密集地及び文化財施設上空を極力回避するように努める。

第2節 鉄道事故応急体制の整備

■ 計画の目的

本市域において鉄道事業者の運行する列車の衝突等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市は、鉄道事業者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動等の応急対策を実施する必要がある。

本計画は、本市域における鉄道事故に対処するため、防災関係機関のとるべき予防対策について定めるものである。

■ 基本方針

本市及び防災関係機関は、平常時から各機関との連絡を密にし、大規模鉄道事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期すものとする。

1 鉄道事故に関する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、本編「第1章 第2節 防災関係機関の処理すべき大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示 キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請
京都府警察	ア 防災関係機関との連携の強化 イ 事故情報の収集及び被害実態の把握 ウ 被災者の救出救助 エ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び踏切等の交通規制 オ 鉄道関係機関と連携した二次災害防止 カ 事故現場及びその周辺の警戒警備 キ 遺体の検視及び身元の確認 ク その他事故災害に必要な警察活動
近畿運輸局	ア 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報 イ 特に必要がある場合の輸送命令 ウ 事故時における交通機関利用者等への情報提供
その他防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)	ア 応急対策の実施 イ 本市との協力・連携

2 鉄道事業者の責務

鉄道事業者の主要な責務は、次のとおりとする。

鉄道事業者	ア 事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡通報 イ 防災関係機関との調整 ウ 乗客の避難及び負傷者等の救出、救護 エ 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧
-------	---

3 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

本市は、鉄道事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の

安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) **情報通信手段の整備**

本市は、鉄道事故発生時の情報通信手段の確保に努める。

(3) **情報の分析・整理**

鉄道事業者は、収集した情報を的確に分析、整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析、整理する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第3節 情報収集・伝達体制の整備

4 防災活動体制の整備

(1) **職員の体制**

本市は、鉄道事故発生時には、災害の規模、態様等により必要な職員の非常召集を行うので、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制の整備を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第2節 配備及び動員体制の整備

(2) **防災関係機関相互の連携体制**

本市は、鉄道事故発生時において防災関係機関相互の連携を図るため、平常時から相互の連携強化に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第1節 災害応急体制の整備

(3) **捜索、救助、救急、医療救護及び消火活動体制の整備**

ア 捜索、救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

イ 医療救護活動

本市は、鉄道事故発生により負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

ウ 消火活動

本市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第8節 火災予防・消防活動体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第9節 応急医療体制の整備

(4) **緊急輸送活動体制の整備**

ア 道路交通管理体制の整備

建設局等道路管理者は、京都府警察と連携して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 防災関係機関相互の連携強化

本市は、平常時から京都府警察及び近畿地方整備局等、防災関係機関相互の連携の強化を図る。

ウ 緊急通行車両の事前届出の徹底

本市は、事故発生後に交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の事前届出の徹底を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第10節 緊急輸送体制の整備

(5) **避難計画の整備**

ア 避難計画の作成

本市は、鉄道事故に伴う火災の発生等から市民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、避難計画を作成する。

イ 要配慮者への対応計画

本市は、上記の避難時において、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画を作成する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第7節 避難所運営体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第22節 要配慮者への対応体制の整備

5 鉄道事業者の措置

鉄道事業者は、鉄道事故の発生を防止するため、次の措置を講じる。

(1) **気象情報の活用**

(2) **再発防止対策の実施**

(3) **点検・監視の実施**

(4) **職員の教育体制の整備・充実**

(5) **防災訓練の充実**

(6) **鉄道施設の整備促進**

(7) 各種資料の整備・保存

(8) 防災知識の普及

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第26節 交通施設応急体制の整備

⇒ 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 ライフライン施設等災害予防計画

第3節 道路事故応急体制の整備

■ 計画の目的

本市域において道路における車両の衝突、火災等及びトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市は、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動等の応急対策を実施する必要がある。

本計画は、本市域における道路事故に対処するため、防災関係機関のとるべき予防対策について定めるものである。

■ 基本方針

本市及び防災関係機関は、平常時から各機関との連絡を密にし、大規模道路事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期すものとする。

1 道路事故に係る防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、本編「第1章 第2節 防災関係機関の処理すべき大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示 キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請
京都府警察	ア 防災関係機関との連携の強化 イ 事故情報の収集及び被害実態の把握 ウ 被災者の救出救助 エ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 オ 関係機関と連携した二次災害の防止 カ 事故現場及びその周辺の警戒警備 キ 遺体の検視及び身元の確認 ク 行方不明者の搜索 ケ その他事故災害に必要な警察活動
近畿地方整備局	ア 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報 イ 防災関係機関との調整 ウ 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 エ 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧
その他防災関係機関(指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)	ア 応急対策の実施 イ 本市との協力・連携

2 事故原因者等の責務

道路事故発生の原因となった責任者(以下、「事故原因者等」という。)の主要な責務は、次のとおりとする。

事故原因者等	ア 消防、警察等防災関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び本市との連絡、協議 イ 現地における事故対策本部の設置 ウ 防災関係機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣 エ 乗員等の搜索・救助活動
--------	--

	オ 被害拡大防止のための現地における医療その他の応急措置 カ 死傷病者の身元確認及び家族への通知 キ 見無人、遺族の受入れ及び整理並びに問合せへの対応 ク 防災関係機関に対する土地建物等の施設その他必要な資器材の貸与又は提供等 ケ 被害者の損害に対する補償対応
--	--

3 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

本市は、道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 情報通信手段の整備

本市は、道路事故発生時の情報通信手段の確保に努める。

(3) 情報の分析・整理

建設局等道路管理者は、収集した情報を分析・整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第3節 情報収集・伝達体制の整備

4 防災活動体制の整備

(1) 職員の体制

本市は、道路事故発生時には、災害の規模、態様等により必要な職員の非常召集を行うので、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制の整備を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第2節 配備及び動員体制の整備

(2) 防災関係機関相互の連携体制

本市は、道路事故発生時において防災関係機関相互の連携を図るため、平常時から相互の連携強化に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第1節 災害応急体制の整備

(3) 救助、救急、医療救護及び消火活動体制の整備

ア 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

イ 医療救護活動

本市は、道路事故発生により負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

ウ 消火活動

本市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

エ 危険物の流出防除体制の整備

本市は、道路事故発生時において危険物等の流出防除を的確に行うことができるよう、資機材の整備に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第8節 火災予防・消防活動体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第9節 応急医療体制の整備

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 道路交通管理体制の整備

建設局等道路管理者は、京都府警察と連携して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 防災関係機関相互の連携強化

本市は、平常時から京都府警察及び近畿地方整備局等、防災関係機関相互の連携の強化を図る。

ウ 緊急通行車両の事前届出の徹底

本市は、事故発生後に交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の事前届出の徹底を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第10節 緊急輸送体制の整備

(5) 避難計画の整備

ア 避難計画の作成

本市は、道路事故から市民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、避難計画を作成する。

イ 要配慮者への対応計画

本市は、上記の避難時において、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画を作成する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第7節 避難所運営体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第2.2節 要配慮者への対応体制の整備

5 道路管理者の措置

建設局等道路管理者は、道路事故の発生を防止するため、震災対策編「第2章 災害予防計画 第1部 第4節 道路・橋梁等の災害予防計画」に定めるところによるほか、次の措置を講じる。

(1) 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

(2) 点検の実施

道路のパトロール等により道路施設の現況把握、定期的な点検を行い、事故防止に努める。

(3) 防災訓練の充実

大規模道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、防災関係機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(4) 道路施設の整備促進

土砂災害対策を含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

(5) 各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

(6) 防災知識の普及

道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第4節 危険物等事故応急体制の整備

■ 計画の目的

本市域において、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力施設以外における放射性物質による放射線障害の発生（以下「危険物等事故」という。）等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市は、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動等の応急対策を実施する必要がある。

■ 基本方針

京都市及び防災関係機関は、平常時から各機関との連絡を密にし、大規模な危険物等事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期すものとする。

1 危険物等事故に関する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、本編「第1章 第2節 防災関係機関の処理すべき大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示 キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 ク 危険物等に関する規制
京都府警察	ア 防災関係機関との連携の強化 イ 事故情報の収集及び被害実態の把握 ウ 被災者の救出救助 エ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 オ 事故現場及びその周辺の警戒警備 カ 遺体の検視及び身元の確認 キ 行方不明者の捜索 ク 危険物等に対する指導取締 ケ その他事故災害に必要な警察活動
近畿経済産業局等、国の機関	ア 事故状況の収集・把握及び防災関係機関への連絡通報 イ 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締
その他防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）	ア 応急対策の実施 イ 本市との協力・連携

2 事故原因者等の責務

事故原因者等の主要な責務は、次のとおりとする。

事故原因者等	ア 消防、警察等防災関係機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び本市との連絡、協議 イ 現地、事業所等における事故対策本部の設置 ウ 防災関係機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣 エ 現地における救助・医療その他の応急措置 オ 死傷病者の身元確認及び家族への通知 カ 見舞人、遺族の受入れ及び整理並びに問合せへの対応 キ 防災関係機関に対する土地建物等の施設その他必要な資器材の貸与又は提供等 ク 被害者の損害に対する補償対応
--------	---

3 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

本市は、危険物等事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 情報通信手段の整備

本市は、危険物等事故発生時の情報通信手段の確保に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第3節 情報収集・伝達体制の整備

4 防災活動体制の整備

(1) 職員の体制

本市は、危険物等事故発生時には、災害の規模、態様等により必要な職員の非常召集を行うので、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制の整備を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第2節 配備及び動員体制の整備

(2) 防災関係機関相互の連携体制

本市は、危険物等事故発生時において防災関係機関相互の連携を図るため、平常時から相互の連携強化に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第1節 災害応急体制の整備

(3) 救助、救急、医療救護及び消火活動体制の整備

ア 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

イ 医療救護活動

本市は、危険物等事故発生により負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

ウ 消火活動

本市は、平常時から事業者との連携強化を図り、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の整備に努める。

エ 危険物等の流出防除体制の整備

本市は、危険物等事故発生時において危険物等の流出防除を的確に行うことができるよう、資機材の整備に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第8節 火災予防・消防活動体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第9節 応急医療体制の整備

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 道路交通管理体制の整備

建設局等道路管理者は、京都府警察と連携して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 防災関係機関相互の連携強化

本市は、平常時から京都府警察及び近畿地方整備局等、防災関係機関相互の連携の強化を図る。

ウ 緊急通行車両の事前届出の徹底

本市は、事故発生後に、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の事前届出の徹底を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第10節 緊急輸送体制の整備

(5) 避難計画の整備

ア 避難計画の作成

本市は、危険物等事故から市民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、避難計画を作成する。

イ 要配慮者への対応計画

本市は、上記の避難時において、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画を作成する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第7節 避難所運営体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第22節 要配慮者への対応体制の整備

5 危険物等保安措置

危険物等を製造、貯蔵又は取り扱っている危険物等関係施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査及び違反是正を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物等関係施設における安全性の確保に努める。

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

- ア 各施設形態に応じた緊急遮断弁の設置（感震器連動遮断弁、遠隔起動遮断弁等）
- イ 危険物配管の耐震化（配管の固定、可とう管継手の使用）
- ウ 危険物タンクの耐震化（タンク架台の固定、地盤の強化等）
- エ 防油堤や流出堤の耐震化（防油堤の目地部及び隅角部の補強）、応急措置用の資器材（土のうや粘着シート等）の備蓄等
- オ 容器貯蔵施設における耐震化（転倒及び落下防止のための防護棚の設置、架台の固定等）

(2) 消火設備の耐震化指導

- ア 消火設備の遠隔起動化
- イ 消火設備機器の耐震化（貯水槽と加圧装置の同一基礎上設置等）
- ウ 消火水源の耐震化（貯水槽内部のコーティング補強等）

(3) 保安教育及び訓練の実施指導

- ア 震災対応措置を明記した予防規程の作成
- イ 予防規程に基づく自衛消防組織の訓練の実施

(4) 施設の点検・補修等

消防法に規定する定期点検が義務となる危険物施設に対し、定期点検の実施及び不備項目についての改修を指導する。

第5節 林野火災応急体制の整備

■ 計画の目的

本市域において、森林、原野及び牧野における火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市は、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ確かな消火活動、捜索活動、救助・救急活動、医療活動及び避難等の応急対策活動を実施する必要がある。

本計画は、本市域における林野火災に対処するため、関係機関のとるべき予防対策について定めるものである。

■ 基本方針

本市及び防災関係機関は、平常時から各機関との連絡を密にし、大規模林野火災発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期すものとする。

1 林野火災に関係する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、本編「第1章 第2節 防災関係機関の処理すべき大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

京都市	ア 火災の状況の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 死傷病者の救出、救護及び身元確認 エ 救急医療その他の応急対策 オ 火災拡大防止のための消火その他消防活動 カ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示 キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請
京都府警察	ア 防災関係機関との連携の強化 イ 火災情報の収集及び被害実態の把握 ウ 被災者の救出救助 エ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 オ 火災現場及びその周辺の警戒警備 カ 遺体の検視及び身元の確認 キ 行方不明者の捜索 ク その他事故災害に必要な警察活動
その他防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）	ア 応急対策の実施 イ 本市との協力・連携

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

本市は、林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 情報通信手段の整備

本市は、林野火災発生時の情報通信手段の確保に努める。

(3) 気象情報等の伝達

本市は、火災警報を発表したときは、林野火災予防上必要な措置をとる。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第3節 情報収集・伝達体制の整備

3 防災活動体制の整備

(1) 職員の体制

本市は、林野火災発生時には、災害の規模、態様等により必要な職員の非常召集を行うので、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制の整備を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第2節 配備及び動員体制の整備

(2) 防災関係機関相互の連携体制

本市は、林野火災発生時において防災関係機関相互の連携を図るため、平常時から相互の連携強化に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第1節 災害応急体制の整備

(3) 救助、救急及び医療救護等活動体制の整備

ア 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

イ 医療救護活動

本市は、林野火災発生により負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

ウ 施設・設備の整備

本市は、林野火災が発生した場合に、的確な防除活動が実施できるよう、林野火災防除用施設・設備の整備及び電源確保に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第8節 火災予防・消防活動体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第9節 応急医療体制の整備

(4) 緊急輸送活動体制の整備

ア 道路交通管理体制の整備

建設局等道路管理者は、京都府警察と連携して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 防災関係機関相互の連携強化

本市は、平常時から京都府警察及び近畿地方整備局等、防災関係機関相互の連携の強化を図る。

ウ 緊急通行車両の事前届出の徹底

本市は、火災発生後、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の事前届出の徹底を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第10節 緊急輸送体制の整備

(5) 避難計画の整備

ア 避難計画の作成

本市は、林野火災から市民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、避難計画を作成する。

イ 要配慮者への対応計画

本市は、上記の避難時において、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画を作成する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第7節 避難所運営体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第22節 要配慮者への対応体制の整備

4 消防活動体制の整備

本市域の大部分を占める山地の林野及び林野付近において火災が発生した場合には、拡大のおそれがあるため、関係機関との密接な連携により総合的な出火防止対策、林野火災が発生した場合の延焼防止等の事前対策を実施する。

(1) 出火防止対策

ア 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので、関係局等は気象予警報を的確に把握し、出火防止に万全を期するものとする。

イ 巡回監視

林野火災の多発するおそれのある期間においては、巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、特に火災警報及び火災注意報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

ウ 広報活動

国、京都府等の林野関係機関と密接な連絡をとり、広報の時期、地域、対象者、媒体等について検討し、有効な広報及び啓発を行うものとする。

特に、4月の山林防火運動期間及び行楽シーズンにおいては、林野火災に対する市民、行楽客等の防火意識の高揚を図るために、次に掲げる事項を実施する。

(ア) 立て看板、ポスター等の掲出

(イ) 林業従事者等を対象とする講習会等の開催

(ウ) 新聞、ターミナル、入山口等における広報

エ 査察活動

消防局は、林野及び林野に近接する民家、文化財建造物等の査察を実施し、林野火災の予防に当たる。

オ 火入れ等の防火指導

(ア) 立て看板、ポスター等の掲出

(イ) 林野及び林野付近におけるたき火、山・野焼きなどの火入れに際しては、所轄の消防署長へ届出させる。

(ウ) 市長が森林法（昭和26年法律第249号）第21条に基づき火入れの許可をするとき、及び国、京都府が火入れするときは、所轄の消防署長へ事前に連絡協議する。

(エ) 森林にあらかじめ防災設備等を設置するときは、事前に所轄の消防署長と連絡協議させる。

(オ) 林野火災の多発するおそれのある期間に限り、一定の区域について、たき火又は喫煙を制限するなど、消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定による指導を行う。

(カ) 林野及び林野付近においてみだりに火を使用する者に対しては、指導、警告等を行う。

(キ) 林内事業者に対する指導

林内において事業を営む者に対しては、次に掲げる指導を行うものとする。

a 林内事業者は、火気取扱責任者を定め、事業区域内に巡視員、火気監視員を配置すること。

b 事業箇所には、火気取扱責任者の指定する喫煙所及びたき火箇所を設け、標識及び消火設備器具を完備すること。

c 事業箇所の火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所の連絡系統を定め、関係機関との連絡体制の万全を図ること。

d 林内事業者又は林野の所有者等は、防火線、防火樹帯等の敷設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を積極的に講ずること。

e 市長の火入れ許可を受けた場合は、隣接する山林の所有者等にも火入れする旨の通知をすること。

f その他の火入れに当たっては、許可条件等を遵守すること。

(2) 延焼防止の事前対策

ア 可燃物の整理

(ア) 伐採後の整理

(イ) 下草処理等の強化

イ 延焼抑制地域の設定

(ア) 防火樹林等の適正配置と造成

(イ) 不燃草等の植樹による延焼抑制

(ウ) 空地、道路による防火帯の設定

(エ) 防火帯を兼ねた林道の増設

ウ 水利開発

(ア) 水ます、せき、防火水槽等の設置

(イ) 池沼の整備（接岸、通路）

エ 消防道路

(ア) 車両通行道路の重点的設定

(イ) 消防隊の徒歩登坂路の整備

オ 資材器具庫

(ア) 防災拠点、消防用道路等に消火用器具庫の設置

(イ) 消火薬剤

カ 消防訓練の実施

(ア) 図上訓練

(イ) 現地訓練

キ 消防用機器材の整備充実

特に、林野火災に対処するには、装備の近代化を図る必要があるが、当面、無線機、小型動力ポンプ、刈払機、エンジンカッター、空中消火機器、消火薬剤などの整備充実を図っていくものとする。

(3) 林野火災研究

消防局を中心として、次に掲げる事項について研究を行う。

ア 林野火災における消防用機器に関する研究

小型軽量高圧ポンプ、防火帯構築機器、早期に地点確定のできる車両に関する研究

- イ 林野火災における航空機の利用に関する研究
空中からの消火薬剤投入，人員及び消防用資器材の空輸，空中からの火災状況偵察，警戒等に関する研究
- ウ 林野における消火戦術に関する研究
消火剤を活用した消火戦術の研究

第6節 広域停電事故応急体制の整備

■ 計画の目的

本市域において、広域的に発生した停電事故により多数の市民の生活に支障を来たす状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市は、関西電力株式会社、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な施設等の復旧、救助・救急活動、医療活動等の応急対策を実施する必要がある。

本計画は、本市域における広域停電事故に対処するため、関係機関がとるべき予防対策について定めるものである。

■ 基本方針

本市及び防災関係機関は、平常時から各機関との連絡を密にし、広域停電事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期すものとする。

1 広域停電事故に関係する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、本編「第1章 第2節 防災関係機関の処理すべき大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

京都市	ア 事故の実態把握、情報収集及び災害広報 イ 防災関係機関への通報及び連絡調整 ウ 二次災害の防止のための活動 エ 付近住民に対する情報提供 オ 京都府又は他の都市等に対する応援要請
京都府警察	ア 防災関係機関との連携の強化 イ 事故情報の収集及び被害実態の把握 ウ 被災者の救出救助 エ 事故により影響を受ける地域の交通規制及び警戒警備 オ その他事故災害に必要な警察活動
関西電力株式会社	ア 府、消防、警察等に対する事故状況の通報及び連絡・協議 イ 非常災害対策本部の設置 ウ 防災関係機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣 エ 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応
その他防災関係機関 (指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等)	ア 応急対策の実施 イ 本市との協力・連携

2 情報連絡体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

本市は、広域停電事故が発生した場合に、被害の拡大を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 情報通信手段の整備

本市は、広域停電事故発生時の情報通信手段の確保に努める。

(3) 情報の分析・整理

関西電力株式会社は、集約した情報を分析・整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第3節 情報収集・伝達体制の整備

3 防災活動体制の整備

(1) 職員の体制

本市は、広域停電事故発生時には、災害の規模、態様等により必要な職員の非常召集を行うので、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制の整備を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第2節 配備及び動員体制の整備

(2) 防災関係機関相互の連携体制

本市は、広域停電事故発生時において防災関係機関相互の連携を図るため、平常時から相互の連携強化に努める。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第1節 災害応急体制の整備

(3) 救助、救急、医療救護及び消火活動体制の整備

ア 救助及び救急活動

本市は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努める。

イ 医療救護活動

本市は、広域停電事故発生により負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。

ウ 消火活動

本市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるとともに、平常時から防災関係機関相互の連携強化を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第8節 火災予防・消防活動体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第9節 応急医療体制の整備

(4) 施設・設備の整備

本市は、広域停電事故が発生した場合に、的確な応急活動を行うことができるよう資機材の整備及び電源確保に努める。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

ア 道路交通管理体制の整備

建設局等道路管理者は、京都府警察と連携して、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 防災関係機関相互の連携強化

本市は、京都府警察及び近畿地方整備局等と連携して、平常時から機関相互間の連携強化を図る。

ウ 緊急通行車両の事前届出の徹底

本市は、事故発生後に、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の事前届出の徹底を図る。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第10節 緊急輸送体制の整備

(6) 避難計画の整備

ア 避難計画の作成

本市は、広域停電事故から市民を安全な場所に避難させるため、あらかじめ避難場所及び避難経路の選定と確保を行い、避難計画を作成する。

イ 要配慮者への対応計画

本市は、上記の避難時において、高齢者、障害者、乳幼児等に配慮した計画を作成する。

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第7節 避難所運営体制の整備

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第22節 要配慮者への対応体制の整備

4 関西電力株式会社の措置

(1) 再発防止対策の実施

(2) 防災訓練の実施

(3) 電力施設の整備促進

(4) 防災知識の普及

⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第25節 ライフライン施設応急体制の整備

第1節 航空事故応急対策計画

(1 航空事故応急対策を実施する)

■ 計画の目的

本市は、市域内において大規模な航空事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合には、必要な被害予防・応急対策を実施する。

本計画は、航空事故対策本部を設置した場合において、本市が実施する航空事故応急対策及び防災関係機関との連携を示すものである。

■ 実施責任者 : 市航空事故対策本部長 (危機管理監)

■ 基本方針

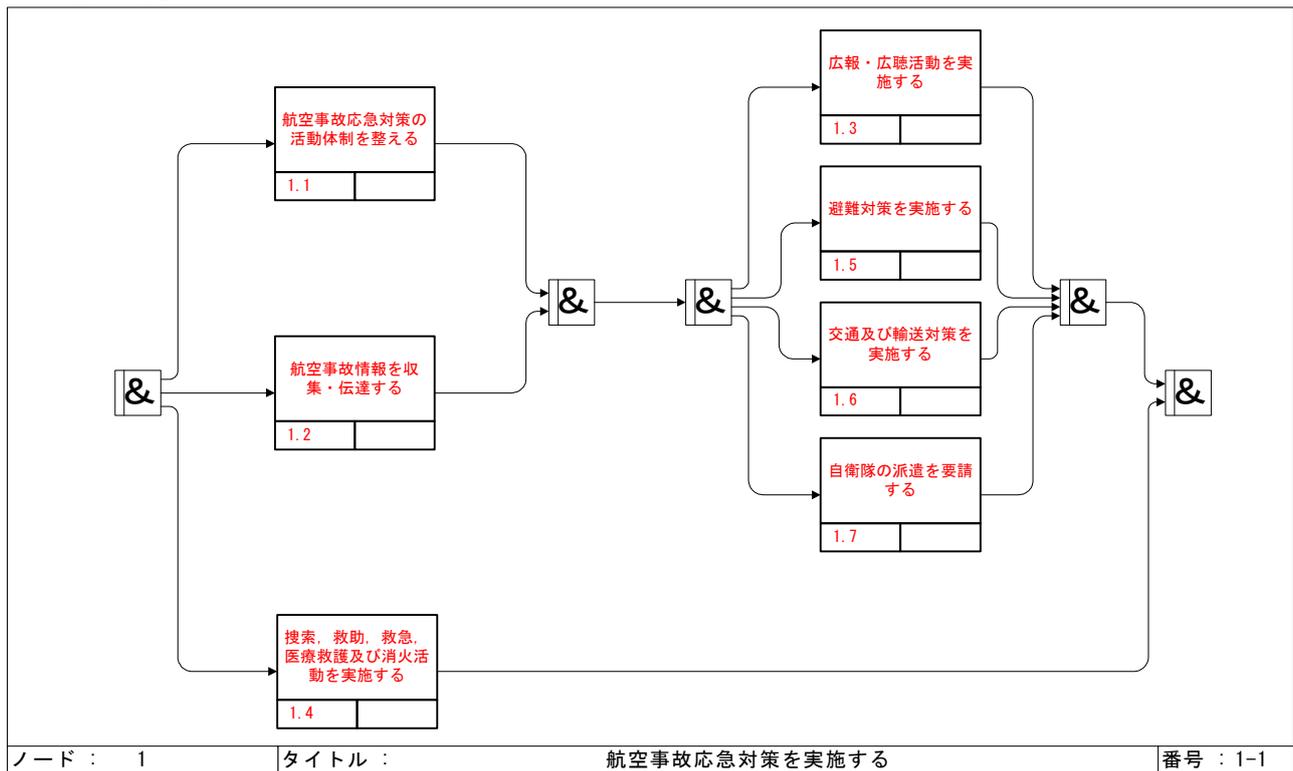
大規模な航空事故が発生した場合、本市は、「京都市航空事故対策本部」を設置し、他の市町村、府等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
1.1 航空事故応急対策の活動体制を整える	事故対策本部長 (危機管理監)	(1) 本市の応急活動体制 1.1.1 事故対策本部を設置する
	事故対策本部長, 各局等の長	1.1.2 職員を配備する
	事故対策本部	1.1.3 総合的な調整を実施する
	災害対策本部長 (市長)	1.1.4 京都市災害対策本部を設置する
	大阪航空局 (大阪空港事務所)	(2) 大阪航空局 (大阪空港事務所) の活動体制 1.1.5 大阪航空局の体制を整える
	日本赤十字社, 京都府医師会	(3) 防災関係機関の応急対策活動体制 1.1.6 防災関係機関の活動体制を整える
1.2 航空事故情報を収集・伝達する	事故原因者, 事故発見者	(1) 事故原因者等 1.2.1 航空事故を通報する
	航空運送事業者	(2) 航空運送事業者 1.2.2 緊急事態又は航空事故を連絡する
	大阪航空局	(3) 大阪航空局 1.2.3 事故発生の予想を連絡する 1.2.4 事故発生 (又はそのおそれ) を連絡する
	事故対策本部	(4) 京都市 1.2.5 事故発生時の情報収集を行う 1.2.6 事故発生時の通信連絡を行う 1.2.7 事故の状況を府知事へ報告する
	消防局	1.2.8 航空機火災を消防庁へ報告する
	京都府警察	(5) 京都府警察 1.2.9 ヘリコプター等からの情報を連絡する
1.3 広報・広聴活動を実施する	事故対策本部, 総合企画局	(1) 広報活動の実施 1.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る 1.3.2 事故に関する広報を実施する
	文化市民局, 行財政局	(2) 広聴活動の実施 1.3.3 各種問い合わせに対応する
	事故対策本部	1.3.4 臨時被害相談所等の設置に協力する
	航空運送事業者	1.3.5 臨時被害相談所等を設置する
		1.3.6 相談業務を実施し, 早期解決に努める

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
1.4 捜索, 救助, 救急, 医療救護及び消火活動を実施する	消防局, 京都府警察	(1) 捜索, 救助活動 1.4.1 捜索, 救助情報の収集及び共有を図る 1.4.2 捜索, 救助活動を実施する 1.4.3 他の公共団体等へ応援を要請する
	消防局, 保健福祉局	(2) 救急, 医療救護活動 1.4.4 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う 1.4.5 トリアージを実施する
	消防局	1.4.6 後方医療機関に搬送する 1.4.7 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する 1.4.8 ヘリコプターによる搬送を行う
		(3) 消火活動 1.4.9 消火活動を行う
1.5 避難対策を実施する	市長等	1.5.1 避難勧告・指示を発令する
	消防局, 区役所	1.5.2 避難誘導を行う
	区役所	1.5.3 避難所を開設する 1.5.4 避難所を運営する
	区役所, 総合企画局, 保健福祉局	1.5.5 要配慮者に対応する
1.6 交通及び輸送対策を実施する	京都府警察	(1) 道路交通規制 1.6.1 「通行禁止区域等」を指定する
	建設局等道路管理者	1.6.2 通行規制を実施する
	京都府警察	(2) 緊急輸送対策 1.6.3 緊急通行車両の確認を行う
	各局, 区役所	1.6.4 緊急輸送を行う
1.7 自衛隊の派遣を要請する	大阪国際空港長	(1) 大阪国際空港長の派遣要請 1.7.1 自衛隊の派遣を要請する 1.7.2 自衛隊の派遣を要請しない旨連絡する
	本部長 (市長)	(2) 市長の派遣要請 1.7.3 自衛隊の派遣を要請する

■ 対策の流れ



1.1 航空事故応急対策の活動体制を整える

(1) 本市の応急活動体制

航空事故発生時における応急対策の活動体制の整備計画は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第1節 災害活動体制の整備計画」及び「第3章 第2節 配備及び動員」によるほか、次のとおりとする。

1.1.1 事故対策本部を設置する（危機管理監）

事故対策本部長（危機管理監）は、本市域内において航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、関係局及び関係機関等で構成する「京都市航空事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

（事故対策本部の構成）

関 係 局	関 係 機 関
環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局，都市計画局，建設局，消防局，交通局，上下水道局，教育委員会事務局及び被災地を所管する区役所・支所，その他必要な局	京都府警察，京都府医師会及び日本赤十字社，その他必要な機関

※ 事故対策本部については、初動時は各局等が情報を共有するものとし、その後の活動は事故の種別，それによる災害の規模，態様等により災害応急対応に必要な局等で構成することとする。

1.1.2 職員を配備する（事故対策本部長，各局等の長）

事故対策本部長又は各局等の長は、事故の規模，種類，被害発生予想される時間帯を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制を発令する。

※ 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

1.1.3 総合的な調整を実施する（事故対策本部）

災害の規模，状況に応じ、事故対策本部を設置した場合においては、防災関係機関の効率的な活動及び情報の統一化を図るため，次に掲げる事項を処理し，総合的な調整に当たるものとする。

（事故対策本部の業務）

ア 事故の実態把握，情報収集及び災害広報
イ 防災関係機関への通報及び連絡調整
ウ 死傷病者の救出，救護及び身元確認
エ 医療救護その他の応急対策
オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
カ 警戒区域の設定及び立入制限，現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告，指示
キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請

1.1.4 京都市災害対策本部を設置する（市長）

市長（災害対策本部長）は、航空事故により現に被害が発生し、災害救助法の適用を必要とする程度の被害に広がるおそれがあるときは、京都市災害対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(2) 大阪航空局（大阪空港事務所）の活動体制

大阪航空局は、航空事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止のため，本市，府等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

* 大阪航空局（大阪空港事務所）06-6843-1121

1.1.5 大阪航空局の体制を整える（大阪航空局）

大阪航空局は、航空事故が発生した場合には、速やかに航空運送事業者から被害情報の収集を行い，本市，府等防災関係機関に連絡する体制をとる。

(3) 防災関係機関の応急対策活動体制

防災関係機関は、航空事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め，所管の応急対策を実施するとともに，大阪航空局，本市及び府が実施する応急対策に協力する。

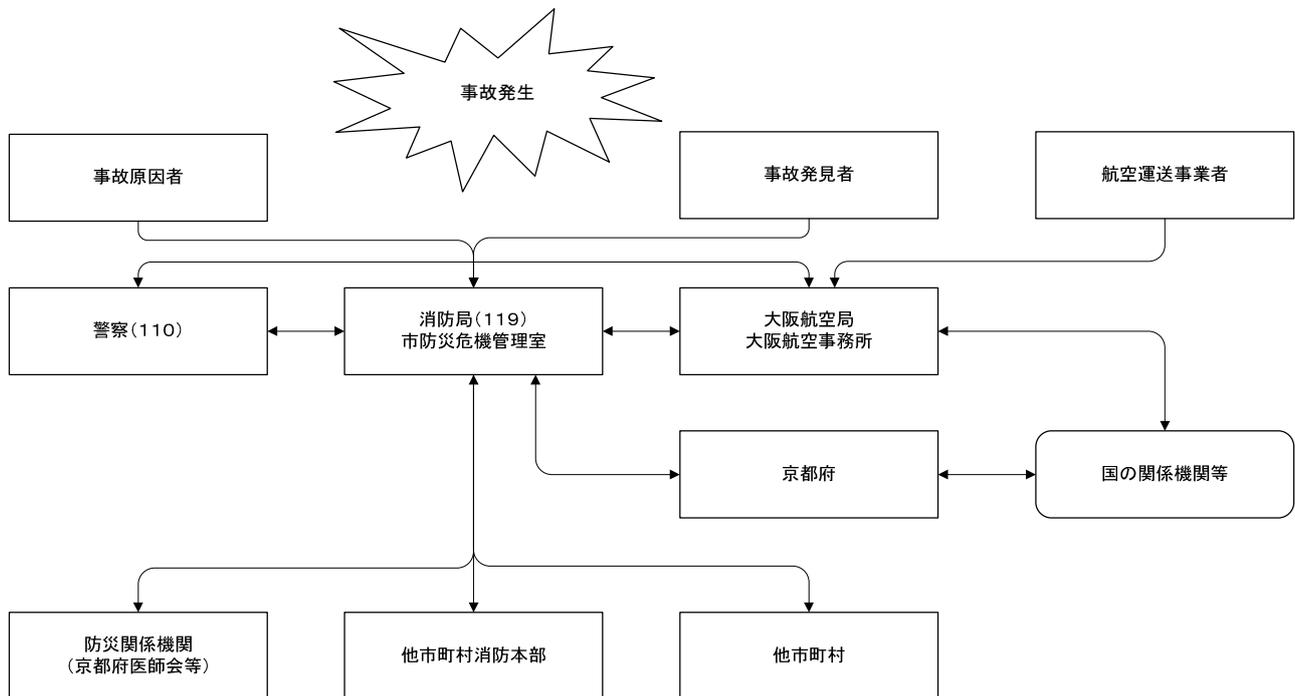
1.1.6 防災関係機関の活動体制を整える（防災関係機関）

日本赤十字社，京都府医師会等の防災関係機関は，航空事故が発生し，「京都市航空事故対策本部」が設置された場合，その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに，応急対策に従事する要員の確保を図る。

1.2 航空事故情報を収集・伝達する

本市は，航空事故が発生した場合に，人命救助や被害の拡大等を防止し，地域住民，施設及び交通の安全確保を図るため，円滑な応急対策が行えるよう「航空事故発生時情報連絡系統図」に基づき，緊急時の情報収集，連絡体制をとるものとする。

（航空事故発生時情報連絡系統図）



(1) 事故原因者等

1.2.1 航空事故を通報する（事故原因者，事故発見者）

事故原因者及び事故発見者は，航空事故が発生し，被害が発生又は発生するおそれがあるときは，電話，無線その他最も早く到達する手段により，直ちに最寄りの消防，警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 航空運送事業者

1.2.2 緊急事態又は航空事故を連絡する（航空運送事業者）

航空運送事業者は，自己の運行する航空機について緊急事態又は事故が発生したときは，速やかに国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

また，被害の状況，活動体制，応急対策の活動状況を，適宜，国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

(3) 大阪航空局

1.2.3 事故発生の予想を連絡する（大阪航空局）

大阪航空局は，航空機の故障，気象状況の悪化等により事故発生が予想される場合，直ちに，本市，府及び警察機関に対し通報連絡するものとする。

1.2.4 事故発生（又はそのおそれ）を連絡する（大阪航空局）

大阪航空局は、航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに、本市、府及び警察機関に連絡する。

また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、適宜、本市、府及び警察機関に連絡する。

(4) 京都市（事故対策本部）

1.2.5 事故発生時の情報収集を行う（事故対策本部）

事故対策本部は、航空事故発生を知ったときは、直ちに被害の状況等の収集を行う。

消防局は、ヘリコプター、高所カメラ及び可搬画像伝送装置等を活用して被害の状況等の把握に努める。

1.2.6 事故発生時の通信連絡を行う（事故対策本部）

事故対策本部が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、有線電話、無線通信等により速やかに行う。

なお、事故対策本部は、人命の救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

1.2.7 事故の状況を府知事へ報告する（事故対策本部）

事故対策本部は、航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事に報告する。

1.2.8 航空機火災を消防庁へ報告する（消防局）

消防局は、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り速やかに、報告するものとする。

(5) 京都府警察

1.2.9 ヘリコプター等からの情報を連絡する（京都府警察）

京都府警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、本市等防災関係機関に連絡する。

1.3 広報・広聴活動を実施する

広報・広聴活動は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第4節 広報・広聴活動計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 広報活動の実施

1.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る（事故対策本部）

事故対策本部は、航空事故に関する広報を実施するため、情報の収集と公表の一元化を図る。

1.3.2 事故に関する広報を実施する（事故対策本部、総合企画局）

事故対策本部は、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、総合企画局が次に掲げる方法等により、効果的かつ迅速な広報を行う。

(市民への広報の主な項目)

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 事故の発生日時及び場所 |
| イ | 被害の状況 |
| ウ | 被害者の安否情報 |
| エ | 応急対策実施状況 |
| オ | 住民及び被災者に対する協力及び注意事項 |
| カ | その他必要と認められる事項 |

(市民への広報の主な方法)

- | | |
|---|-------------------------------------|
| ア | 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、報道要請をする。 |
| イ | 防災行政無線、有線テレビ、有線放送等による広報を要請する。 |
| ウ | 広報番組（ラジオ、テレビ）、広報印刷物、チラシ、ポスター等を利用する。 |
| エ | インターネットを利用する。 |

(2) 広聴活動の実施

1.3.3 各種問い合わせに対応する（文化市民局、行財政局）

文化市民局は、航空事故に関する、被災地住民、市民、近隣府県民からの各種の問い合わせに対し、行財政局と連携して相談窓口を設置するなどして対応する。

- 1.3.4 臨時被害相談所等の設置に協力する（事故対策本部）
事故対策本部は、航空運送事業者等が行う臨時被害相談所等の設置、相談等の実施について、協力する。
- 1.3.5 臨時被害相談所等を設置する（航空運送事業者）
航空運送事業者等は、現地に、臨時被害相談所等を防災関係機関等の協力を得て設置する。
- 1.3.6 相談業務を実施し、早期解決に努める（航空運送事業者）
航空運送事業者等は、被災者が抱える生活上の不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

1.4 搜索、救助、救急、医療救護及び消火活動を実施する

搜索、救助、救急、医療救護及び消火活動は、震災対策編・一般災害対策編「第3章 第8節 消防活動計画」及び「第3章 第9節 医療救護活動計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 搜索、救助活動

- 1.4.1 搜索、救助情報の収集及び共有を図る（消防局、京都府警察）
消防局及び京都府警察は、119番通報、110番通報及び航空運送事業者、大阪航空局からの通報等により、被害状況を早期に把握し、搜索、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- 1.4.2 搜索、救助活動を実施する（消防局、京都府警察）
消防局及び京都府警察は、航空事故に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。
- 1.4.3 他の公共団体等へ応援を要請する（消防局、京都府警察）
消防局及び京都府警察は、航空事故の規模や態様に応じて、単独では、又は保有資機材では対応できないと判断した場合は、京都府、他都市等に応援を要請する。

(2) 救急、医療救護活動

- 1.4.4 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う（消防局、保健福祉局）
消防局及び保健福祉局は、迅速な救急、医療救護活動を行うため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当を行う。
- 1.4.5 トリアージを実施する（消防局、保健福祉局）
消防局及び保健福祉局は、負傷者に迅速、的確なトリアージ等の応急措置を実施する。
- 1.4.6 後方医療機関に搬送する（消防局）
消防局は、救急医療情報システムを活用して、後方医療機関の重傷者等の受入状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。
- 1.4.7 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する（消防局）
消防局は所有する救急車だけでは負傷者の搬送に対応できないときは、京都府、他都市等に応援を要請する。
- 1.4.8 ヘリコプターによる搬送を行う（消防局）
負傷者の搬送は、消防局の救急車により行うが、必要に応じてヘリコプターを活用するなど、医療機関への的確、迅速な搬送に努める。

(3) 消火活動

- 1.4.9 消火活動を行う（消防局）
消防局は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

1.5 避難対策を実施する

航空事故発生時に本市が行う避難勧告等については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策計画」及び「第3章 第7節 避難所の運営計画」によるほか、次のとおりとする。

- 1.5.1 避難勧告・指示を発令する（市長等）
市長等は、航空事故に伴う火災の発生等によって生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めたときは、避難勧告・指示を発令する。
- 1.5.2 避難誘導を行う（消防局、区役所）
消防局及び区役所等は、人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、住民等の避難誘導を行うものとする。
- 1.5.3 避難所を開設する（区役所）
区役所等は航空事故の発生に伴い避難勧告・指示が発令されたときは、避難所を開設し、住民等に周知を図る。

1.5.4 避難所を運営する（区役所）

区役所等は、避難所における情報伝達、食料・水等の配布、清掃等については避難者、自主防災組織等の協力を得て、常に良好なものとするよう努める。

1.5.5 要配慮者に対応する（区役所、総合企画局、保健福祉局）

区役所、総合企画局及び保健福祉局等は、避難誘導時及び避難所においては、高齢者及び障害者等の要配慮者に向けた情報提供等に十分配慮する。

1.6 交通及び輸送対策を実施する

航空事故における交通の確保及び緊急輸送対策については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第10節 輸送活動計画」及び「第3章 第11節 災害警備・交通規制計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、京都府警察及び道路管理者は、相互に密接な連携をとり交通規制を行い、直ちに、事故対策本部等に連絡する。

1.6.1 「通行禁止区域等」を指定する（京都府警察）

京都府警察本部長は、航空事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急に必要なと認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定する。

1.6.2 通行規制を実施する（建設局等道路管理者）

建設局等道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止又は制限を行う。

(2) 緊急輸送対策

1.6.3 緊急通行車両の確認を行う（京都府警察）

「通行禁止区域等」が指定された場合の緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

1.6.4 緊急輸送を行う（各局、区役所）

各局、区役所は必要な人員及び物資について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、段階的に緊急輸送を実施する。

1.7 自衛隊の派遣を要請する

航空事故が発生した場合の自衛隊の派遣要請については、震災対策編・一般災害対策編「第3章 第5節 応援要請計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 大阪国際空港長の派遣要請

1.7.1 自衛隊の派遣を要請する（大阪国際空港長）

大阪国際空港長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

1.7.2 自衛隊の派遣を要請しない旨連絡する（大阪国際空港長）

大阪国際空港長は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

(2) 市長の派遣要請

1.7.3 自衛隊の派遣を要請する（市長）

市長は、自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合には、震災対策編・一般災害対策編「第3章 第5節 応援要請計画 5.3 自衛隊の派遣を要請する」によるものとする。

第2節 鉄道事故応急対策計画

(2 鉄道事故応急対策を実施する)

■ 計画の目的

本市は、市域内において大規模な鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合には、必要な被害予防・応急対策を実施する。

本計画は、鉄道事故対策本部を設置した場合において、本市が実施する鉄道事故応急対策及び防災関係機関との連携を示すものである。

■ 実施責任者 : 市鉄道事故対策本部長 (危機管理監)

■ 基本方針

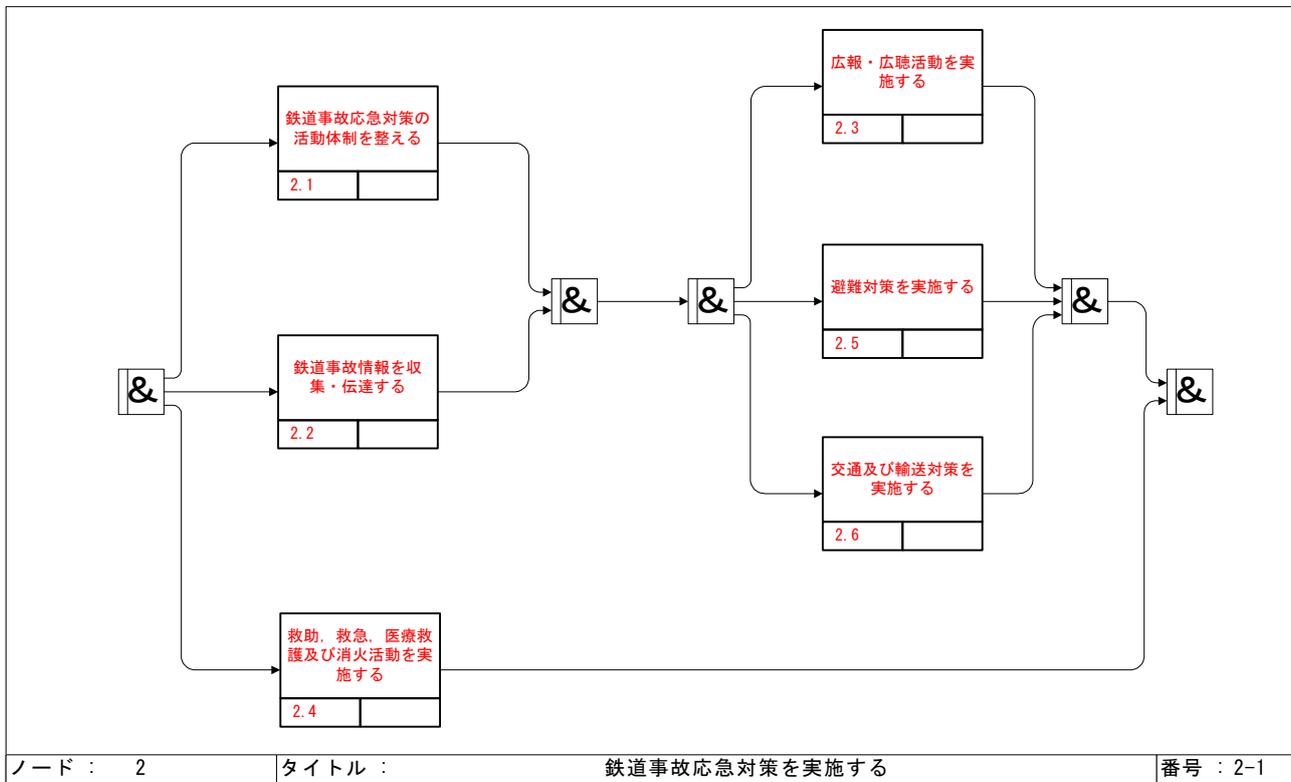
大規模な鉄道事故が発生した場合、本市は、「京都市鉄道事故対策本部」を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
2.1 鉄道事故応急対策の活動体制を整える	事故対策本部長 (危機管理監)	(1) 本市の応急活動体制 2.1.1 事故対策本部を設置する	
	事故対策本部長, 各局等の長	2.1.2 職員を配備する	
	事故対策本部	2.1.3 総合的な調整を実施する	
	災害対策本部長 (市長)	2.1.4 京都市災害対策本部を設置する	
	鉄道事業者	(2) 鉄道事業者の活動体制 2.1.5 鉄道事業者の体制を整える	
	日本赤十字社, 京都府医師会	(3) 防災関係機関の応急対策活動体制 2.1.6 防災関係機関の活動体制を整える	
2.2 鉄道事故情報を収集・伝達する	事故原因者, 事故発見者	(1) 事故原因者等 2.2.1 鉄道事故を通報する	
	鉄道事業者	(2) 鉄道事業者 2.2.2 事故発生 (又はそのおそれ) を連絡する	
	事故対策本部	(3) 京都市 2.2.3 事故発生時の情報収集を行う 2.2.4 事故発生時の通信連絡を行う 2.2.5 事故の状況を府知事へ報告する	
	消防局	2.2.6 列車火災を消防庁へ報告する	
	京都府警察	(4) 京都府警察 2.2.7 ヘリコプター等からの情報を連絡する	
	2.3 広報・広聴活動を実施する	事故対策本部, 総合企画局	(1) 広報活動の実施 2.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る 2.3.2 事故に関する広報を実施する
文化市民局, 行財政局		(2) 広聴活動の実施 2.3.3 各種問い合わせに対応する	
事故対策本部		2.3.4 臨時被害相談所等の設置に協力する	
鉄道事業者		2.3.5 臨時被害相談所等を設置する 2.3.6 相談業務を実施し, 早期解決に努める	
2.4 救助, 救急, 医療救護及び消火活動を実施する		鉄道事業者	(1) 救助活動 2.4.1 事故発生直後の救助活動を実施する
		消防局, 京都府警察	2.4.2 救助情報の収集及び共有を図る
	2.4.3 救助活動を実施する		
	2.4.4 他の公共団体等へ応援を要請する		

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
2.4 救助, 救急, 医療救護及び消火活動を実施する	消防局, 保健福祉局	(2) 救急, 医療救護活動 2.4.5 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う 2.4.6 トリアージを実施する
	消防局	2.4.7 後方医療機関に搬送する 2.4.8 他の公共団体等に応援隊の派遣を要請する 2.4.9 ヘリコプターによる搬送を行う
	鉄道事業者	(3) 消火活動 2.4.10 消火活動を行う
		2.4.11 初期消火活動に協力する
2.5 避難対策を実施する	市長等	2.5.1 避難勧告・指示を発令する
	消防局, 区役所	2.5.2 避難誘導を行う
	区役所	2.5.3 避難所を開設する 2.5.4 避難所を運営する
	区役所, 総合企画局, 保健福祉局	2.5.5 要配慮者に対応する
2.6 交通及び輸送対策を実施する	京都府警察	(1) 道路交通規制 2.6.1 「通行禁止区域等」を指定する
	建設局等道路管理者	2.6.2 通行規制を実施する
	鉄道事業者	2.6.3 道路交通の混乱防止の協力要請を行う
	京都府警察	(2) 緊急輸送対策 2.6.4 緊急通行車両の確認を行う
	各局, 区役所	2.6.5 緊急輸送を行う
	鉄道事業者	2.6.6 代替交通手段を確保する

■ 対策の流れ



2.1 鉄道事故応急対策の活動体制を整える

(1) 本市の応急活動体制

鉄道事故発生時における応急対策の活動体制の整備計画は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第1節 災害対策活動体制の整備計画」及び「第3章 第2節 配備及び動員」によるほか、次のとおりとする。

2.1.1 事故対策本部を設置する（危機管理監）

事故対策本部長（危機管理監）は、本市域内において鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、関係局及び関係機関等で構成する「京都市鉄道事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

（事故対策本部の構成）

関 係 局	関 係 機 関
環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局，都市計画局，建設局，消防局，交通局，上下水道局，教育委員会事務局及び被災地を所管する区役所・支所，その他必要な局	京都府警察，京都府医師会及び日本赤十字社，その他必要な機関

※ 事故対策本部については、初動時は各局等が情報を共有するものとし、その後の活動は事故の種別，それによる災害の規模，態様等により災害応急対応に必要な局等で構成することとする。

2.1.2 職員を配備する（事故対策本部長，各局等の長）

事故対策本部長又は各局等の長は、事故の規模，種類，被害発生予想される時間帯を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制を発令する。

※ 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

2.1.3 総合的な調整を実施する（事故対策本部）

災害の規模，状況に応じ、事故対策本部を設置した場合においては、防災関係機関の効率的な活動及び情報の統一化を図るため，次に掲げる事項を処理し，総合的な調整に当たるものとする。

（事故対策本部の業務）

ア 事故の実態把握，情報収集及び災害広報
イ 防災関係機関への通報及び連絡調整
ウ 死傷病者の救出，救護及び身元確認
エ 医療救護その他の応急対策
オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
カ 警戒区域の設定及び立入制限，現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告，指示
キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請

2.1.4 京都市災害対策本部を設置する（市長）

市長（災害対策本部長）は、鉄道事故により現に被害が発生し，災害救助法の適用を必要とする程度の被害に広がるおそれがあるときは，京都市災害対策本部を設置し，必要な対策を実施する。

(2) 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は，鉄道事故が発生した場合は，速やかに被害の拡大防止のため，本市，府等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

2.1.5 鉄道事業者の体制を整える（鉄道事業者）

鉄道事業者は，鉄道事故が発生した場合には，速やかに被害の拡大防止を図るため，関係列車の非常停止の手配，乗客の避難等の必要な措置をとるとともに，社員の非常参集，対策本部の設置等，必要な体制をとる。

(3) 防災関係機関の応急対策活動体制

防災関係機関は，鉄道事故が発生し，被害が発生又はそのおそれがある場合は，各機関相互の緊密な連携の確保に努め，所管の応急対策を実施するとともに，本市及び府が実施する応急対策に協力する。

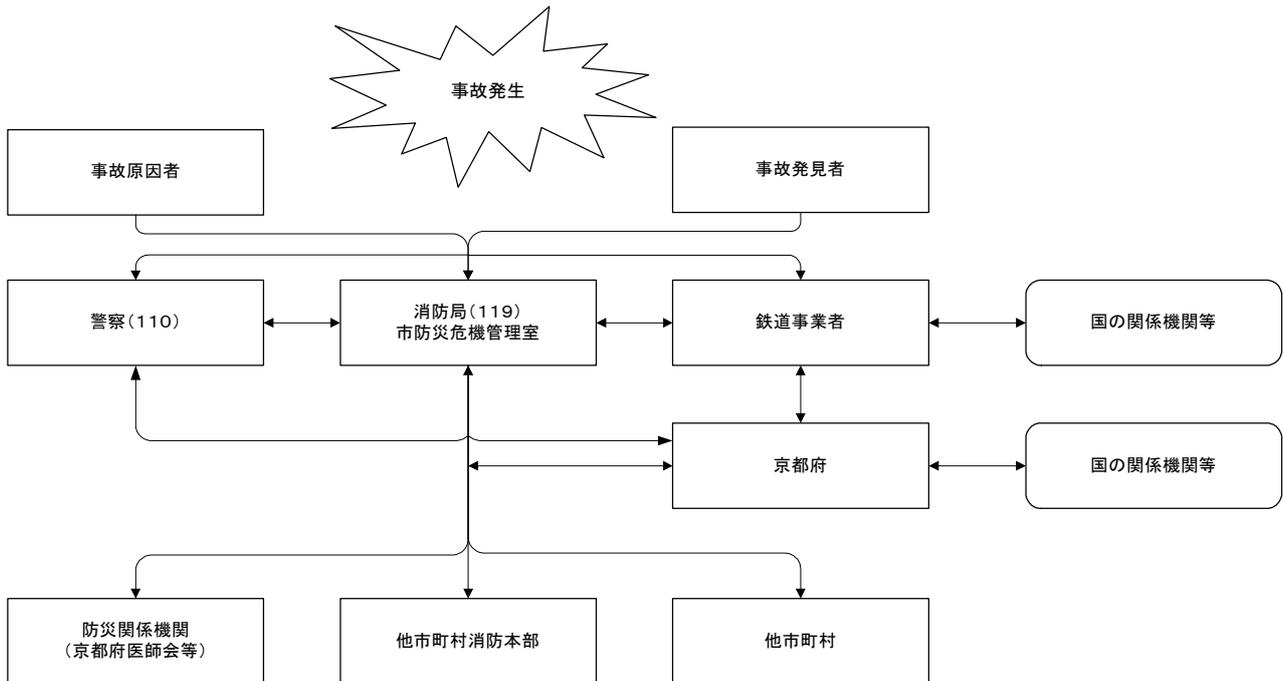
2.1.6 防災関係機関の活動体制を整える（防災関係機関）

日本赤十字社，京都府医師会等の防災関係機関は，鉄道事故が発生し，「京都市鉄道事故対策本部」が設置された場合，その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに，応急対策に従事する要員の確保を図る。

2.2 鉄道事故情報を収集・伝達する

本市は，鉄道事故が発生した場合に，人命救助や被害の拡大等を防止し，地域住民，施設及び交通の安全確保を図るため，円滑な応急対策が行えるよう「鉄道事故発生時情報連絡系統図」に基づき，緊急時の情報収集，連絡体制をとるものとする。

(鉄道事故発生時情報連絡系統図)



(1) 事故原因者等

2.2.1 鉄道事故を通報する（事故原因者，事故発見者）

事故原因者及び事故発見者は，鉄道事故が発生し，被害が発生又は発生するおそれがあるときは，電話，無線その他最も早く到達する手段により，直ちに最寄りの消防，警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 鉄道事業者

2.2.2 事故発生（又はそのおそれ）を連絡する（鉄道事業者）

鉄道事業者は，鉄道事故が発生し，被害が発生又は発生するおそれがあるときは，速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡するとともに，巡視等を実施し，被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

また，被害の状況，活動体制，応急対策の活動状況を適宜，国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

(3) 京都市（事故対策本部）

2.2.3 事故発生時の情報収集を行う（事故対策本部）

事故対策本部は，鉄道事故発生を知ったときは，直ちに被害の状況等の収集を行う。

消防局は，ヘリコプター，高所カメラ及び可搬画像伝送装置等を活用して被害の状況等の把握に努める。

2.2.4 事故発生時の通信連絡を行う（事故対策本部）

事故対策本部が行う，情報の伝達若しくは被害状況の収集報告，その他の事故応急対策に必要な指示，命令等は，防災行政無線，有線電話，無線通信等により速やかに行う。

なお，事故対策本部は，人命の救助，事故の救援等のため，若しくは防災行政無線，有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は，電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

- 2.2.5 事故の状況を府知事へ報告する（事故対策本部）
事故対策本部は、鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事に報告する。
 - 2.2.6 列車火災を消防庁へ報告する（消防局）
消防局は、列車火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第 267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り速やかに、報告するものとする。
- (4) 京都府警察
- 2.2.7 ヘリコプター等からの情報を連絡する（京都府警察）
京都府警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、本市等防災関係機関に連絡する。

2.3 広報・広聴活動を実施する

広報・広聴活動は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第4節 広報・広聴活動計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 広報活動の実施

- 2.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る（事故対策本部，総合企画局）
事故対策本部は、鉄道事故に関する広報を実施するため、情報の収集と公表の一元化を図る。
- 2.3.2 事故に関する広報を実施する（事故対策本部，総合企画局）
事故対策本部は、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、総合企画局が次に掲げる方法等により、効果的かつ迅速な広報を行う。

（市民への広報の主な項目）

ア	事故の発生日時及び場所
イ	被害の状況
ウ	被害者の安否情報
エ	応急対策実施状況
オ	住民及び被災者に対する協力及び注意事項
カ	その他必要と認められる事項

（市民への広報の主な方法）

ア	新聞，ラジオ，テレビ等報道機関に対し，報道要請をする。
イ	防災行政無線，有線テレビ，有線放送等による広報を要請する。
ウ	広報番組（ラジオ，テレビ），広報印刷物，チラシ，ポスター等を利用する。
エ	インターネットを利用する。

(2) 広聴活動の実施

- 2.3.3 各種問い合わせに対応する（文化市民局，行財政局）
文化市民局は、鉄道事故に関する、被災地住民，市民，近隣府県民からの各種の問い合わせに対し、行財政局と連携して相談窓口を設置するなどして対応する。
- 2.3.4 臨時被害相談所等の設置に協力する（事故対策本部）
事故対策本部は、鉄道事業者等が行う臨時被害相談所等の設置，相談等の実施について，協力する。
- 2.3.5 臨時被害相談所等を設置する（鉄道事業者）
鉄道事業者等は，現地に，臨時被害相談所等を防災関係機関等の協力を得て設置する。
- 2.3.6 相談業務を実施し，早期解決に努める（鉄道事業者）
鉄道事業者等は，被災者が抱える生活上の不安を解消するため，被災者からの相談，要望，苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ，速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

2.4 救助，救急，医療救護及び消火活動を実施する

救助，救急，医療救護及び消火活動は，震災対策編・一般災害対策編「第3章 第8節 消防活動計画」及び「第3章 第9節 医療救護活動計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 救助活動

- 2.4.1 事故発生直後の救助活動を実施する（鉄道事業者）
鉄道事業者は，事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。
- 2.4.2 救助情報の収集及び共有を図る（消防局，京都府警察）
消防局及び京都府警察は，119番通報，110番通報及び鉄道事業者からの通報等により，被害状況を早期に把握し，救助体制を整え，収集した被害情報を相互に連絡する。
- 2.4.3 救助活動を実施する（消防局，京都府警察）
消防局及び京都府警察は，鉄道事故に対応した救助資機材等を有効に活用して，迅速かつ的確に救助活動を行う。
- 2.4.4 他の公共団体等へ応援を要請する（消防局，京都府警察）
消防局及び京都府警察は，鉄道事故の規模や態様に応じて，単独では，又は保有資機材では対応できないと判断した場合は，京都府，他市町村等に応援を要請する。

(2) 救急，医療救護活動

- 2.4.5 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う（消防局，保健福祉局）
消防局及び保健福祉局は，迅速な救急，医療救護活動を行うため，事故現場に救護所を設置し，負傷者の応急手当を行う。
- 2.4.6 トリアージを実施する（消防局，保健福祉局）
消防局及び保健福祉局は，負傷者に迅速，的確なトリアージ等の応急措置を実施する。
- 2.4.7 後方医療機関に搬送する（消防局）
消防局は，救急医療情報システムを活用して，後方医療機関の重傷者等の受入状況を確認し，迅速，的確に負傷者の搬送を行う。
- 2.4.8 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する（消防局）
消防局は所有する救急車だけでは負傷者の搬送に対応できないときは，京都府，他都市等に応援を要請する。
- 2.4.9 ヘリコプターによる搬送を行う（消防局）
負傷者の搬送は，消防局の救急車により行うが，必要に応じてヘリコプターを活用するなど，医療機関への的確，迅速な搬送に努める。

(3) 消火活動

- 2.4.10 消火活動を行う（消防局）
消防局は，速やかに火災の状況を把握し，迅速に消火活動を行う。
- 2.4.11 初期消火活動に協力する（鉄道事業者）
鉄道事業者は，消防機関等の要請を受け，迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。

2.5 避難対策を実施する

鉄道事故発生時に本市が行う避難勧告等については，震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策計画」及び「第3章 第7節 避難所の運営計画」によるほか，次のとおりとする。

- 2.5.1 避難勧告・指示を発令する（市長等）
市長等は，鉄道事故に伴う火災の発生等によって生命の保護，被害の拡大防止のため，特に必要があると認めたときは，避難勧告・指示を発令する。
- 2.5.2 避難誘導を行う（消防局，区役所）
消防局及び区役所等は，乗客や周辺住民の人命の安全を第一に避難場所及び避難経路，その他避難に対する情報提供を行い，乗客及び周辺住民等の避難誘導を行うものとする。
- 2.5.3 避難所を開設する（区役所）
区役所等は鉄道事故の発生に伴い避難勧告・指示が発令されたときは，避難所を開設し，住民等に周知を図る。
- 2.5.4 避難所を運営する（区役所）
区役所等は，避難所における情報伝達，食料・水等の配布，清掃等については避難者，自主防災組織等の協力を得て，常に良好なものとするよう努める。
- 2.5.5 要配慮者に対応する（区役所，総合企画局，保健福祉局）
区役所，総合企画局及び保健福祉局等は，避難誘導時及び避難所においては，高齢者及び障害者等の要配慮者に向けた情報提供等に十分配慮する。

2.6 交通及び輸送対策を実施する

鉄道事故における交通の確保及び緊急輸送対策については、震災対策編・一般災害対策編「第3章 第10節 輸送活動計画」及び「第3章 第11節 災害警備・交通規制計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために、京都府警察及び道路管理者は、相互に密接な連携をとり交通規制を行い、直ちに、事故対策本部等に連絡する。

2.6.1 「通行禁止区域等」を指定する（京都府警察）

京都府警察本部長は、鉄道事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急に必要なと認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定する。

2.6.2 通行規制を実施する（建設局等道路管理者）

建設局等道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止又は制限を行う。

2.6.3 道路交通の混乱防止の協力要請を行う（鉄道事業者）

突発的鉄道事故が発生した場合、負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、京都府警察等に協力要請を行う。

(2) 緊急輸送対策

2.6.4 緊急通行車両の確認を行う（京都府警察）

「通行禁止区域等」が指定された場合の緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

2.6.5 緊急輸送を行う（各局、区役所）

各局、区役所は必要な人員及び物資について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、段階的に緊急輸送を実施する。

2.6.6 代替交通手段を確保する（鉄道事業者）

鉄道事故が発生し、運行不能となった場合は、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第3節 道路事故応急対策計画 (3 道路事故応急対策を実施する)

■ 計画の目的

本市は、市域内において大規模な道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合には、必要な被害予防・応急対策を実施する。
 本計画は、道路事故対策本部を設置した場合において、本市が実施する航空事故応急対策及び防災関係機関との連携を示すものである。

■ 実施責任者 : 市道路事故対策本部長（危機管理監）

■ 基本方針

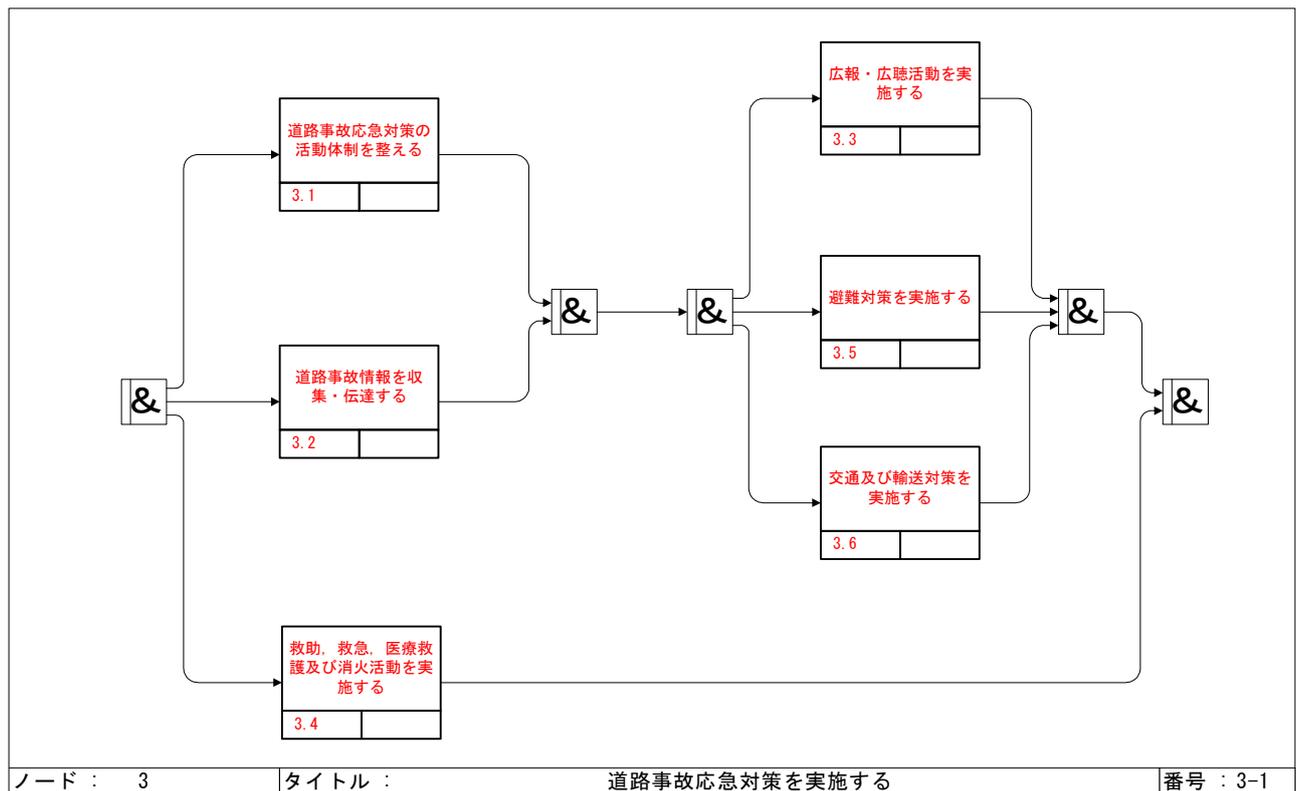
大規模な道路事故が発生した場合、本市は、「京都市道路事故対策本部」を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
3.1 道路事故応急対策の活動体制を整える	事故対策本部長（危機管理監）	(1) 本市の応急活動体制 3.1.1 事故対策本部を設置する
	事故対策本部長，各局等の長	3.1.2 職員を配備する
	事故対策本部	3.1.3 総合的な調整を実施する
	災害対策本部長（市長）	3.1.4 京都市災害対策本部を設置する
	道路管理者	(2) 道路管理者の活動体制 3.1.5 道路管理者の体制を整える
	日本赤十字社，京都府医師会	(3) 防災関係機関の応急対策活動体制 3.1.6 防災関係機関の活動体制を整える
3.2 道路事故情報を収集・伝達する	事故原因者，事故発見者	(1) 事故原因者等 3.2.1 道路事故を通報する
	道路管理者	(2) 道路管理者 3.2.2 被害状況の情報収集を行う 3.2.3 事故発生（又はそのおそれ）を連絡する 3.2.4 再発防止のための緊急点検を実施する
	事故対策本部	(3) 京都市 3.2.5 事故発生時の情報収集を行う 3.2.6 事故発生時の通信連絡を行う 3.2.7 事故の状況を府知事へ報告する
	消防局	3.2.8 トンネル内車両火災を消防庁へ報告する
	京都府警察	(4) 京都府警察 3.2.9 ヘリコプター等からの情報を連絡する
	事故対策本部，総合企画局	(1) 広報活動の実施 3.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る 3.3.2 事故に関する広報を実施する
3.3 広報・広聴活動を実施する	文化市民局，行財政局	(2) 広聴活動の実施 3.3.3 各種問い合わせに対応する
	事故対策本部	3.3.4 臨時被害相談所等の設置に協力する
	道路管理者	3.3.5 臨時被害相談所等を設置する
		3.3.6 相談業務を実施し、早期解決に努める

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
3.4 救助, 救急, 医療救護及び消火活動を実施する	道路管理者	(1) 救助活動 3.4.1 事故発生直後の救助活動を実施する
	消防局, 京都府警察	3.4.2 救助情報の収集及び共有を図る
		3.4.3 救助活動を実施する
		3.4.4 他の公共団体等へ応援を要請する
		(2) 救急, 医療救護活動 3.4.5 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う
	消防局, 保健福祉局	3.4.6 トリアージを実施する
消防局	3.4.7 後方医療機関に搬送する	
	3.4.8 他の公共団体へ応援隊の派遣を要請する	
	3.4.9 ヘリコプターによる搬送を行う	
道路管理者	(3) 消火活動 3.4.10 消火活動を行う	
	3.4.11 初期消火活動に協力する	
	3.4.12 危険物による二次災害防止に努める	
3.5 避難対策を実施する	市長等	3.5.1 避難勧告・指示を発令する
	消防局, 区役所	3.5.2 避難誘導を行う
	区役所	3.5.3 避難所を開設する
	3.5.4 避難所を運営する	
	区役所, 総合企画局, 保健福祉局	3.5.5 要配慮者に対応する
3.6 交通及び輸送対策を実施する	京都府警察	(1) 道路交通規制 3.6.1 「通行禁止区域等」を指定する
	建設局等道路管理者	3.6.2 通行規制を実施する
		3.6.3 障害物の除去や応急復旧を行う
		(2) 緊急輸送対策 3.6.4 緊急通行車両の確認を行う
	京都府警察	3.6.5 緊急輸送を行う
各局, 区役所		

■ 対策の流れ



3.1 道路事故応急対策の活動体制を整える

(1) 本市の応急活動体制

道路事故発生時における応急対策の活動体制の整備計画は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第1節 災害対策活動体制の整備計画」及び「第3章 第2節 配備及び動員」によるほか、次のとおりとする。

3.1.1 事故対策本部を設置する（危機管理監）

事故対策本部長（危機管理監）は、本市域内において道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、関係局及び関係機関等で構成する「京都市道路事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

（事故対策本部の構成）

関 係 局	関 係 機 関
環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局，都市計画局，建設局，消防局，交通局，上下水道局，教育委員会事務局及び被災地を所管する区役所・支所，その他必要な局	京都府警察，京都府医師会及び日本赤十字社，その他必要な機関

※ 事故対策本部については、初動時は各局等が情報を共有するものとし、その後の活動は事故の種別，それによる災害の規模，態様等により災害応急対応に必要な局等で構成することとする。

3.1.2 職員を配備する（事故対策本部長，各局等の長）

事故対策本部長又は各局等の長は、事故の規模，種類，被害発生予想される時間帯を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制を発令する。

※ 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

3.1.3 総合的な調整を実施する（事故対策本部）

災害の規模，状況に応じ、事故対策本部を設置した場合においては、防災関係機関の効率的な活動及び情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な調整に当たるものとする。

（事故対策本部の業務）

ア 事故の実態把握，情報収集及び災害広報
イ 防災関係機関への通報及び連絡調整
ウ 死傷病者の救出，救護及び身元確認
エ 救急医療その他の応急対策
オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動
カ 警戒区域の設定及び立入制限，現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告，指示
キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請

3.1.4 京都市災害対策本部を設置する（市長）

市長（災害対策本部長）は、道路事故により現に被害が発生し、災害救助法の適用を必要とする程度の被害に広がるおそれがあるときは、京都市災害対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(2) 道路管理者の活動体制

建設局等道路管理者は、道路事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止のため、本市，府等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3.1.5 道路管理者の体制を整える（道路管理者）

建設局等道路管理者は、道路事故が発生した場合には、速やかに被害の拡大防止を図るため、職員の非常参集，対策本部の設置等，必要な体制をとる。

(3) 防災関係機関の応急対策活動体制

防災関係機関は、道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがある場合は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、本市及び府が実施する応急対策に協力する。

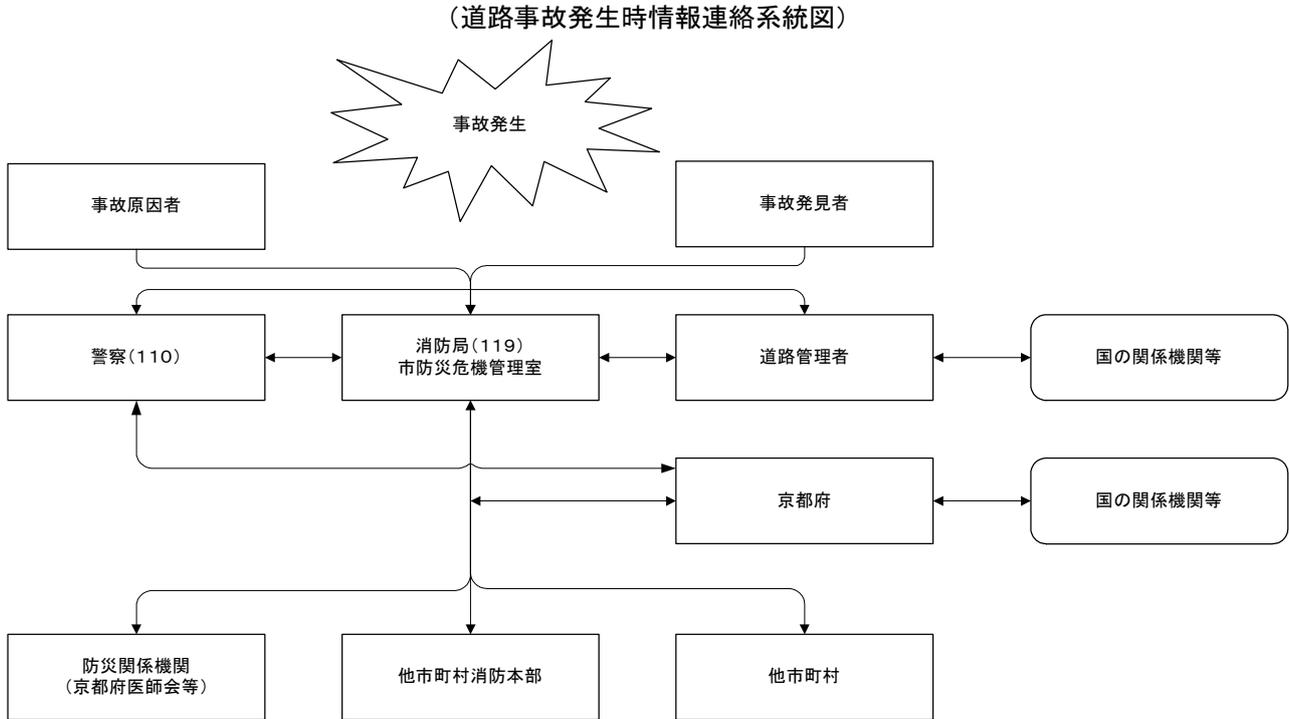
3.1.6 防災関係機関の活動体制を整える（防災関係機関）

日本赤十字社，京都府医師会等の防災関係機関は、道路事故が発生し、「京都市道路事故対策本

部」が設置された場合、その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに、応急対策に従事する要員の確保を図る。

3.2 道路事故情報を収集・伝達する

本市は、道路事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう「道路事故発生時情報連絡系統図」に基づき、緊急時の情報収集、連絡体制をとるものとする。



(1) 事故原因者等

3.2.1 道路事故を通報する (事故原因者, 事故発見者)

事故原因者及び事故発見者は、道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、電話、無線その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの警察等防災関係機関にその旨を通知する。

(2) 道路管理者

3.2.2 被害状況の情報収集を行う (道路管理者)

建設局等道路管理者は、道路事故が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。

3.2.3 道路事故発生 (又はそのおそれ) を連絡する (道路管理者)

建設局等道路管理者は、道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、速やかに国土交通省 (近畿地方整備局) 等防災関係機関に連絡する。

また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を適宜、国土交通省 (近畿地方整備局) 等防災関係機関に連絡する。

3.2.4 再発防止のための緊急点検を実施する (道路管理者)

建設局等道路管理者は、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。

(3) 京都市 (事故対策本部)

3.2.5 事故発生時の情報収集を行う (事故対策本部)

事故対策本部は、道路事故発生を知ったときは、直ちに被害の状況等の収集を行う。

消防局は、ヘリコプター、高所カメラ及び可搬画像伝送装置等を活用して被害の状況等の把握に努める。

3.2.6 事故発生時の通信連絡を行う（事故対策本部）

事故対策本部が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、有線電話、無線通信等により速やかに行う。

なお、事故対策本部は、人命の救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

3.2.7 事故の状況を府知事へ報告する（事故対策本部）

事故対策本部は、道路事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事に報告する。

3.2.8 トンネル内車両火災を消防庁へ報告する（消防局）

消防局は、トンネル内車両火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）が発生した場合は、原則として火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り速やかに、報告するものとする。

(4) 京都府警察

3.2.9 ヘリコプター等からの情報を連絡する（京都府警察）

京都府警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、本市等防災関係機関に連絡する。

3.3 広報・広聴活動を実施する

広報・広聴活動は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第4節 広報・広聴活動計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 広報活動の実施

3.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る（事故対策本部、総合企画局）

事故対策本部は、道路事故に関する広報を実施するため、情報の収集と公表の一元化を図る。

3.3.2 事故に関する広報を実施する（事故対策本部、総合企画局）

事故対策本部は、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、事故の規模、今後の動向等を検討し、総合企画局が次に掲げる方法等により、効果的かつ迅速な広報を行う。

(市民への広報の主な項目)

ア	事故の発生日時及び場所
イ	被害の状況
ウ	被害者の安否情報
エ	応急対策実施状況
オ	住民及び被災者に対する協力及び注意事項
カ	その他必要と認められる事項

(市民への広報の主な方法)

ア	新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、報道要請をする。
イ	防災行政無線、有線テレビ、有線放送等による広報を要請する。
ウ	広報番組（ラジオ、テレビ）、広報印刷物、チラシ、ポスター等を利用する。
エ	インターネットを利用する。

(2) 広聴活動の実施

3.3.3 各種問い合わせに対応する（文化市民局、行財政局）

文化市民局は、道路事故に関する、被災地住民、市民、近隣府県民からの各種の問い合わせに対し、行財政局と連携して相談窓口を設置するなどして対応する。

3.3.4 臨時被害相談所等の設置に協力する（事故対策本部）

事故対策本部は、建設局等道路管理者等が行う臨時被害相談所等の設置、相談等の実施について、協力する。

3.3.5 臨時被害相談所等を設置する（道路管理者）

建設局等道路管理者等は、避難場所等に、臨時被害相談所等を防災関係機関等の協力を得て設置する。

3.3.6 相談業務を実施し、早期解決に努める（道路管理者）

建設局等道路管理者等は、被災者が抱える生活上の不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

3.4 救助，救急，医療救護及び消火活動を実施する

救助，救急，医療救護及び消火活動は，震災対策編・一般災害対策編「第3章 第8節 消防活動計画」及び「第3章 第9節 医療救護活動計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 救助活動

- 3.4.1 事故発生直後の救助活動を実施する（道路管理者）
建設局等道路管理者は，事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。
- 3.4.2 救助情報の収集及び共有を図る（消防局，京都府警察）
消防局及び京都府警察は，119番通報，110番通報及び道路管理者からの通報等により，被害状況を早期に把握し，救助体制を整え，収集した被害情報を相互に連絡する。
- 3.4.3 救助活動を実施する（消防局，京都府警察）
消防局及び京都府警察は，突発的道路事故に対応した救助資機材等を有効に活用して，迅速かつ的確に救助活動を行う。
- 3.4.4 他の公共団体等へ応援を要請する（消防局，京都府警察）
消防局及び京都府警察は，道路事故の規模や態様に応じて，単独では，又は保有資機材では対応できないと判断した場合は，京都府，他都市等に応援を要請する。

(2) 救急，医療救護活動

- 3.4.5 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う（消防局，保健福祉局）
消防局及び保健福祉局は，迅速な救急，医療救護活動を行うため，事故現場に救護所を設置し，負傷者の応急手当を行う。
- 3.4.6 トリアージを実施する（消防局，保健福祉局）
消防局及び保健福祉局は，負傷者に迅速，的確なトリアージ等の応急措置を実施する。
- 3.4.7 後方医療機関に搬送する（消防局）
消防局は，救急医療情報システムを活用して，後方医療機関の重傷者等の受入状況を確認し，迅速，的確に負傷者の搬送を行う。
- 3.4.8 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する（消防局）
消防局は所有する救急車だけでは負傷者の搬送に対応できないときは，京都府，他都市等に応援を要請する。
- 3.4.9 ヘリコプターによる搬送を行う（消防局）
負傷者の搬送は，消防局の救急車により行うが，必要に応じてヘリコプターを活用するなど，医療機関への的確，迅速な搬送に努める。

(3) 消火活動

- 3.4.10 消火活動を行う（消防局）
消防局は，速やかに火災の状況を把握し，迅速に消火活動を行う。
- 3.4.11 初期消火活動に協力する（道路管理者）
建設局等道路管理者は，消防機関等の要請を受け，迅速かつ的確な初期消火活動に協力する。
- 3.4.12 危険物による二次災害の防止に努める（道路管理者）
建設局等道路管理者は，危険物の流出が認められた場合は，消防機関及び警察等防災関係機関と協力し，直ちに防除活動，避難誘導活動を行い，危険物による二次災害の防止に努める。

3.5 避難対策を実施する

道路事故発生時に本市が行う避難勧告等については，震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策計画」及び「第3章 第7節 避難所の運営計画」によるほか，次のとおりとする。

- 3.5.1 避難勧告・指示を発令する（市長等）
市長等は，道路事故に伴う火災の発生等によって生命の保護，災害の拡大防止のため，特に必要があると認めるときは，避難勧告・指示を発令する。
- 3.5.2 避難誘導を行う（消防局，区役所）
消防局及び区役所等は，道路利用者や周辺住民の人命の安全を第一に避難場所及び避難経路，その他避難に対する情報提供を行い，周辺住民等の避難誘導を行うものとする。
- 3.5.3 避難所を開設する（区役所）
区役所等は道路事故の発生に伴い避難勧告・指示が発令されたときは，避難所を開設し，住民等に周知を図る。
- 3.5.4 避難所を運営する（区役所）
区役所等は，避難所における情報伝達，食料・水等の配布，清掃等については避難者，自主防災

組織等の協力を得て、常に良好なものとするよう努める。

3.5.5 要配慮者に対応する（区役所，総合企画局，保健福祉局）

区役所，総合企画局及び保健福祉局等は，避難誘導時及び避難所においては，高齢者及び障害者等の要配慮者に向けた情報提供等に十分配慮する。

3.6 交通及び輸送対策を実施する

道路事故における交通の確保及び緊急輸送対策については，震災対策編・一般災害対策編「第3章 第10節 輸送活動計画」及び「第3章 第11節 災害警備・交通規制計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために，京都府警察及び道路管理者は，相互に密接な連携をとり交通規制を行い，直ちに，事故対策本部等に連絡する。

3.6.1 「通行禁止区域等」を指定する（京都府警察）

京都府警察本部長は，道路事故が発生し，又は発生のおそれがある場合，応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急に必要なと認めるときは，緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し，又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定する。

3.6.2 通行規制を実施する（道路管理者）

建設局等道路管理者は，道路の破損，欠壊，その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合，通行の禁止又は制限を行う。

3.6.3 障害物の除去や応急復旧を行う（道路管理者）

建設局等道路管理者は，迅速かつ的確な障害物の除去，仮設等の応急復旧を行い，道路事故の発生による道路交通の混乱を防止し，負傷者の搬送，救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動を円滑に実施するため，京都府警察と連携して必要な交通規制を行う。

(2) 緊急輸送対策

3.6.4 緊急通行車両の確認を行う（京都府警察）

「通行禁止区域等」が指定された場合の緊急通行車両の確認は，京都府警察本部交通規制課長，高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

3.6.5 緊急輸送を行う（各局，区役所）

各局，区役所は必要な人員及び物資について，被害の状況，緊急度，重要度を考慮し，段階的に緊急輸送を実施する。

第4節 危険物等事故応急対策計画

(4 危険物等事故応急対策を実施する)

■ 計画の目的

本市は、市域内において大規模な危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合には、必要な被害予防・応急対策を実施する。
 本計画は、危険物等事故対策本部を設置した場合において、本市が実施する危険物等事故応急対策及び防災関係機関との連携を示すものである。

■ 実施責任者 : 市危険物等事故対策本部長 (危機管理監)

■ 基本方針

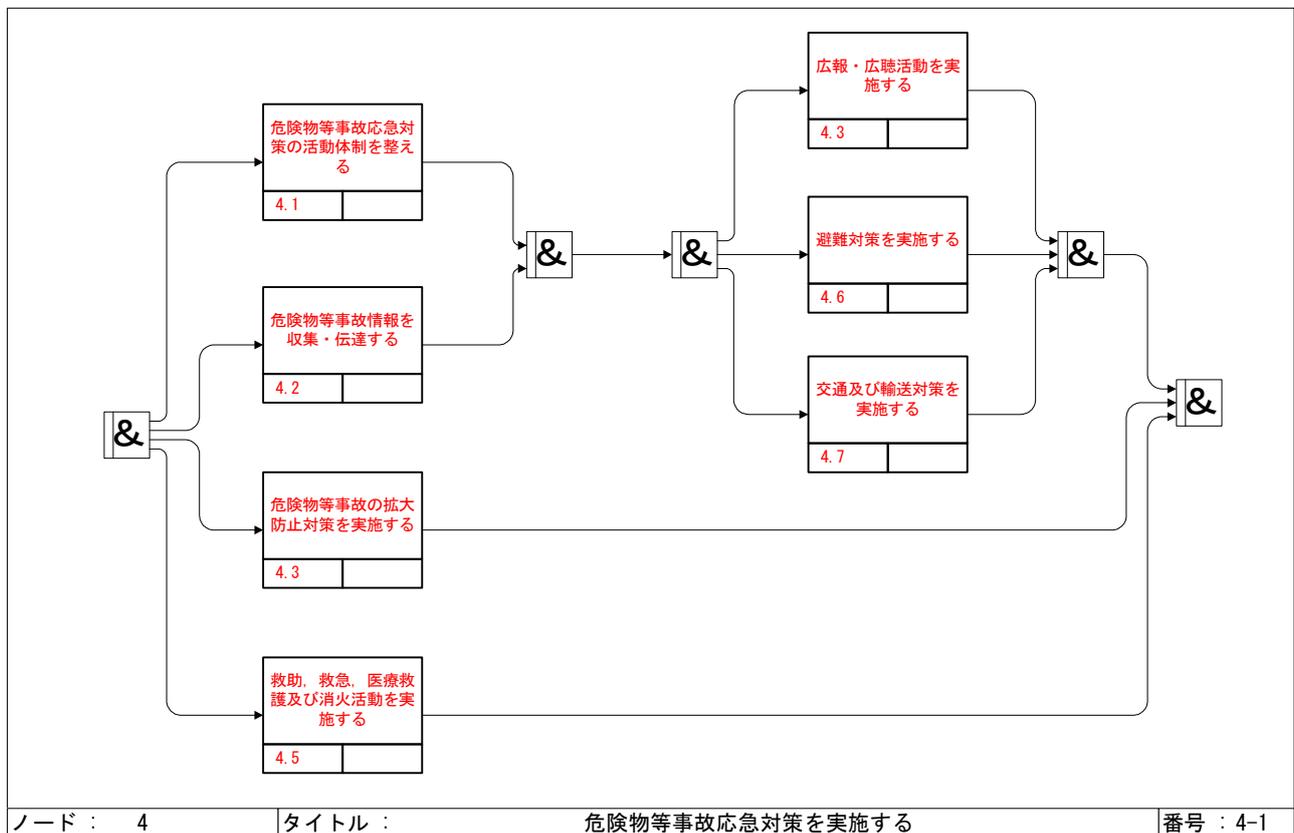
大規模な危険物等事故が発生した場合、本市は、「京都市危険物等事故対策本部」を設置し、他の市町村、府等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
4.1 危険物等事故応急対策の活動体制を整える	事故対策本部長 (危機管理監)	(1) 本市の応急活動体制 4.1.1 事故対策本部を設置する	
	事故対策本部長, 各局等の長	4.1.2 職員を配備する	
	事故対策本部	4.1.3 総合的な調整を実施する	
	災害対策本部長 (市長)	4.1.4 京都市災害対策本部を設置する	
	危険物取扱事業者	(2) 事業者の活動体制 4.1.5 危険物取扱事業者の体制を整える	
	日本赤十字社, 京都府医師会	(3) 防災関係機関の応急対策活動体制 4.1.6 防災関係機関の活動体制を整える	
4.2 危険物等事故情報を収集・伝達する	事故原因者, 事故発見者	(1) 事故原因者等 4.2.1 危険物等事故を通報する	
	事故対策本部	(2) 京都市 4.2.2 事故発生時の情報収集を行う 4.2.3 事故発生時の通信連絡を行う 4.2.4 事故の状況を府知事へ報告する	
		消防局	4.2.5 危険物等事故を消防庁へ報告する
		国の危険物等取扱規制担当機関	(3) 国の機関 4.2.6 危険物等事故情報を府へ連絡する
	京都府警察	(4) 京都府警察 4.2.7 ヘリコプター等からの情報を連絡する	
	4.3 危険物等事故の拡大防止対策を実施する	危険物取扱事業者	(1) 事業者の措置 4.3.1 応急点検及び応急措置を実施する
		事故対策本部, 防災関係機関	(2) 事故対策本部等の措置 4.3.2 危険物等事故の拡大防止対策を実施する
4.4 広報・広聴活動を実施する	事故対策本部, 総合企画局	(1) 広報活動の実施 4.4.1 情報の収集と公表の一元化を図る 4.4.2 事故に関する広報を実施する	
		(2) 広聴活動の実施 4.4.3 各種問い合わせに対応する	
	文化市民局, 行財政局	4.4.4 臨時被害相談所等の設置に協力する	
	事故対策本部	4.4.5 臨時被害相談所等を設置する	
	危険物取扱事業者	4.4.6 相談業務を実施し, 早期解決に努める	

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
4.5 救助, 救急, 医療救護及び消火活動を実施する	危険物取扱事業者	(1) 救助活動 4.5.1 事故発生直後の救助活動を実施する 4.5.2 救助情報の収集及び共有を図る
	消防局, 京都府警察	4.5.3 救助活動を実施する 4.5.4 他の公共団体等へ応援を要請する
	消防局, 保健福祉局	(2) 救急, 医療救護活動 4.5.5 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う 4.5.6 トリアージを実施する
	消防局	4.5.7 後方医療機関に搬送する 4.5.8 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する 4.5.9 ヘリコプターによる搬送を行う
	消防局, 危険物取扱事業者	(3) 消火活動 4.5.10 消火活動を行う
4.6 避難対策を実施する	市長等	4.6.1 避難勧告・指示を発令する
	消防局, 区役所	4.6.2 避難誘導を行う
	区役所	4.6.3 避難所を開設する 4.6.4 避難所を運営する
	区役所, 総合企画局, 保健福祉局	4.6.5 要配慮者に対応する
	4.7 交通及び輸送対策を実施する	京都府警察
建設局等道路管理者		4.7.2 通行規制を実施する
京都府警察		(2) 緊急輸送対策 4.7.3 緊急通行車両の確認を行う
各局, 区役所		4.7.4 緊急輸送を行う

■ 対策の流れ



4.1 危険物等事故応急対策の活動体制を整える

(1) 本市の応急活動体制

危険物等事故発生時における応急対策の活動体制の整備計画は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第1節 災害対策活動体制の整備計画」及び「第3章 第2節 配備及び動員」によるほか、次のとおりとする。

4.1.1 事故対策本部を設置する（危機管理監）

事故対策本部長（危機管理監）は、本市域内において危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、関係局及び関係機関等で構成する「京都市危険物等事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

（事故対策本部の構成）

関 係 局	関 係 機 関
環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局，都市計画局，建設局，消防局，交通局，上下水道局，教育委員会事務局及び被災地を所管する区役所・支所，その他必要な局	京都府警察，京都府医師会及び日本赤十字社，その他必要な機関

※ 事故対策本部については、初動時は各局等が情報を共有するものとし、その後の活動は事故の種別、それによる災害の規模、態様等により災害応急対応に必要な局等で構成することとする。

4.1.2 職員を配備する（事故対策本部長，各局等の長）

事故対策本部長又は各局等の長は、事故の規模、種別、被害発生の予想される時間帯を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制を発令する。

※ 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

4.1.3 総合的な調整を実施する（事故対策本部）

災害の規模、状況に応じ、事故対策本部を設置した場合においては、防災関係機関の効率的な活動及び情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な調整に当たるものとする。

（事故対策本部の業務）

ア	事故の実態把握，情報収集及び災害広報
イ	防災関係機関への通報及び連絡調整
ウ	死傷病者の救出，救護及び身元確認
エ	救急医療その他の応急対策
オ	事故拡大防止のための消火その他消防活動
カ	警戒区域の設定及び立入制限，現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告，指示
キ	京都府又は他の都市等に対する応援要請

4.1.4 京都市災害対策本部を設置する（市長）

市長（災害対策本部長）は、危険物等事故により現に被害が発生し、災害救助法の適用を必要とする程度の被害に広がるおそれがあるときは、京都市災害対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(2) 事業者の活動体制

危険物取扱事業者は、危険物等事故が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止のため、本市、府等防災関係機関と連携して、応急対策を実施する。

4.1.5 危険物取扱事業者の体制を整える（危険物取扱事業者）

危険物取扱事業者は、危険物等事故が発生した場合には、速やかに被害の拡大防止を図るため、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 防災関係機関の応急対策活動体制

防災関係機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、各機関相互の緊密な連携の確保に努め、所管の応急対策を実施するとともに、本市、府及び国が実施する応急対策に協力する。

4.1.6 防災関係機関の活動体制を整える（防災関係機関）

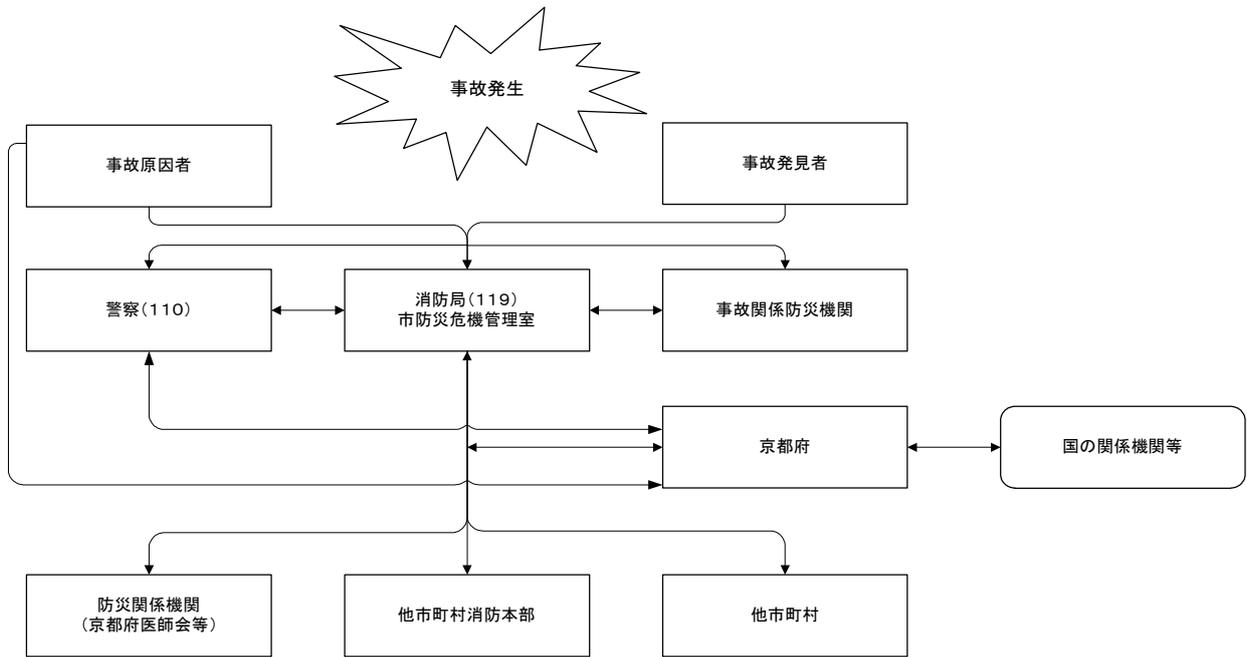
日本赤十字社，京都府医師会等の防災関係機関は，危険物等事故が発生し，「京都市危険物等事故対策本部」が設置された場合，その責務を遂行するための必要な体制を整備するとともに，応急対策に従事する要員の確保を図る。

4.2 危険物等事故情報を収集・伝達する

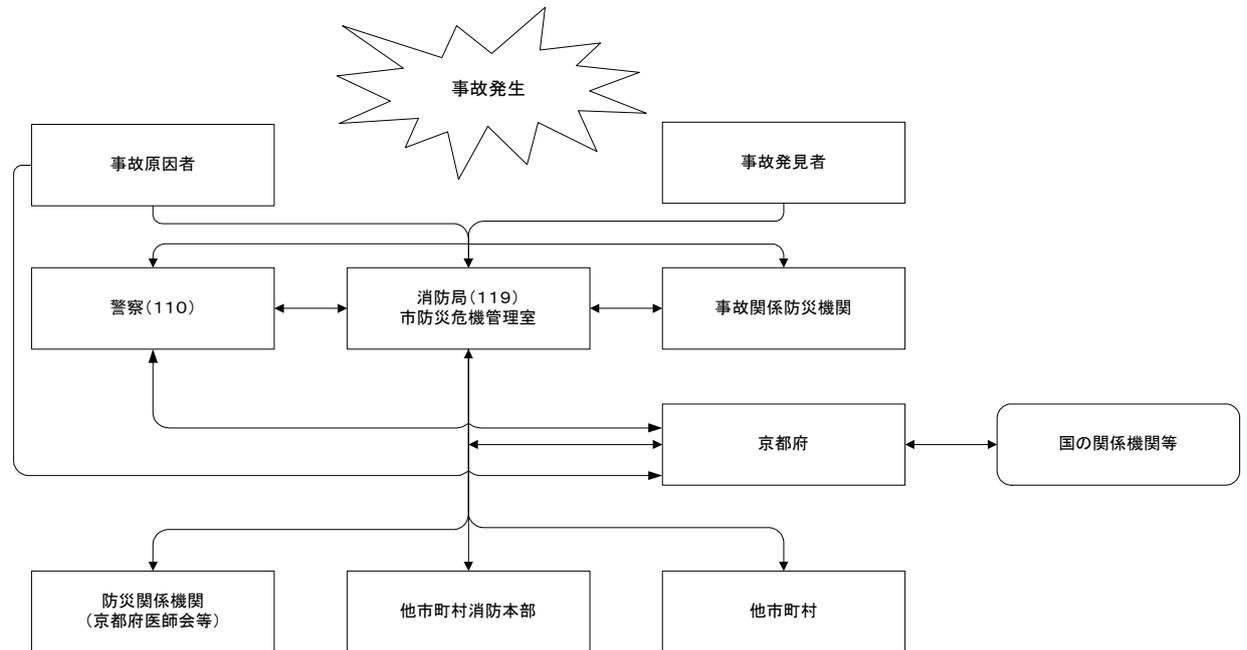
本市は，危険物等事故が発生した場合に，人命救助や被害の拡大等を防止し，地域住民，施設及び交通の安全確保を図るため，円滑な応急対策が行えるよう「危険物等事故発生時情報連絡系統図」に基づき，緊急時の情報収集，連絡体制をとるものとする。

（危険物等事故発生時情報連絡系統図）

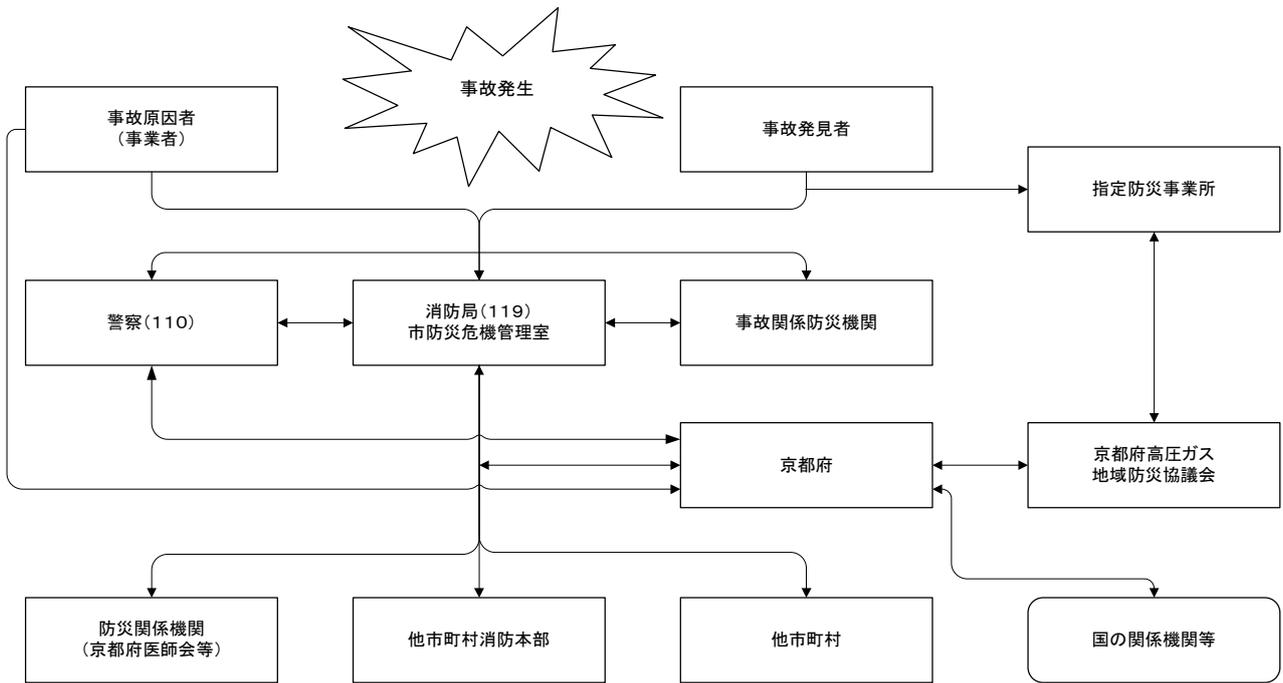
（1 危険物事故）



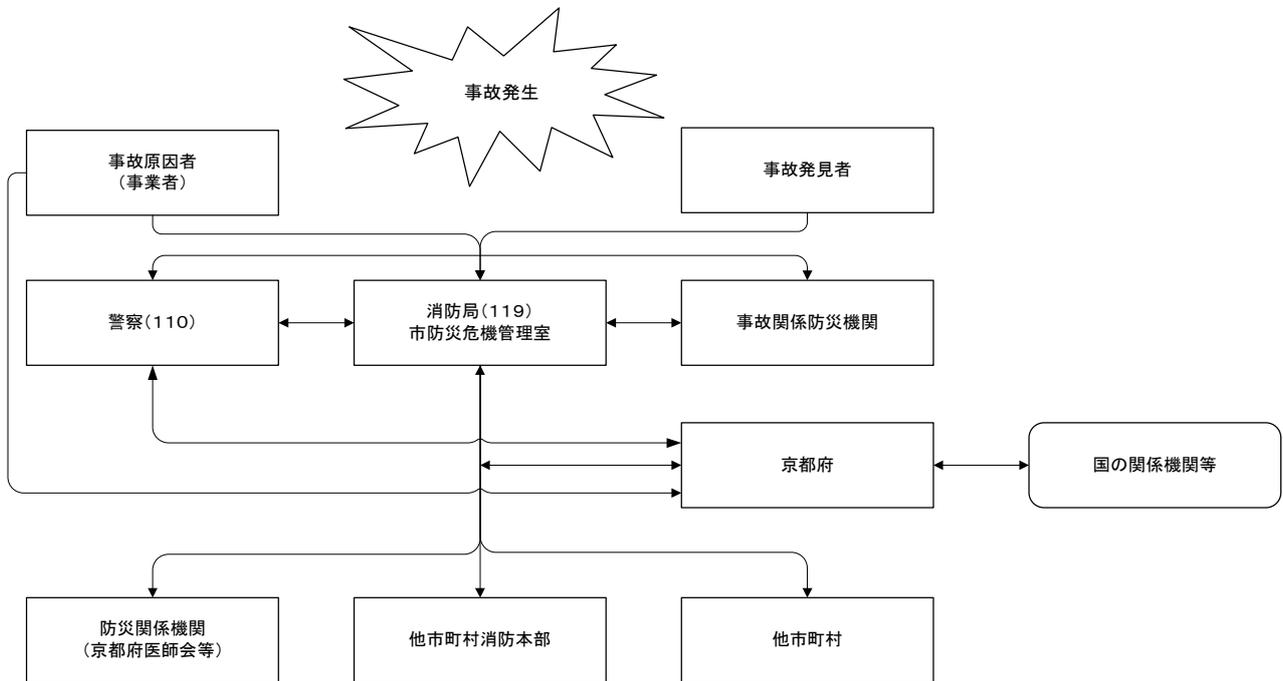
（2 火薬類事故）



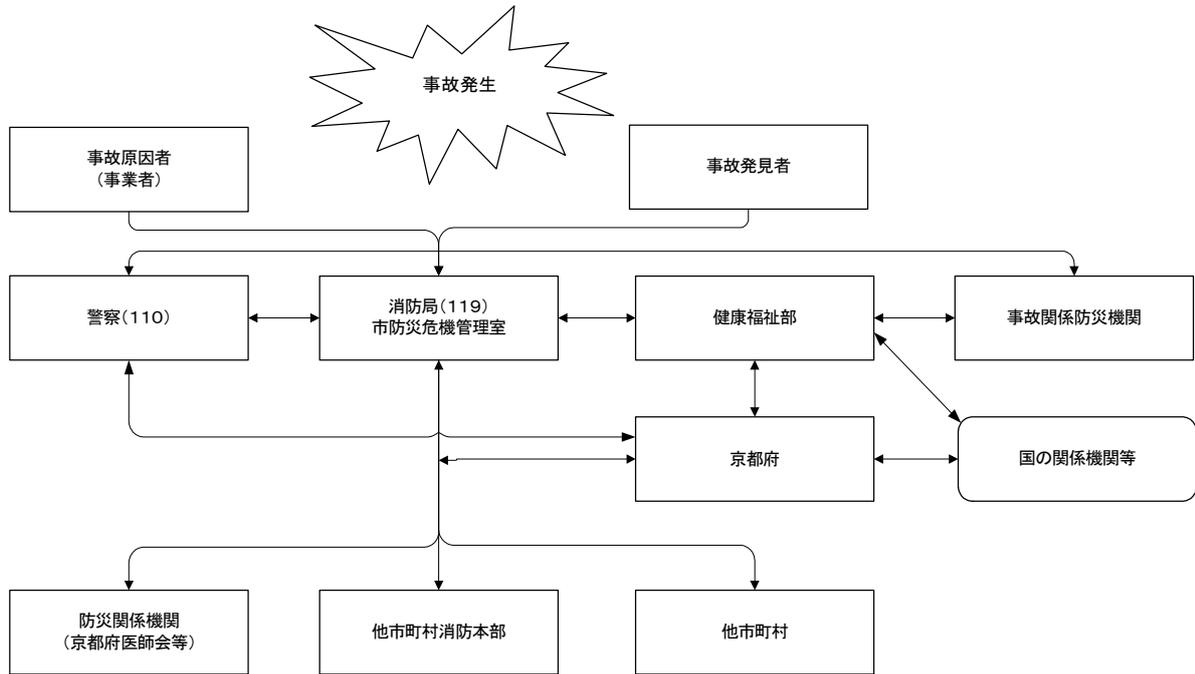
(3 高圧ガス事故)



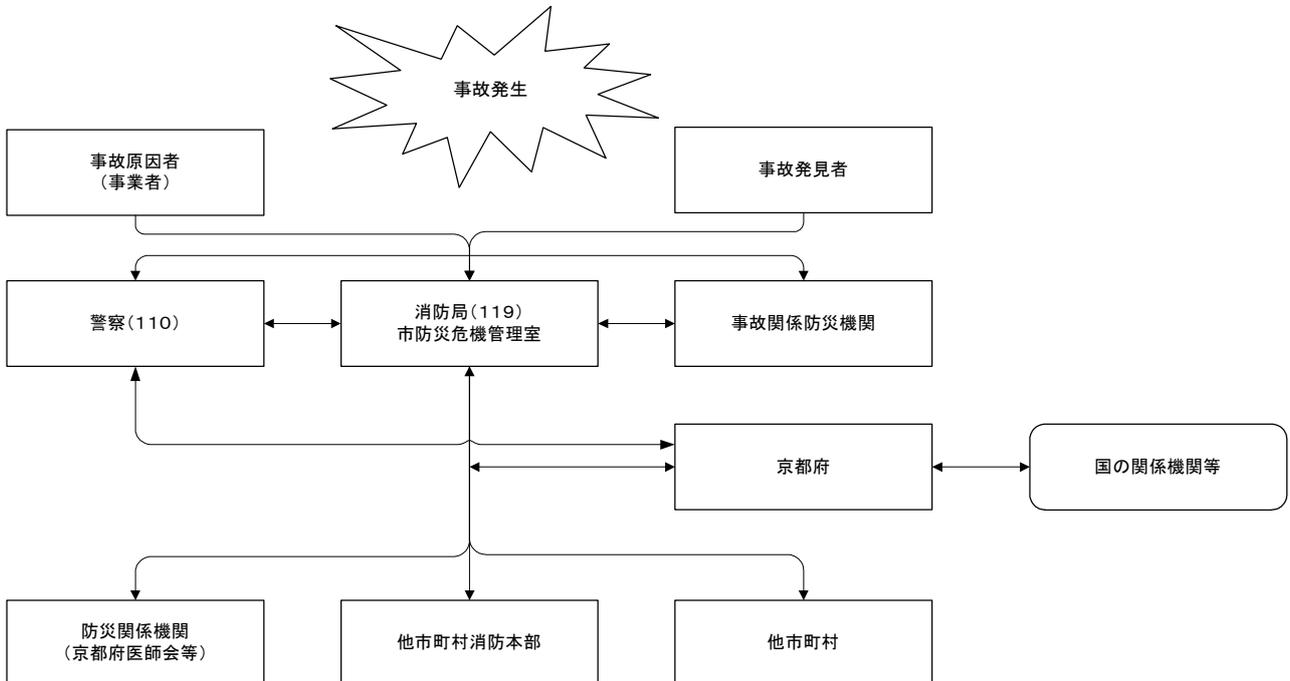
(4 都市ガス等事故)



(5 毒物・劇物等事故)



(6 原子力施設以外における放射線物質による放射線障害)



(1) 事故原因者等

4.2.1 危険物等事故を通報する（事故原因者、事故発見者）

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、電話、無線その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 京都市（事故対策本部）

4.2.2 事故発生時の情報収集を行う（事故対策本部）

事故対策本部は、危険物等事故発生を知ったときは、直ちに被害の状況等の収集を行う。

消防局は、ヘリコプター、高所カメラ及び可搬画像伝送装置等を活用して被害の状況等の把握に努める。

4.2.3 事故発生時の通信連絡を行う（事故対策本部）

事故対策本部が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、有線電話、無線通信等により速やかに行う。

なお、事故対策本部は、人命の救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

4.2.4 事故の状況を府知事へ報告する（事故対策本部）

事故対策本部は、危険物等事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事に報告する。

4.2.5 危険物等事故を消防庁へ報告する（消防局）

消防局は、下記に示す危険物等事故が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り速やかに、報告するものとする。

（消防庁へ報告する危険物等事故）

ア	危険物等にかかる事故
(ア)	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬類（以下この項において「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
(イ)	危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
a	海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
b	大規模タンクからの危険物等の漏えい等
イ	高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

(3) 国の機関

4.2.6 危険物等事故情報を府へ連絡する（国の危険物等取扱規制担当機関）

国の危険物等取扱規制担当機関は、危険物等事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、その所管する業務に従い、入手した情報を府に連絡する。（府は本市等防災関係機関に連絡する。）

なお、国の危険物等取扱規制担当機関は、次のとおりである。

ア	危険物	:	消防庁
イ	高圧ガス、都市ガス、火薬類	:	近畿経済産業局
ウ	毒物・劇薬	:	厚生労働省
エ	原子力発電施設以外の放射線障害	:	文部科学省

(4) 京都府警察

4.2.7 ヘリコプター等からの情報を連絡する（京都府警察）

京都府警察は、ヘリコプター等からの目視、撮影等により被害規模の把握を行い、警察庁に連絡するとともに、本市等防災関係機関に連絡する。

4.3 危険物等事故の拡大防止対策を実施する

危険物等事故については、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業者の措置

4.3.1 応急点検及び応急措置を実施する（危険物取扱事業者）

危険物取扱事業者は、危険物等事故発生時に的確な応急点検及び応急措置を講じる。

(2) 事故対策本部等の措置

4.3.2 危険物等事故の拡大防止対策を実施する（事故対策本部，防災関係機関）

事故対策本部及び防災関係機関は，その所管する業務に従い，危険物の流出・拡散の防止，流出した危険物等の除去，環境モニタリングをはじめ，住民等の避難，事業者に対する応急措置命令，危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じる。

4.4 広報・広聴活動を実施する

広報・広聴活動は，震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第4節 広報・広聴活動計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 広報活動の実施

4.4.1 情報の収集と公表の一元化を図る（事故対策本部，総合企画局）

事故対策本部は，危険物等事故に関する広報を実施するため，情報の収集と公表の一元化を図る。

4.4.2 事故に関する広報を実施する（事故対策本部，総合企画局）

事故対策本部は，市民に協力を要請すべき事項については，その実効性を期するため，事故の規模，今後の動向等を検討し，総合企画局が次に掲げる方法等により，効果的かつ迅速な広報を行う。

（市民への広報の主な項目）

ア	事故の発生日時及び場所
イ	被害の状況
ウ	被害者の安否情報
エ	応急対策実施状況
オ	住民及び被災者に対する協力及び注意事項
カ	その他必要と認められる事項

（市民への広報の主な方法）

ア	新聞，ラジオ，テレビ等報道機関に対し，報道要請をする。
イ	防災行政無線，有線テレビ，有線放送等による広報を要請する。
ウ	広報番組（ラジオ，テレビ），広報印刷物，チラシ，ポスター等を利用する。
エ	インターネットを利用する。

(2) 広聴活動の実施

4.4.3 各種問い合わせに対応する（文化市民局，行財政局）

文化市民局は，危険物等事故に関する，被災地住民，市民，近隣府県民からの各種の問い合わせに対し，行財政局と連携して相談窓口を設置するなどして対応する。

4.4.4 臨時被害相談所等の設置に協力する（事故対策本部）

事故対策本部は，事故原因者（危険物取扱事業者）等が行う臨時被害相談所等の設置，相談等の実施について，協力する。

4.4.5 臨時被害相談所等を設置する（危険物取扱事業者）

危険物取扱事業者等は，現地に臨時被害相談所等を防災関係機関等の協力を得て設置する。

4.4.6 相談業務を実施し，早期解決に努める（危険物取扱事業者）

危険物取扱事業者等は，被災者が抱える生活上の不安を解消するため，被災者からの相談，要望，苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ，速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

4.5 救助，救急，医療救護及び消火活動を実施する

救助，救急，医療救護及び消火活動は，震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第8節 消防活動計画」及び「第3章 第9節 医療救護活動計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 救助活動

4.5.1 事故発生直後の救助活動を実施する（危険物取扱事業者）

危険物取扱事業者等は，事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力を求める。

4.5.2 救助情報の収集及び共有を図る（消防局，京都府警察）

消防局及び京都府警察は，119番通報，110番通報及び危険物取扱事業者からの通報等により，被害状況を早期に把握し，救助体制を整え，収集した被害情報を相互に連絡する。

- 4.5.3 救助活動を実施する（消防局，京都府警察）
消防局及び京都府警察は，危険物等事故に対応した救助資機材等を有効に活用して，迅速かつ的確に救助活動を行う。
- 4.5.4 他の公共団体等へ応援を要請する（消防局，京都府警察）
消防局及び京都府警察は，危険物等事故の規模や態様に応じて，単独では，又は保有資機材では対応できないと判断した場合は，京都府，他都市等に応援を要請する。

(2) 救急，医療救護活動

- 4.5.5 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う（消防局，保健福祉局）
消防局及び保健福祉局は，迅速な救急，医療救護活動を行うため，事故現場に救護所を設置し，負傷者の応急手当を行う。
- 4.5.6 トリアージを実施する（消防局，保健福祉局）
消防局及び保健福祉局は，負傷者に迅速，的確なトリアージ等の応急措置を実施する。
- 4.5.7 後方医療機関に搬送する（消防局）
消防局は，救急医療情報システムを活用して，後方医療機関の重傷者等の受入状況を確認し，迅速，的確に負傷者の搬送を行う。
- 4.5.8 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する（消防局）
消防局は所有する救急車だけでは負傷者の搬送に対応できないときは，京都府，他都市等に応援を要請する。
- 4.5.9 ヘリコプターによる搬送を行う（消防局）
負傷者の搬送は，消防局の救急車により行うが，必要に応じてヘリコプターを活用するなど，医療機関への的確，迅速な搬送に努める。

(3) 消火活動

- 4.5.10 消火活動を行う（消防局，危険物取扱事業者）
消防局及び危険物取扱事業者の自衛消防組織は，速やかに火災の状況を把握し，迅速に消火活動を行う。

4.6 避難対策を実施する

危険物等事故発生時に本市が行う避難勧告等については，震災対策編・一般災害対策編「第3章 第6節 避難応急対策計画」及び「第3章 第7節 避難所の運営計画」によるほか，次のとおりとする。

- 4.6.1 避難勧告・指示を発令する（市長等）
市長等は，危険物等事故に伴う火災の発生やガスの漏えい等によって周辺住民の生命の保護，災害の拡大防止のため，特に必要があると認めたときは，避難勧告・指示を発令する。
- 4.6.2 避難誘導を行う（消防局，区役所）
消防局及び区役所等は，人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や事故現場の所在，その他避難に対する情報提供を行い，住民等の避難誘導を行うものとする。
- 4.6.3 避難所を開設する（区役所）
区役所等は危険物等事故の発生に伴い避難勧告・指示が発令されたときは，避難所を開設し，周辺住民等に周知を図る。
- 4.6.4 避難所を運営する（区役所）
区役所等は，避難所における情報伝達，食料・水等の配布，清掃等については避難者，自主防災組織等の協力を得て，常に良好なものとするよう努める。
- 4.6.5 要配慮者に対応する（区役所，総合企画局，保健福祉局）
区役所，総合企画局及び保健福祉局等は，避難誘導時及び避難所においては，高齢者及び障害者等の要配慮者に向けた情報提供等に十分配慮する。

4.7 交通及び輸送対策を実施する

危険物等事故における交通の確保及び緊急輸送対策については，震災対策編・一般災害対策編「第3章 第10節 輸送活動計画」及び「第3章 第11節 災害警備・交通規制計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 道路交通規制

交通の確保及び緊急輸送のために，京都府警察及び道路管理者は，相互に密接な連携をとり交通規制を行い，直ちに，事故対策本部等に連絡する。

- 4.7.1 「通行禁止区域等」を指定する（京都府警察）
京都府警察本部長は，危険物等事故が発生し，又は発生のおそれがある場合，応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急に必要があると認めるときは，緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し，又は制限することができる区域又は道路の区間として「通行禁止区域等」を指定する。

4.7.2 通行規制を実施する（道路管理者）

建設局等道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止又は制限を行う。

(2) 緊急輸送対策

4.7.3 緊急通行車両の確認を行う（京都府警察）

「通行禁止区域等」が指定された場合の緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長において行う。

4.7.4 緊急輸送を行う（各局，区役所）

各局，区役所は必要な人員及び物資について、被害の状況，緊急度，重要度を考慮し，段階的に緊急輸送を実施する。

第5節 林野火災応急対策計画 (5 林野火災応急対策を実施する)

■ 計画の目的

本市は、市域内において大規模な林野火災が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合には、必要な被害予防・応急対策を実施する。
 本計画は、林野火災事故対策本部を設置した場合において、本市が実施する林野火災への応急対策及び防災関係機関との連携計画を示すものである。

■ 実施責任者 : 市林野火災事故対策本部長（危機管理監）

■ 基本方針

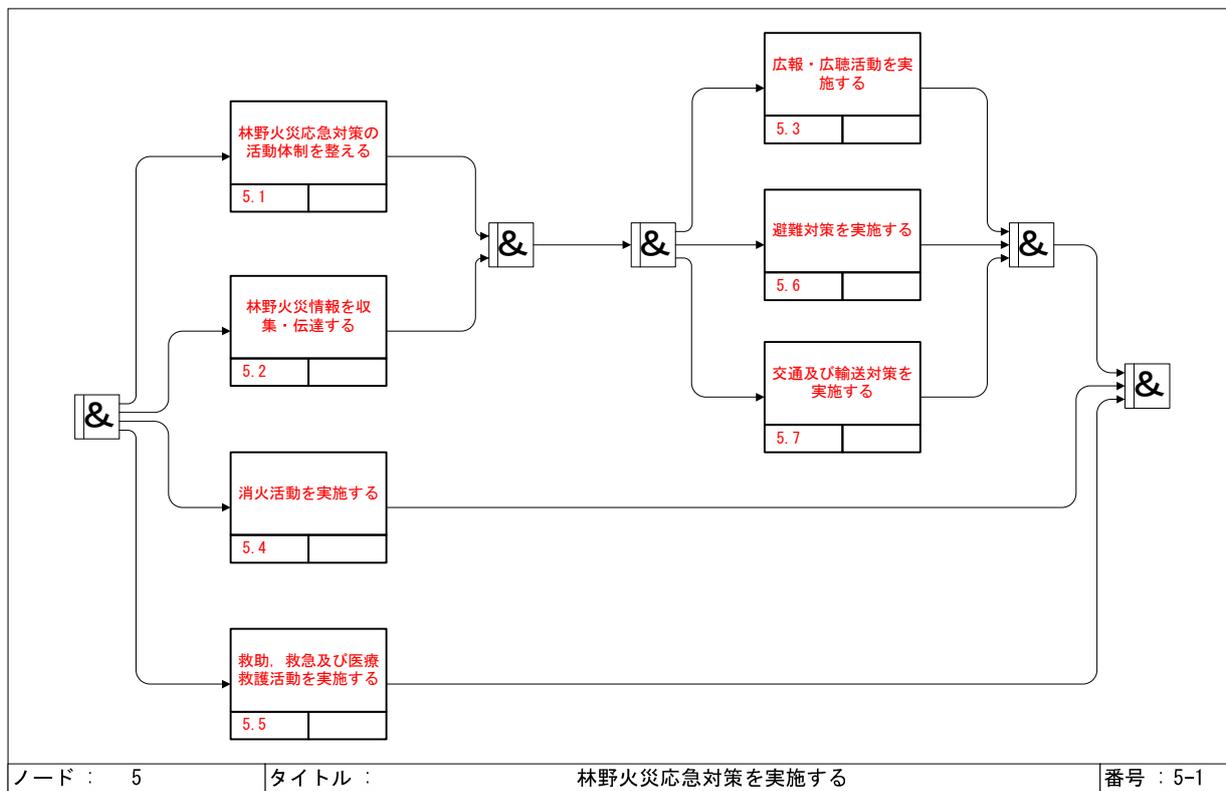
大規模な林野火災が発生した場合、本市は、「京都市林野火災事故対策本部」を設置し、他の市町村、府等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
5.1 林野火災応急対策の活動体制を整える	事故対策本部長（危機管理監）	5.1.1 事故対策本部を設置する
	事故対策本部長，各局等の長	5.1.2 職員を配備する
	事故対策本部	5.1.3 総合的な調整を実施する
	災害対策本部長（市長）	5.1.4 京都市災害対策本部を設置する
5.2 林野火災情報を収集・伝達する	火災原因者，火災発見者	(1) 火災原因者等 5.2.1 林野火災を通報する
	事故対策本部	(2) 京都市 5.2.2 林野火災発生時の情報収集を行う 5.2.3 林野火災発生時の通信連絡を行う 5.2.4 林野火災の状況を府知事へ報告する
	消防局	5.2.5 林野火災を消防庁へ報告する
5.3 広報・広聴活動を実施する	事故対策本部，総合企画局	(1) 広報活動の実施 5.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る 5.3.2 林野火災に関する広報を実施する
	文化市民局，行財政局	(2) 広聴活動の実施 5.3.3 各種問い合わせに対応する
5.4 消火活動を実施する	消防局	(1) 地上消火活動 5.4.1 地上消火活動を指示する 5.4.2 地上消火活動を行う 5.4.3 残火処理を行う
		(2) 空中消火活動 5.4.4 空中消火活動を行う 5.4.5 空中消火基地を確保する 5.4.6 空中消火用資機材を確保する 5.4.7 ヘリコプターを要請する
5.5 救助，救急及び医療救護活動を実施する	消防局，京都府警察	(1) 救助活動 5.5.1 救助情報の収集及び共有を図る 5.5.2 救助活動を実施する 5.5.3 他の公共団体等へ応援を要請する
	消防局，保健福祉局	(2) 救急，医療救護活動 5.5.4 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う 5.5.5 トリアージを実施する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
	消防局	5.5.6 後方医療機関に搬送する 5.5.7 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する 5.5.8 ヘリコプターによる搬送を行う
5.6 避難対策を実施する	市長等	5.6.1 避難勧告・指示を発令する
	消防局, 区役所	5.6.2 避難誘導を行う
	区役所	5.6.3 避難所を開設する 5.6.4 避難所を運営する
	区役所, 総合企画局, 保健福祉局	5.6.5 要配慮者に対応する
5.7 交通及び輸送対策を実施する	京都府警察	(1) 道路交通規制 5.7.1 交通規制を実施する
	建設局等道路管理者	5.7.2 通行規制を実施する
	事故対策本部	(2) 緊急輸送対策 5.7.3 ヘリコプターによる緊急輸送を行う

■ 対策の流れ



5.1 林野火災応急対策の活動体制を整える

林野火災発生時における応急対策の活動体制の整備計画は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第1節 災害対策活動体制の整備計画」及び「第3章 第2節 配備及び動員」によるほか、次のとおりとする。

5.1.1 事故対策本部を設置する（危機管理監）

事故対策本部長（危機管理監）は、本市域内において林野火災が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、「京都市林野火災事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

(事故対策本部の構成)

関 係 局	関 係 機 関
環境政策局, 行財政局, 総合企画局, 文化市民局, 産業観光局, 保健福祉局, 都市計画局, 建設局, 消防局, 交通局, 上下水道局, 教育委員会事務局及び被災地を所管する区役所・支所, その他必要な局	京都府警察, 京都府医師会及び日本赤十字社, その他必要な機関

※ 事故対策本部については、初動時は各局等が情報を共有するものとし、その後の活動は事故の種別、それによる災害の規模、態様等により災害応急対応に必要な局等で構成することとする。

5.1.2 職員を配備する（事故対策本部長、各局等の長）

事故対策本部長又は各局等の長は、事故の規模、種別、被害発生予想される時間帯を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制を発令する。

※ 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

5.1.3 総合的な調整を実施する（事故対策本部）

火災の規模、状況に応じ、事故対策本部を設置した場合においては、防災関係機関の効率的な活動及び情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な調整に当たるものとする。

(事故対策本部の業務)

ア	火災の実態把握、情報収集及び災害広報
イ	防災関係機関への通報及び連絡調整
ウ	死傷病者の救出、救護及び身元確認
エ	救急医療その他の応急対策
オ	火災拡大防止のための消火その他消防活動
カ	警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
キ	京都府又は他の都市等に対する応援要請

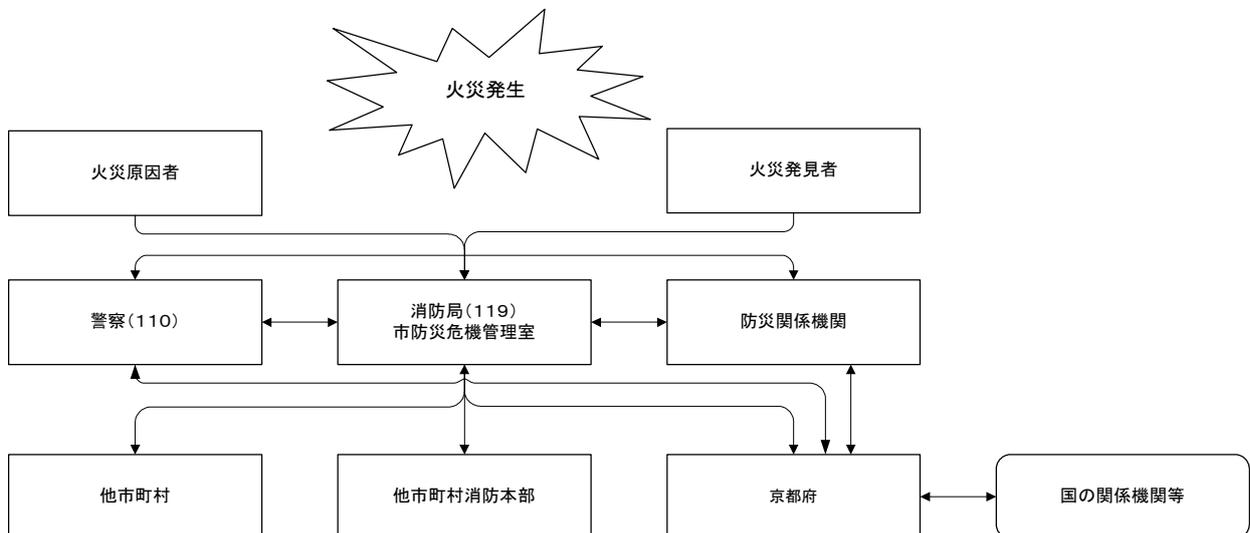
5.1.4 京都市災害対策本部を設置する（市長）

市長（災害対策本部長）は、林野火災により現に被害が発生し、災害救助法の適用を必要とする程度の被害に広がるおそれがあるときは、京都市災害対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

5.2 林野火災情報を収集・伝達する

本市は、林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう「林野火災発生時情報連絡系統図」に基づき、緊急時の情報収集、連絡体制をとるものとする。

(林野火災発生時情報連絡系統図)



(1) 火災原因者等

5.2.1 林野火災を通報する（火災原因者、火災発見者）

火災原因者及び火災発見者は、林野火災が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、電話、無線その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 京都市（事故対策本部）

5.2.2 林野火災発生時の情報収集を行う（事故対策本部）

事故対策本部は、林野火災発生を知ったときは、直ちに被害の状況等の収集を行う。消防局は、ヘリコプター、高所カメラ及び可搬画像伝送装置等を活用して被害の状況等の把握に努める。

5.2.3 林野火災発生時の通信連絡を行う（事故対策本部）

事故対策本部が行う、情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他の事故応急対策に必要な指示、命令等は、防災行政無線、有線電話、無線通信等により速やかに行う。

なお、事故対策本部は、人命の救助、事故の救援等のため、若しくは防災行政無線、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

5.2.4 林野火災の状況を府知事へ報告する（事故対策本部）

事故対策本部は、林野火災が発生し、被害が発生又は発生するおそれがあるときは、本計画の定めるところにより、速やかにその状況をとりまとめて、京都府知事に報告する。

5.2.5 林野火災を消防庁へ報告する（消防局）

消防局は、林野火災が発生した場合は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り速やかに、報告するものとする。

5.3 広報・広聴活動を実施する

広報・広聴活動は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第4節 広報・広聴活動計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 広報活動の実施

5.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る（事故対策本部、総合企画局）

事故対策本部は、林野火災に関する広報を実施するため、情報の収集と公表の一元化を図る。

5.3.2 林野火災に関する広報を実施する（事故対策本部、総合企画局）

事故対策本部は、市民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、火災の規模、今後の動向等を検討し、総合企画局が次に掲げる方法等により、効果的かつ迅速な広報を行う。

（市民への広報の主な項目）

ア	林野火災の発生日時及び場所
イ	被害の状況
ウ	被害者の安否情報
エ	応急対策実施状況
オ	住民に対する避難勧告・指示の状況
カ	住民及び被災者に対する協力及び注意事項
キ	その他必要と認められる事項

（市民への広報の主な方法）

ア	新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、報道要請をする。
イ	防災行政無線、有線テレビ、有線放送等による広報を要請する。
ウ	広報番組（ラジオ、テレビ）、広報印刷物、チラシ、ポスター等を利用する。
エ	インターネットを利用する。

(2) 広聴活動の実施

5.3.3 各種問い合わせに対応する（文化市民局、行財政局）

文化市民局は、林野火災に関する、被災地住民、市民、近隣府県民からの各種の問い合わせに対し、行財政局と連携して相談窓口を設置するなどして対応する。

5.4 消火活動を実施する

消火活動は、震災対策編・一般災害対策編「第3章 第8節 消防活動計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 地上消火活動

5.4.1 地上消火活動を指示する（消防局）

消防局は、火災発生地域全体の状況を十分掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示する。

5.4.2 地上消火活動を行う（消防局）

消防局は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行う。

5.4.3 残火処理を行う（消防局）

消防局は、火災を鎮圧し延焼に心配のなくなった地域においても、風などの影響により、焼損木から再燃させる危険性が大きいいため、危険箇所の残火処理を行い、再発防止に努める。

(2) 空中消火活動

5.4.4 空中消火活動を行う（消防局）

消防局は、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険、活動ヘリコプター機数のほかの諸条件を考慮したうえで、状況にあった最適な消火方法を選定して、空中消火を実施する。

5.4.5 空中消火基地を確保する（消防局）

事前に選定した離着陸場（候補地）等の中から林野火災の発生場所、活動ヘリコプターの機数や機種に応じて適地を使用する。

5.4.6 空中消火用資機材を確保する（消防局）

府が備蓄している空中消火用資機材にかかる運用については、「京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱うものとする。

5.4.7 ヘリコプターを要請する（消防局）

本市の消防力の全力を挙げても林野火災の対応が困難な場合には、広域消防相互応援協定に基づき、施設、人員及びヘリコプター等の活用によって広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の軽減を図る。

5.5 救助、救急及び医療救護活動を実施する

救助、救急及び医療救護活動は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第8節 消防活動計画」及び「第3章 第9節 医療救護活動計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 救助活動

5.5.1 救助情報の収集及び共有を図る（消防局、京都府警察）

消防局及び京都府警察は、119番通報、110番通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

5.5.2 救助活動を実施する（消防局、京都府警察）

消防局及び京都府警察は、林野火災に対応した救助資機材等を有効に活用して、迅速かつ的確に救助活動を行う。

5.5.3 他の公共団体等へ応援を要請する（消防局、京都府警察）

消防局及び京都府警察は、林野火災の規模や態様に応じて、単独では、又は保有資機材では対応できないと判断した場合は、京都府、他都市等に応援を要請する。

(2) 救急、医療救護活動

5.5.4 救護所を設置し負傷者の応急手当を行う（消防局、保健福祉局）

消防局及び保健福祉局は、林野火災により多数の負傷者が発生した場合は、迅速な救急、医療救護活動を行うため、現場付近に救護所を設置し、負傷者の応急手当を行う。

5.5.5 トリアージを実施する（消防局、保健福祉局）

消防局及び保健福祉局は、負傷者に迅速、的確なトリアージ等の応急措置を実施する。

5.5.6 後方医療機関に搬送する（消防局）

消防局は、救急医療情報システムを活用して、後方医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

5.5.7 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する（消防局）

消防局は所有する救急車だけでは負傷者の搬送に対応できないときは、京都府、他都市等に応援を要請する。

5.5.8 ヘリコプターによる搬送を行う（消防局）

負傷者の搬送は、消防局の救急車により行うが、必要に応じてヘリコプターを活用するなど、医療機関への的確、迅速な搬送に努める。

5.6 避難対策を実施する

林野火災発生時に本市が行う避難勧告等については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策計画」及び「第3章 第7節 避難所の運営計画」によるほか、次のとおりとする。

5.6.1 避難勧告・指示を発令する（市長等）

市長等は、林野火災により周辺住民の生命の保護、災害の拡大防止のため、特に必要があると認めるときは、避難勧告・指示を発令する。

5.6.2 避難誘導を行う（消防局、区役所）

消防局及び区役所等は、周辺住民の人命の安全を第一に避難場所及び避難経路や火災現場の所在、その他避難に対する情報提供を行い、周辺住民等の避難誘導を行うものとする。

5.6.3 避難所を開設する（区役所）

区役所等は林野火災の発生に伴い避難勧告・指示が発令されたときは、避難所を開設し、周辺住民等に周知を図る。

5.6.4 避難所を運営する（区役所）

区役所等は、避難所における情報伝達、食料・水等の配布、清掃等については避難者、自主防災組織等の協力を得て、常に良好なものとするよう努める。

5.6.5 要配慮者に対応する（区役所、総合企画局、保健福祉局）

区役所、総合企画局及び保健福祉局等は、避難誘導時及び避難所においては、高齢者及び障害者等の要配慮者に向けた情報提供等に十分配慮する。

5.7 交通及び輸送対策を実施する

林野火災発生時における交通の確保及び緊急輸送対策については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第10節 輸送活動計画」及び「第3章 第11節 災害警備・交通規制計画」によるほか、次のとおりとする。

(1) 道路交通規制

5.7.1 交通規制を実施する（京都府警察）

京都府警察本部長は、林野火災に対する消火活動等が円滑に行われるようにするため緊急に必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。

5.7.2 通行規制を実施する（道路管理者）

建設局等道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由により道路交通が危険であると認められる場合、通行の禁止又は制限を行う。

(2) 緊急輸送対策

5.7.3 ヘリコプターによる緊急輸送を行う（事故対策本部）

事故対策本部は、火災現場の地形等により、地上からの輸送が困難な場合は、必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第6節 広域停電事故応急対策計画 (6 広域停電事故応急対策を実施する)

■ 計画の目的

本市は、市域内において広域停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合には、必要な被害予防・応急対策を実施する。
 本計画は、広域停電事故対策本部を設置した場合において、本市が実施する広域停電事故への応急対策及び防災関係機関との連携計画を示すものである。

■ 実施責任者 : 市広域停電事故対策本部長（危機管理監）

■ 基本方針

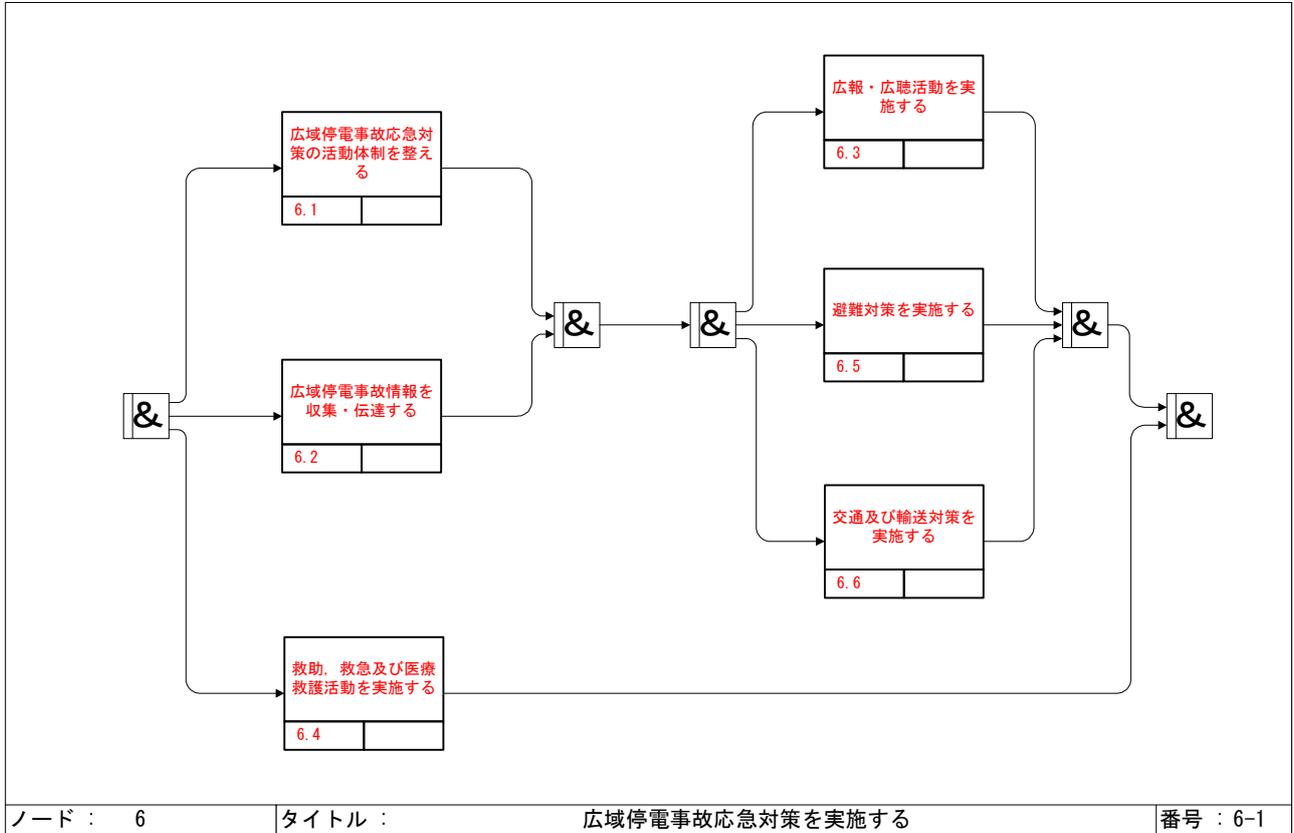
広域停電事故が発生した場合、本市は、「京都市広域停電事故対策本部」を設置し、他の市町村、府等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を挙げて、被害予防及び応急対策の実施に努める。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
6.1 広域停電事故応急対策の活動体制を整える	事故対策本部長（危機管理監）	(1) 本市の応急活動体制 6.1.1 事故対策本部を設置する
	事故対策本部長，各局等の長	6.1.2 職員を配備する
	事故対策本部	6.1.3 総合的な調整を実施する
	災害対策本部長（市長）	6.1.4 京都市災害対策本部を設置する
6.2 広域停電事故情報を収集・伝達する	関西電力株式会社	(2) 関西電力株式会社の活動体制 6.1.5 関西電力株式会社の活動体制を整える 6.1.6 応急対策を実施する
	事故対策本部	(1) 関西電力株式会社 6.2.1 停電状況等を通報する (2) 京都市 6.2.2 事故発生時の情報収集を行う 6.2.3 事故発生時の通信連絡を行う 6.2.4 事故の状況を府知事へ報告する
6.3 広報・広聴活動を実施する	事故対策本部，総合企画局	(1) 広報活動の実施 6.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る 6.3.2 事故に関する広報を実施する
	文化市民局，行財政局	(2) 広聴活動の実施 6.3.3 各種問い合わせに対応する
	関西電力株式会社	6.3.4 相談業務を実施する
6.4 救助，救急及び医療救護活動を実施する	消防局，京都府警察	(1) 救助活動 6.4.1 救助情報の収集及び共有を図る 6.4.2 救助活動を実施する 6.4.3 他の公共団体等へ応援を要請する
	消防局	(2) 救急，医療救護活動 6.4.4 適切な医療機関に搬送する 6.4.5 他の公共団体へ応援隊の派遣を要請する 6.4.6 ヘリコプターによる搬送を行う
6.5 避難対策を実施する	区役所，保健福祉局	6.5.1 要配慮者の安否確認を行う
	区役所	6.5.2 避難所を開設する 6.5.3 避難所を運営する
	区役所，総合企画局，保健福祉局	6.5.4 要配慮者に対応する
6.6 交通及び輸送対策を実施する	京都府警察	(1) 道路交通規制 6.6.1 交通規制を実施する 6.6.2 通行の禁止及び規制を実施する

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
	事故対策本部	(2) 緊急輸送対策 6.6.3 ヘリコプターによる緊急輸送を行う

■ 対策の流れ



6.1 広域停電事故応急対策の活動体制を整える

(1) 本市の応急活動体制

広域停電事故発生時における応急対策の活動体制の整備計画は、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第1節 災害対策活動体制の整備計画」及び「第3章 第2節 配備及び動員」によるほか、次のとおりとする。

6.1.1 事故対策本部を設置する（危機管理監）

事故対策本部長（危機管理監）は、本市域内において広域停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、「京都市広域停電事故対策本部」を設置し、関係機関と直ちに協議して救急医療、救出その他の応急救助を実施する。

（事故対策本部の構成）

関 係 局	関 係 機 関
環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，保健福祉局，都市計画局，建設局，消防局，交通局，上下水道局，教育委員会事務局及び被災地を所管する区役所・支所，その他必要な局	京都府警察，京都府医師会及び日本赤十字社，その他必要な機関

※ 事故対策本部については、初動時は各局等が情報を共有するものとし、その後の活動は事故の種別，それによる災害の規模，態様等により災害応急対応に必要な局等で構成することとする。

6.1.2 職員を配備する（事故対策本部長，各局等の長）

事故対策本部長又は各局等の長は、事故の規模，種別，被害発生の予想される時間帯を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第3に定める配備（活動）体制を発令する。

※ 資料1-3-12 京都市災害対策本部要綱

6.1.3 総合的な調整を実施する（事故対策本部）

災害の規模、状況に応じ、事故対策本部を設置した場合においては、防災関係機関の効率的な活動及び情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な調整に当たるものとする。

（事故対策本部の業務）

- | | |
|---|----------------------|
| ア | 事故状況の実態把握，情報収集及び災害広報 |
| イ | 防災関係機関への通報及び連絡 |
| ウ | 二次災害防止のための活動 |
| エ | 付近住民に対する情報提供 |
| オ | 京都府又は他の都市等に対する応援要請 |

6.1.4 京都市災害対策本部を設置する（市長）

市長（災害対策本部長）は、広域停電事故により現に被害が発生し、災害救助法の適用を必要とする程度の被害に広がるおそれがあるときは、京都市災害対策本部を設置し、必要な対策を実施する。

(2) 関西電力株式会社の活動体制

6.1.5 関西電力株式会社の活動体制を整える（関西電力株式会社）

関西電力株式会社は、広域停電事故が発生した場合において、非常災害対策本部を設置し、関係機関との連絡調整を行う。

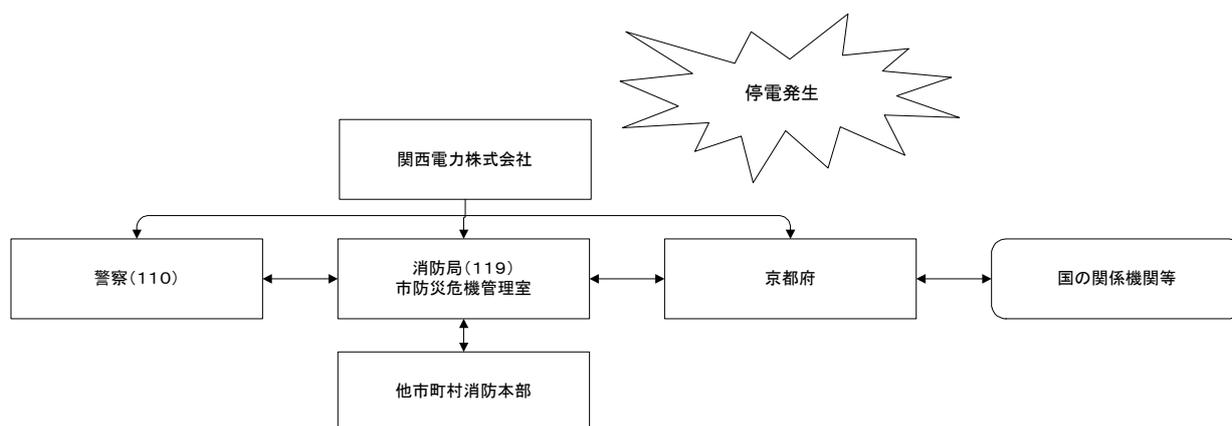
6.1.6 応急対策を実施する（関西電力株式会社）

関西電力株式会社は、原則としてあらかじめ定められた各設備の復旧順位により復旧するものとするが、設備の被害状況、復旧難易度を勘案のうえ、供給上の復旧効果が大きいものから応急対策を実施する。

6.2 広域停電事故情報を収集・伝達する

本市は、広域停電事故が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、地域住民、施設及び交通の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう「広域停電事故発生時情報連絡系統図」に基づき、緊急時の情報収集、連絡体制をとるものとする。

（広域停電事故発生時情報連絡系統図）



(1) 関西電力株式会社

6.2.1 停電状況等を通報する（関西電力株式会社）

関西電力株式会社は、広域的な停電事故が発生した場合は、本市、府、警察機関等防災関係機関に、停電状況等を連絡する。

(2) 京都市（事故対策本部）

6.2.2 事故発生時の情報収集を行う（事故対策本部）

事故対策本部は、広域停電事故発生を知ったときは、直ちに被害の状況等の収集を行う。消防局は、ヘリコプター、高所カメラ及び可搬画像伝送装置等を活用して被害の状況等の把握に努める。

6.2.3 事故発生時の通信連絡を行う（事故対策本部）

事故対策本部が行う被害状況の収集，伝達若しくは報告，その他の事故応急対策に必要な指示，命令等は，防災行政無線，有線電話，無線通信等により速やかに行う。

なお，事故対策本部は，人命の救助，事故の救援等のため，若しくは防災行政無線，有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は，電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

6.2.4 事故の状況を府知事へ報告する（事故対策本部）

事故対策本部は，広域停電事故が発生し，被害が発生又は発生するおそれがあるときは，本計画の定めるところにより，速やかにその状況を取りまとめて，京都府知事に報告する。

6.3 広報・広聴活動を実施する

広報・広聴活動は，震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第4節 広報・広聴活動計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 広報活動の実施

6.3.1 情報の収集と公表の一元化を図る（事故対策本部，総合企画局）

事故対策本部は，広域停電事故に関する広報を実施するため，情報の収集と公表の一元化を図る。

6.3.2 事故に関する広報を実施する（事故対策本部，総合企画局）

事故対策本部は，市民に協力を要請すべき事項については，その実効性を期するため，事故の規模，今後の動向等を検討し，総合企画局が次に掲げる方法等により，効果的かつ迅速な広報を行う。

（市民への広報の主な項目）

ア	事故の発生日時及び場所
イ	被害の状況
ウ	応急対策実施状況
エ	住民に対する避難勧告・指示の状況
オ	住民及び被災者に対する協力及び注意事項
カ	その他必要と認められる事項

（市民への広報活動の主な項目）

ア	新聞，ラジオ，テレビ等報道機関に対し，報道要請をする。
イ	防災行政無線，有線テレビ，有線放送等による広報を要請する。
ウ	広報番組（ラジオ，テレビ），広報印刷物，チラシ，ポスター等を利用する。
エ	インターネットを利用する。

(2) 広聴活動の実施

6.3.3 各種問い合わせに対応する（文化市民局，行財政局）

文化市民局は，広域停電事故に関する，被災地住民，市民，近隣府県民からの各種の問い合わせに対し，行財政局と連携して相談窓口を設置するなどして対応する。

6.3.4 相談業務を実施する（関西電力株式会社）

関西電力株式会社は，停電により影響を受ける地域住民への不安を解消するために，対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに，適切に相談に対応する。

6.4 救助，救急及び医療救護活動を実施する

救助，救急及び医療救護活動は，震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第8節 消防活動計画」及び「第3章 第9節 医療救護活動計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 救助活動

広域停電事故の発生に伴い，エレベーターへの閉じ込め事故等が多発することが予想されるため，設備会社等と連携した救助体制を確立して対応する。また，停電が長期化することに伴う事故の発生に備え，救助体制の整備を図る。

6.4.1 救助情報の収集及び共有を図る（消防局，京都府警察）

消防局及び京都府警察は，119番通報，110番通報及び関西電力株式会社からの通報等により，被害状況を早期に把握し，救助体制を整え，収集した被害情報を相互に連絡する。

6.4.2 救助活動を実施する（消防局，京都府警察）

消防局及び京都府警察は，広域停電事故に対応した救助資機材等を有効に活用して，迅速かつ的確に救助活動を行う。

6.4.3 他の公共団体等へ応援を要請する（消防局，京都府警察）

消防局及び京都府警察は，広域停電事故の規模や態様に応じて，単独では，又は保有資機材では対応できないと判断した場合は，京都府，他都市等に応援を要請する。

(2) 救急，医療救護活動

広域停電事故が長期化した場合，医療機関における患者の受入能力が低下することが予想される。また，停電に伴い医療機関における緊急手術の対応が不能になったり，給水能力の低下により人工透析等の対応が不能になる事態も予想されるため，各医療機関の状況を正確に把握したうえで効率的な救急活動を実施する。

6.4.4 適切な医療機関に搬送する（消防局）

消防局は，救急医療情報システムを活用して，各医療機関の患者の受入状況を確認し，迅速，的確に負傷者の搬送を行う。

6.4.5 他の公共団体に応援隊の派遣を要請する（消防局）

消防局は所有する救急車だけでは患者の搬送に対応できないときは，京都府や他都市等に応援を要請する。

6.4.6 ヘリコプターによる搬送を行う（消防局）

患者の搬送は，消防局の救急車により行うが，必要に応じてヘリコプターを活用するなど，医療機関への的確，迅速な搬送に努める。

6.5 避難対策を実施する

広域停電事故が長期化した場合，高齢者や障害者等の要配慮者に対する安否確認や避難所又は福祉避難所への避難が必要となる事態が予想される。

なお，広域停電事故発生時に本市が行う避難対策等については，震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第6節 避難応急対策計画」及び「第3章 第7節 避難所の運営計画」によるほか，次のとおりとする。

6.5.1 要配慮者の安否確認を行う（区役所，保健福祉局）

区役所及び保健福祉局等は，広域停電事故が長期化した場合には，高齢者や障害者等の要配慮者の生活状況を確認する。

6.5.2 避難所を開設する（区役所）

区役所等は，広域停電事故の発生に伴い住民等を避難させる必要があると判断した場合は，避難所又は福祉避難所を開設し，関西電力株式会社に対し発電機車等の配置など非常電源の確保を要請する。

6.5.3 避難所を運営する（区役所）

区役所等は，避難所又は福祉避難所における情報伝達，食料・水等の配布，清掃等については避難者，自主防災組織等の協力を得て，常に良好なものとするよう努める。

6.5.4 要配慮者に対応する（区役所，総合企画局，保健福祉局）

区役所，総合企画局及び保健福祉局等は，避難所又は福祉避難所においては，高齢者及び障害者等の要配慮者に向けた情報提供等に十分配慮する。

6.6 交通及び輸送対策を実施する

広域停電事故発生時における緊急輸送のための交通の確保及び緊急輸送対策については，震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第10節 輸送活動計画」及び「第3章 第11節 災害警備・交通規制計画」によるほか，次のとおりとする。

(1) 道路交通規制

6.6.1 交通規制を実施する（京都府警察）

京都府警察本部長は，救急・救助活動等が円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは，緊急車両以外の車両の通行を禁止する等交通規制を行う。

6.6.2 通行の禁止及び規制を実施する（京都府警察）

京都府警察本部長は，広域停電事故による信号機の停止等により，交通が危険であると認められる場合，通行の禁止及び規制を行う。

(2) 緊急輸送対策

6.6.3 ヘリコプターによる緊急輸送を行う（事故対策本部）

事故対策本部は，信号機の停止等により地上からの輸送が困難な場合は，必要に応じてヘリコプターを活用するなど効率的な搬送に努める。

第7節 災害支援計画 (7 災害支援を実施する)

■ 基本方針

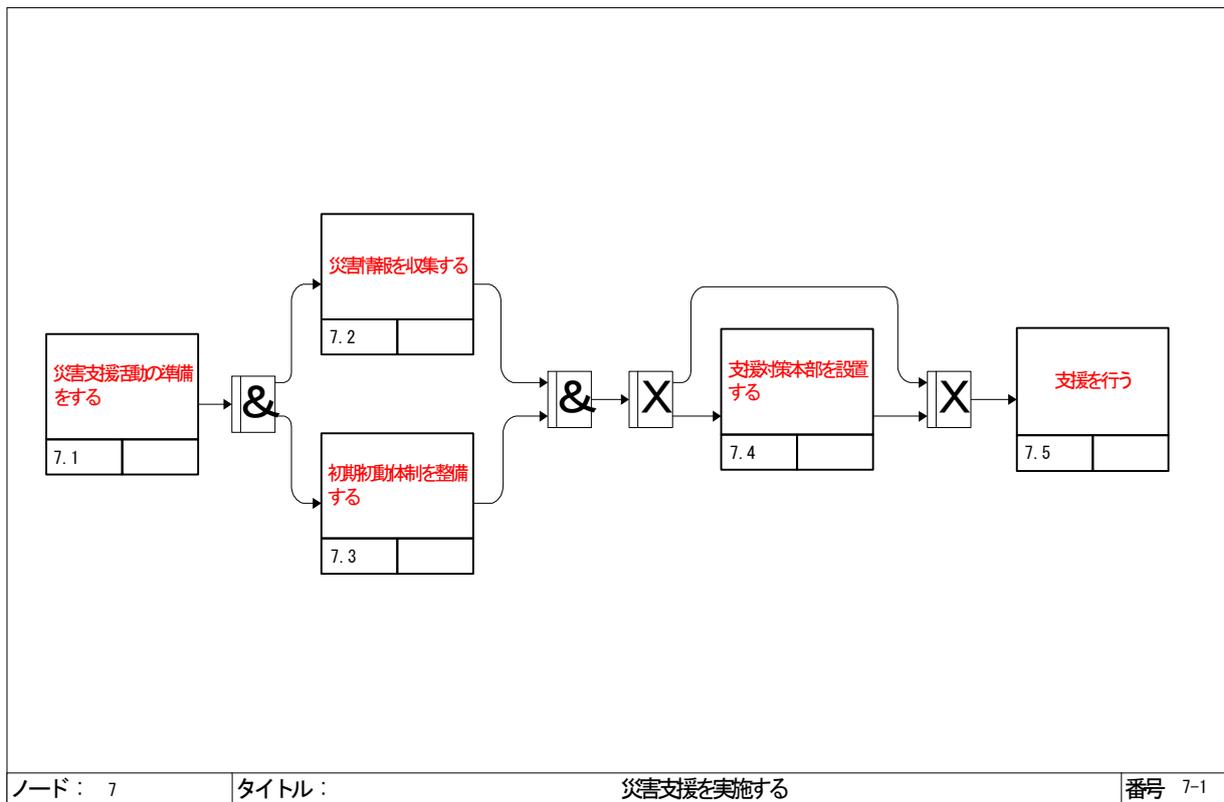
京都市域外において発生した大規模災害等に関して、災害対策基本法第67条第1項及び自治体間の災害応援協定に基づく応援要求があった場合に、又は人道上の配慮から、被災自治体に対して支援を実施する。

■ 実施責任者 : 各局等の長

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
7.1 災害支援活動の準備をする	各局等	7.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する 7.1.2 体制等の整備を進める
7.2 災害情報を収集する	各局等 ----- 防災危機管理室	7.2.1 分担する支援内容に応じた情報の収集を行う 7.2.2 概括的な情報を併せて収集する 7.2.3 総括的な被害状況等を取りまとめる 7.2.4 市長等へ取りまとめた情報を報告する 7.2.5 各局等へ取りまとめた情報を伝達する
7.3 初期初動体制を整備する	各局等 ----- 防災担当副市長, 各局等	7.3.1 支援に必要な要員, 器材を確保する 7.3.2 防災対策推進会議を開催する
7.4 支援対策本部を設置する	本部長(市長) ----- 本部事務局 ----- 本部事務局, 各局等 ----- 本部事務局 ----- 本部事務局, 総合企画局	7.4.1 支援対策本部の設置を決定する 7.4.2 支援対策本部の設置場所を決定する 7.4.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる 7.4.4 支援対策本部の機能を確保する 7.4.5 支援対策本部設置を通知・公表する
7.5 支援を行う	各局等 ----- 本部長, 本部会議構成員	7.5.1 個別の局等で対応する 7.5.2 複数の局等が協同で対応する 7.5.3 全庁体制で対応する 7.5.4 支援対策本部会議を開催する

■ 対策の流れ



7.1 災害支援活動の準備をする

- 7.1.1 災害支援活動に必要な体制等を検討する（各局等）
 災害支援活動に関係する各局等においては、速やかに支援対策活動が実施できるよう、平常から必要な体制等を検討しなければならない。
- 7.1.2 体制等の整備を進める（各局等）
 各局等においては、速やかに支援対策活動が実施できるよう、検討した体制を整備しなければならない。
 また、市長は適宜、準備状況の確認を行い、必要があるときは支援対策活動に必要な体制等の整備を指示することができる。

7.2 災害情報を収集する

- 7.2.1 分担する支援内容に応じた情報の収集を行う（各局等）
 支援対策を実施する必要があると見込まれる大規模な災害又は事故等（以下「災害等」という。）が発生したときは、各局等は、災害支援活動を円滑に実施するため、災害等の発生状況について、必要な情報の収集を行う。
- 7.2.2 概括的な情報を併せて収集する（防災危機管理室）
 防災危機管理室は、各局等の収集した情報を取りまとめるとともに、必要に応じて、先遣隊を派遣すること等により、支援対策実施の要否の判断に必要な概括的な情報を併せて収集する。
- 7.2.3 総括的な被害状況等を取りまとめる（防災危機管理室）
 防災危機管理室は、京都府、他都市又は国等と連携するとともに、テレビ・ラジオ等あらゆる手段を活用して、被災自治体の総括的な被害状況等を取りまとめる。
- 7.2.4 市長等へ取りまとめた情報を報告する（防災危機管理室）
 防災危機管理室は、一定の時間内で取りまとめた被害情報等を市長、副市長、危機管理監（以下「市長等」という。）へ報告する。
- 7.2.5 各局等へ取りまとめた情報を伝達する（防災危機管理室）
 防災危機管理室は、一定の時間内で取りまとめた被害情報等を、市長等の指示と併せて各局等へ伝達する。

7.3 初期初動体制を整備する

7.3.1 支援に必要な要員，器材を確保する（各局等）

各局等は，京都市災害支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）設置の基準に該当する災害等が発生したときは，被災自治体からの要請が予測される支援内容に合わせて，平常時から整備している支援体制に必要な要員，器材を確保する。

7.3.2 防災対策推進会議を開催する（防災担当副市長，各局等）

防災を担当する副市長は，支援対策の実施について協議を行うため，必要に応じて防災対策推進会議を開催する。

7.4 支援対策本部を設置する

7.4.1 支援対策本部の設置を決定する（本部長）

本部長（市長）は，被災自治体に対して全庁体制で支援を行う場合，又は複数の関係局等による支援を行う必要があると認めるときは，本市の支援方針等の重要事項を決定するために，支援対策本部を設置する。

支援対策本部の組織

ア 支援対策本部の構成は，市長を本部長，防災を担当する副市長を統括副本部長，その他の副市長を副本部長とし，関係局長等を本部員とする。 イ 支援対策本部は本部長が設置し，召集する。 ウ 支援対策本部に関する事務は，消防局防災危機管理室及び関係局（以下「本部事務局」という。）が行う。 （支援対策本部の組織及び運営については，京都市災害支援実施要綱に定めるところによる。）

※ 資料5-1-1 京都市災害等支援実施要綱

7.4.2 支援対策本部の設置場所を決定する（本部事務局）

本部は，原則として市役所本庁舎1階会議室（E，F，G会議室）に設置する。ただし，支援の状況等によっては，消防局本部庁舎内に設置する。

7.4.3 災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる（本部事務局，各局等）

本部事務局及び各局等は，支援対策を実施するため，災害に関する情報収集・必要な連絡体制を講じる。

※ 資料3-1-1 災害専用連絡電話

資料3-5-3 20大都市災害時相互応援に関する協定・実施細目・連絡担当部局一覧表

7.4.4 支援対策本部の機能を確保する（本部事務局）

支援対策本部を市役所本庁舎1階会議室に設置するときは，災害対策本部に準じて，情報処理に必要な情報機器（防災情報システム等）を設置する。

※ 資料3-1-2 本部室配置図

7.4.5 支援対策本部設置を通知・公表する（本部事務局，総合企画局）

支援対策本部を設置したときは，直ちにその旨を次の表の区分により通知又は公表するものとする。また，総合企画局は，支援内容等に関する報道機関の取材が円滑に行われるよう連絡・調整を行い，本部事務局をはじめ各局は取材等に対応する。

下記以外の関係機関については，本部事務局が必要に応じて通知する。

（支援対策本部設置等の通知）

通知又は公表先	通知又は公表の方法	実施責任者
被災自治体	無線，有線電話	本部事務局（防災課長）
各局等	無線，庁内放送	
京都府	無線，有線電話	
市民報道機関	報道機関を通じて公表 文書	総合企画局（広報課長）

7.5 支援を行う

各局等は、防災危機管理室と連携のうえ、被災自治体からの支援要請の状況等に応じて、京都府、他都市又は国等と連携して、必要な支援体制を構築し、対応する。

7.5.1 個別の局等に対応する（各局等）

被災自治体からの支援要請の状況等により、個別の局等が単独に対応できる場合は、防災危機管理室と連携のうえ、個別の局等で対応する。

7.5.2 複数の局等が協同で対応する（各局等）

被災自治体からの支援要請の状況等により、複数の局等の連携による対応が必要な場合は、防災危機管理室と連携のうえ、複数の局等で対応する。

7.5.3 全庁体制で対応する（各局等）

被災自治体からの支援要請の状況等により、全庁体制での対応が必要な場合は、全庁体制で対応する。

7.5.4 支援対策本部会議を開催する（本部長、本部会議構成員）

本部長は、支援対策の実施方針について協議を行うため、必要に応じて支援対策本部会議を開催する。

（支援対策本部会議の構成）

本部長	統括 副本部長	副本部長	本 部 員
市長	防災を担当する副市長	副市長	環境政策局長，行財政局長，総合企画局長，文化市民局長，産業観光局長，保健福祉局長，保健福祉局保健衛生推進室長，都市計画局長，建設局長，会計管理者，消防局長，交通局長，上下水道局長，市会事務局長，教育長，選挙管理委員会事務局長，人事委員会事務局長，監査事務局長，各区長，各担当区長及び本部長が指名する職員

（主な支援内容）

<p>ア 他都市との応援協定等に定める支援</p> <p>イ 援助物資の提供 被災地において、食料、生活必需品、災害応急用資器材等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を確保し、被災地に搬送する。</p> <p>ウ 職員の応援 被災自治体から消防活動、医療活動その他災害応急対策活動に関する職員の応援要請があるときは、速やかに消防隊、医療救護班等の必要な職員を被災地に派遣する。</p> <p>エ 義援金の募集 支援対策本部は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。</p> <p>オ 行政事務の応援 災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務応援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の応援を行う。</p>
--

第1節 航空事故復旧計画

■ 計画の目的

本計画は、航空事故により被害を受けた市民、産業、都市施設に対し迅速、的確な復旧対策を実施するため、定めるものである。

■ 実施責任者 : 防災関係機関

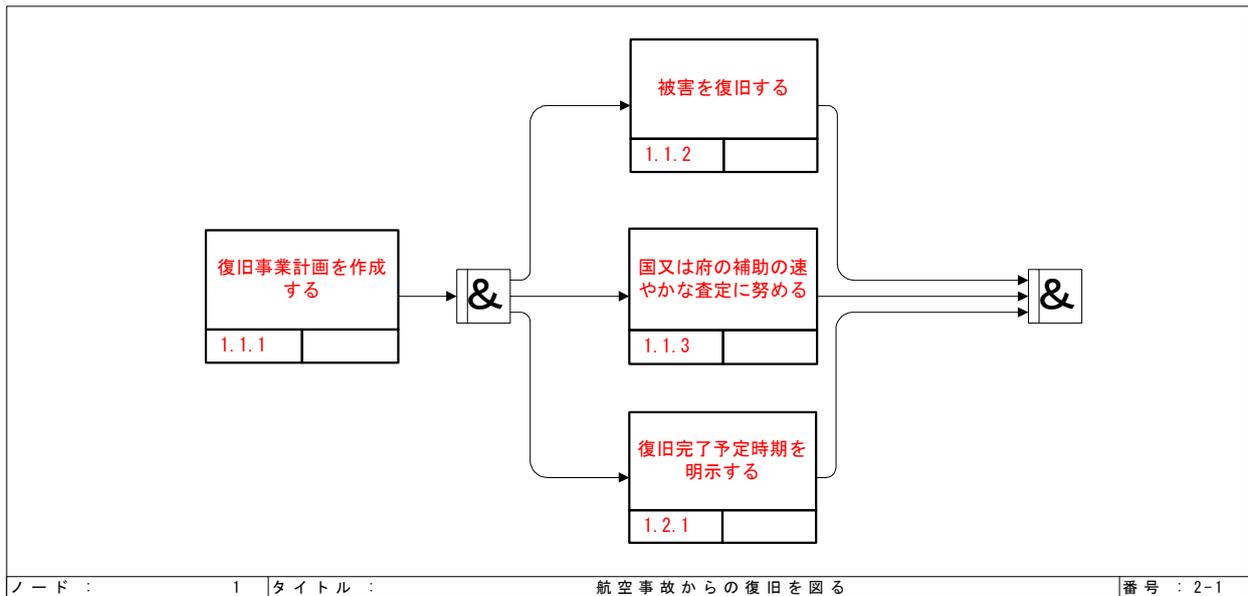
■ 基本方針

復旧対策は、原則として本市、府、国等の防災関係機関が実施するものとし、震災対策編及び一般災害対策編の「第4章 災害復旧計画」に基づくほか、次のとおりとする。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
1.1 復旧事業を行う	防災関係機関	1.1.1 復旧事業計画を作成する 1.1.2 被害を復旧する 1.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める
1.2 復旧完了予定時期を明示する	防災関係機関	1.2.1 復旧完了予定時期を明示する

■ 対策の流れ



1.1 復旧事業を行う

1.1.1 復旧事業計画を作成する (防災関係機関)

防災関係機関は、被災した施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。

1.1.2 被害を復旧する (防災関係機関)

防災関係機関は、復旧事業計画に基づき、迅速かつ適切に被害を復旧する。

1.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める (防災関係機関)

防災関係機関は、被害の復旧に当たり、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

1.2 復旧完了予定時期を明示する

1.2.1 復旧完了予定時期を明示する (防災関係機関)

防災関係機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第2節 鉄道事故復旧計画

■ 計画の目的

本計画は、鉄道事故により被害を受けた市民、産業、都市施設に対し、迅速、的確な復旧対策を実施するため、定めるものである。

■ 実施責任者 : 鉄道事業者

■ 基本方針

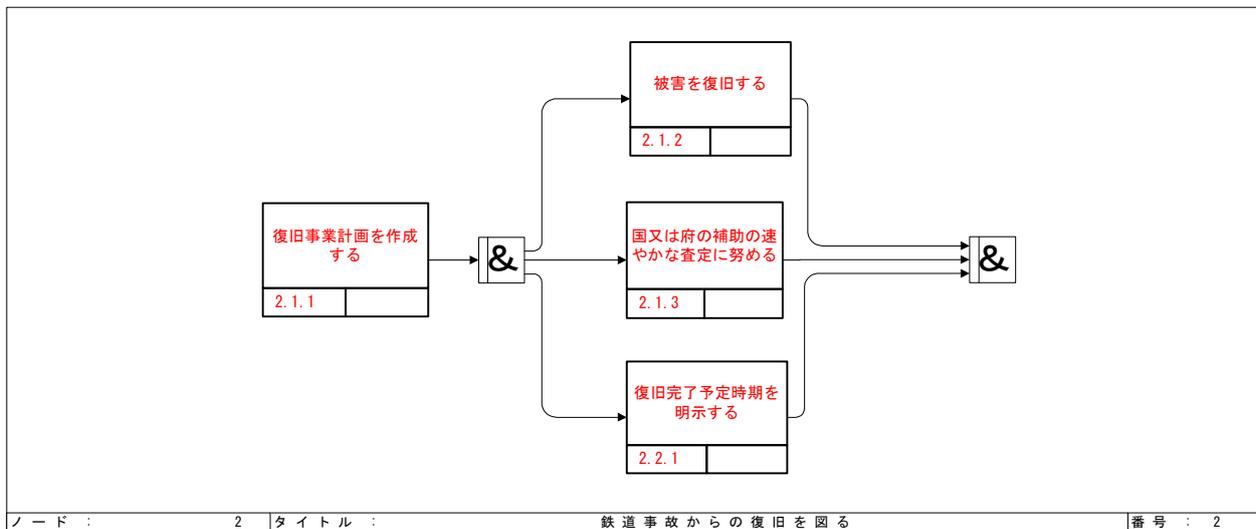
復旧対策は、原則として鉄道事業者が実施するものとし、本市、府及び防災関係機関との連携を密にし、鉄道事故に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた計画に基づき、迅速かつ的確な被災施設の復旧を行う。

なお、鉄道事業者のみでは対応できない場合には、本市は、震災対策編及び一般災害対策編の「第4章 災害復旧計画」に基づき復旧対策を実施する。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
2.1 復旧事業を行う	鉄道事業者	2.1.1 復旧事業計画を作成する 2.1.2 被害を復旧する 2.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める
2.2 復旧完了予定時期を明示する	鉄道事業者	2.2.1 復旧完了予定時期を明示する

■ 対策の流れ



2.1 復旧事業を行う

2.1.1 復旧事業計画を作成する (鉄道事業者)

鉄道事業者は、防災関係機関と協力し、鉄道施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。

2.1.2 被害を復旧する (鉄道事業者)

鉄道事業者は、復旧事業計画に基づき、迅速かつ適切に被害を復旧する。

2.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める (鉄道事業者)

鉄道事業者は、被害の復旧に当たり、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

2.2 復旧完了予定時期を明示する

2.2.1 復旧完了予定時期を明示する (鉄道事業者)

鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第3節 道路事故復旧計画

■ 計画の目的

本計画は、道路事故により被害を受けた市民、産業、都市施設に対し、迅速、的確な復旧対策を実施するため、定めるものである。

■ 実施責任者 : 道路管理者

■ 基本方針

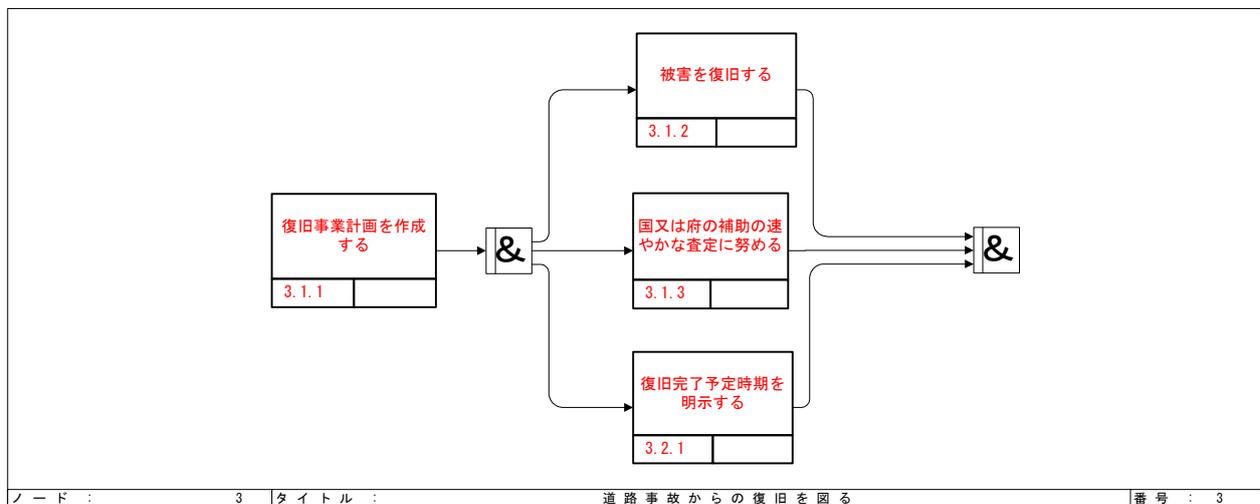
復旧対策は、原則として道路管理者が実施するものとし、本市、府及び防災関係機関との連携を密にし、道路事故に伴う施設の被害に応じ、あらかじめ定めた計画に基づき、迅速かつ的確な被災施設の復旧を行う。

なお、道路管理者のみでは対応できない場合には、本市は、震災対策編及び一般災害対策編の「第4章 災害復旧計画」に基づき復旧対策を実施する。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
3.1 復旧事業を行う	道路管理者	3.1.1 復旧事業計画を作成する 3.1.2 被害を復旧する 3.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める
3.2 復旧完了予定時期を明示する	道路管理者	3.2.1 復旧完了予定時期を明示する

■ 対策の流れ



3.1 復旧事業を行う

3.1.1 復旧事業計画を作成する（道路管理者）

道路管理者は、防災関係機関と協力し、道路施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。

3.1.2 被害を復旧する（道路管理者）

道路管理者は、復旧事業計画に基づき、迅速かつ適切に被害を復旧する。

3.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める（道路管理者）

道路管理者は、被害の復旧に当たり、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3.2 復旧完了予定時期を明示する

3.2.1 復旧完了予定時期を明示する（道路管理者）

道路管理者は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第4節 危険物等事故復旧計画

■ 計画の目的

本計画は、危険物等事故により被害を受けた市民、産業、都市施設に対し迅速、的確な復旧対策を実施するため、定めるものである。

■ 実施責任者 : 防災関係機関

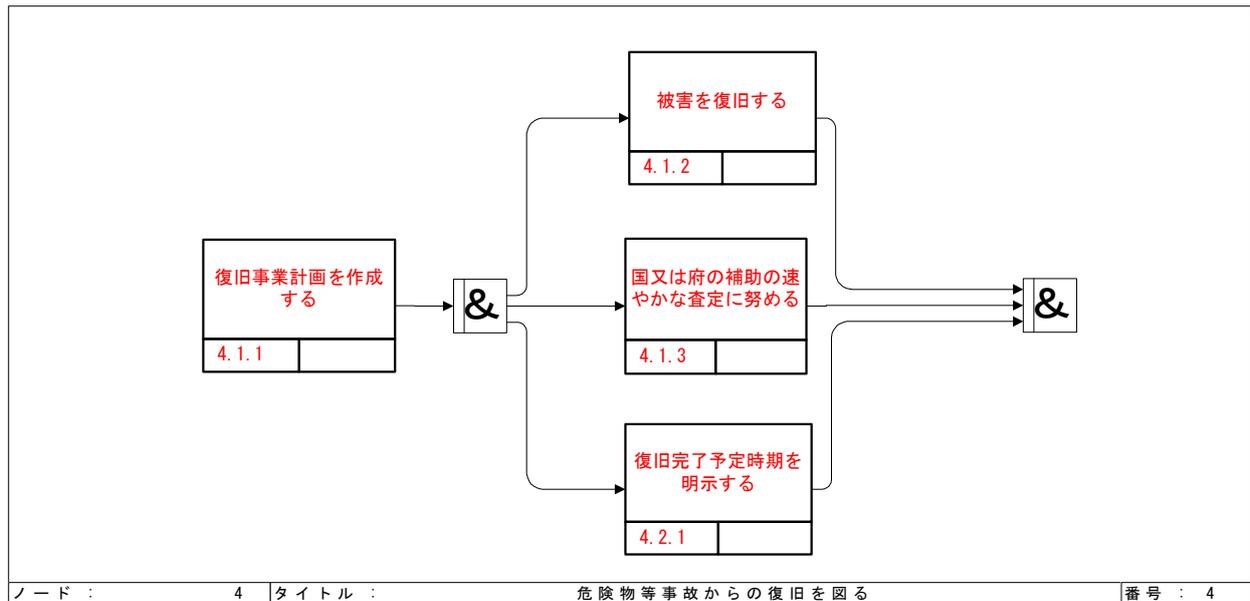
■ 基本方針

復旧対策は、原則として本市、府、国等の防災関係機関が実施するものとし、本市が実施する復旧対策は、震災対策編及び一般災害対策編の「第4章 災害復旧計画」に基づくほか、次のとおりとする。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
4.1 復旧事業を行う	防災関係機関	4.1.1 復旧事業計画を作成する 4.1.2 被害を復旧する 4.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める
4.2 復旧完了予定時期を明示する	防災関係機関	4.2.1 復旧完了予定時期を明示する

■ 対策の流れ



4.1 復旧事業を行う

4.1.1 復旧事業計画を作成する (防災関係機関)

防災関係機関は、被災した施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。

4.1.2 被害を復旧する (防災関係機関)

防災関係機関は、復旧事業計画に基づき、迅速かつ適切に被害を復旧する。

4.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める (防災関係機関)

防災関係機関は、被害の復旧に当たり、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

4.2 復旧完了予定時期を明示する

4.2.1 復旧完了予定時期を明示する (防災関係機関)

防災関係機関は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第5節 林野火災復旧計画

■ 計画の目的

本計画は、林野火災により被害を受けた市民、産業、都市施設に対し迅速、的確な復旧対策を実施するため、定めるものである。

■ 実施責任者 : 京都市

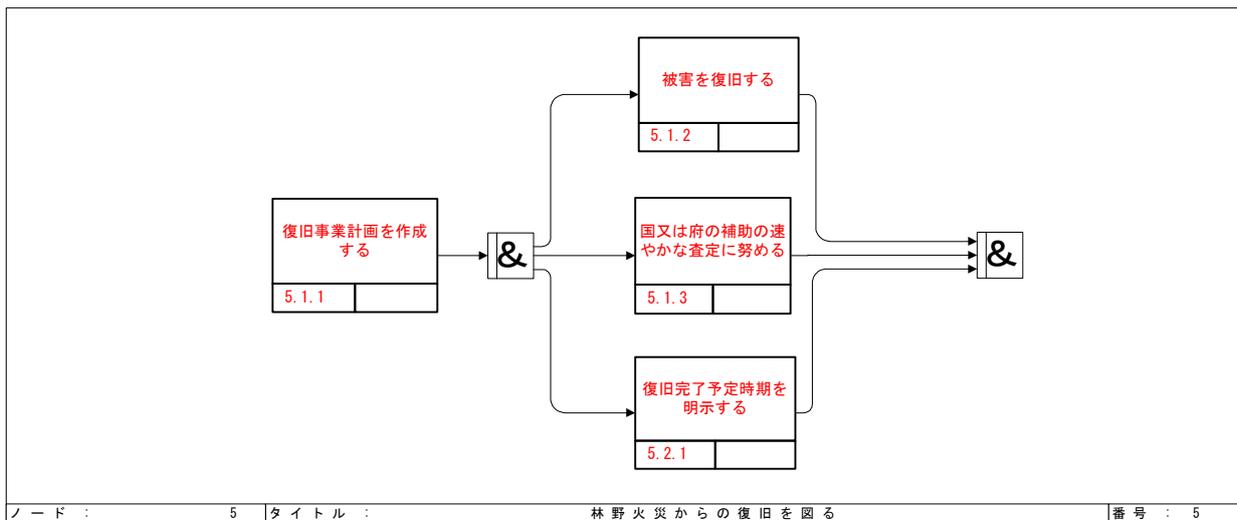
■ 基本方針

復旧対策は、原則として本市が、府、国等の防災関係機関と連携して実施するものとし、震災対策編及び一般災害対策編の「第4章 災害復旧計画」に基づくほか、次のとおりとする。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
5.1 復旧事業を行う	京都市	5.1.1 復旧事業計画を作成する 5.1.2 被害を復旧する 5.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める
5.2 復旧完了予定時期を明示する	京都市	5.2.1 復旧完了予定時期を明示する

■ 対策の流れ



5.1 復旧事業を行う

5.1.1 復旧事業計画を作成する (京都市)

本市は、防災関係機関と協力し、林野火災による被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。

5.1.2 被害を復旧する (京都市)

本市は、復旧事業計画に基づき、迅速かつ適切に被害を復旧する。

5.1.3 国又は府の補助の速やかな査定に努める (京都市)

本市は、被害の復旧に当たり、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

5.2 復旧完了予定時期を明示する

5.2.1 復旧完了予定時期を明示する (京都市)

京都市は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第6節 広域停電事故復旧計画

■ 計画の目的

本計画は、広域停電事故により被害を受けた市民、産業、都市施設に対し迅速、的確な復旧対策を実施するため、定めるものである。

■ 実施責任者 : 関西電力株式会社

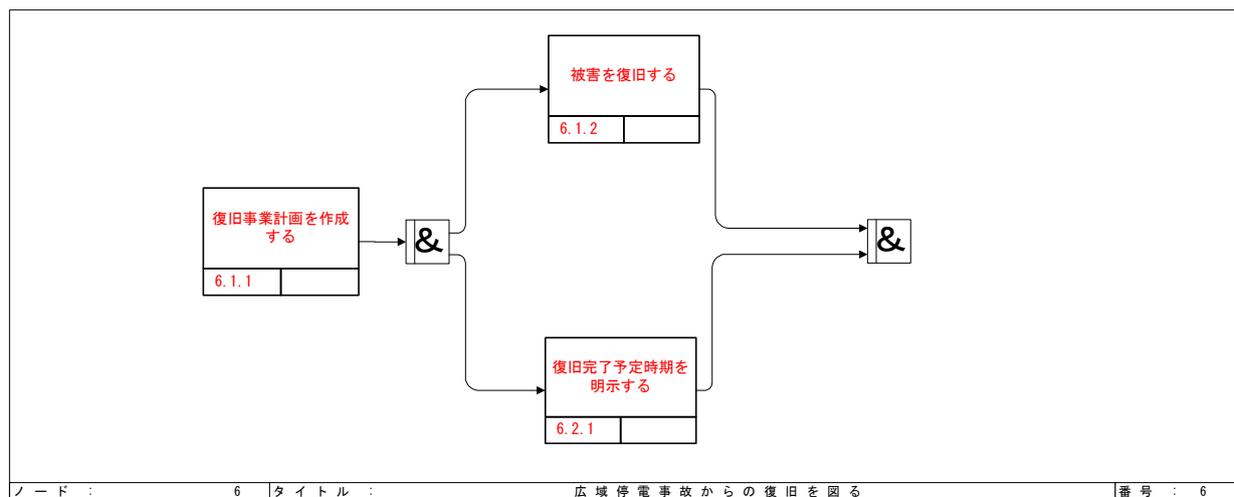
■ 基本方針

復旧対策は、原則として関西電力株式会社が実施するものとし、本市、府及び防災関係機関との連携を密にし、施設等の被害に応じ、あらかじめ定めた計画に基づき、迅速かつ的確な被災施設の復旧を行う。
 なお、関西電力株式会社のみでは対応できない場合には、本市は、震災対策編及び一般災害対策編の「第4章 災害復旧計画」に基づき復旧対策を実施する。

■ 役割分担

応急対策項目	担 当	分 担 内 容
6.1 復旧事業を行う	関西電力株式会社	6.1.1 復旧事業計画を作成する 6.1.2 被害を復旧する
6.2 復旧完了予定時期を明示する	関西電力株式会社	6.2.1 復旧完了予定時期を明示する

■ 対策の流れ



6.1 復旧事業を行う

6.1.1 復旧事業計画を作成する (関西電力株式会社)

関西電力株式会社は、関係機関と協力し、施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成する。

6.1.2 被害を復旧する (関西電力株式会社)

関西電力株式会社は、復旧事業計画に基づき、迅速かつ適切に被害を復旧する。

6.2 復旧完了予定時期を明示する

6.2.1 復旧完了予定時期を明示する (関西電力株式会社)

関西電力株式会社は、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。